

東大阪市 第6期 地域福祉計画

つながり・支え合いの輪を広げていこう！

～ だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～



令和6(2024)年3月

東大阪市

はじめに

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行に加え、価値観や生活様式も多様化するなど目まぐるしく変化しており、地域住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足を招いています。また、こうした地域社会の変容により住民が抱える問題も複雑化・複合化しており、ひきこもり、８０５０問題（９０６０問題）、ダブルケア、ヤングケアラーといった従来の福祉制度では充分に対応ができない事例も増加しています。



このような中で、新型コロナウイルス感染症の流行や全国各地で頻発する自然災害は、社会生活に多大な影響を与えると同時に、地域のつながりや住民同士の支え合いの重要性を再認識させる契機となりました。

今回策定した「第６期地域福祉計画」では、こういった状況に対応するため、基本理念を「つながり・支え合いの輪を広げていこう！～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～」とし、「地域を支え・見守る担い手づくりの推進（人づくり）」「地域福祉活動の推進と強化（環境づくり）」「支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化（しくみづくり）」「地域福祉を推進していくための連携・基盤強化（基盤づくり）」の４つの目標を掲げ、地域共生社会の実現に向けて各般の取組を進めていくこととしています。

さらに、今回の計画では、従来の福祉制度の枠組みを超えて、複雑化・複合化した課題にアプローチする「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込むとともに、本計画と関連性が高い「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」についても包含しています。

今後、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を目指して、市民、事業者・関係団体の皆様と連携・協働しながら取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉計画策定懇話会の委員の皆様、アンケート調査や地域懇談会、パブリックコメント等で貴重なご意見やご提言をいただいた市民や関係団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和６年３月

東大阪市長 野田 義和

東大阪市第6期地域福祉計画の策定にあたって

この度、東大阪市第6期地域福祉計画(以下、本計画)が、地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会及び、関係諸機関のご協力のもと、無事策定を終えることができました。

この間、ご協力いただいた皆さまには、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

本計画は、前計画である東大阪市第5期地域福祉計画の基本的な考え方を継承しながらも、地域共生社会の実現に向けて、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、「つながり・支え合いの輪を広げていこう！～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～」というより積極的な基本理念を掲げ、5年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭におき、策定に努めました。

1. 地域共生社会実現をめざして

平成29(2017)年と令和2(2020)年といった短期間に社会福祉法の改正が2回行われました。まず、平成29(2017)年の社会福祉法の改正では、第6条の2項に「地方公共団体の責務として包括的な支援体制づくりに努めること」が明記され地域福祉の推進における行政の努力義務が明文化されました。その後、令和2(2020)年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、令和3(2021)年4月から施行されました。

この改正社会福祉法の第106条の3に、「重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じて、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とより具体的な方策が打ち出されました。この重層的支援体制整備事業の3つの柱として①相談支援(本人・世帯の属性に関わらない相談支援)、②参加支援(社会とのつながりを回復する支援)、③地域づくりに向けた支援(地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援)を掲げています。東大阪市では、令和4(2022)年4月から、上記の重層的支援体制整備事業がスタートしました。

本計画は、従来の高齢者・障害者・児童といった分野別・縦割りの福祉施策を改め、連携強化型の多職種連携・地域協働システムの構築を、東大阪市全体の取組として公民協働で取り組んでいくことを目的としています。

2. 地域福祉計画の策定方針

本計画では、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないために、基本目標に関連する項目を本計画を主担した地域福祉課だけでなく、関係部署の連携・協議のもとで作成しました。特に、本計画の第3章「計画の基本的な考え方」で示した重点事業21項目をはじめ、重層的支援体制整備事業実施計画や成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画にも言及しています。

また、これらの具現化のために、地域福祉の推進の中間支援機関として東大阪市社会福祉協議会を位置づけ、「地域福祉活動計画」との一体的な計画策定に努めました。

今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続的改善を繰り返しながら、東大阪市の地域福祉の推進に寄与できるよう努めたいと思います。

東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
会長 新崎 国広

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 自助・互助・共助・公助の考え方	2
3 地域福祉推進のための圏域の考え方	3
4 計画の目的・背景	4
5 地域福祉にかかる主な国等の動向	5
6 計画の位置付け	9
7 計画の期間	10
8 計画の策定体制	10
第2章 地域福祉を取り巻く東大阪市の現状	11
1 統計からみる市の現状	11
2 アンケート調査からみた現状と課題	24
3 地域懇談会からみる課題と今後の取組	47
4 第5期地域福祉計画の主な進捗状況	50
5 地域福祉をめぐる主な課題と方向性	55
第3章 計画の基本的な考え方	57
1 基本理念	57
2 基本目標	58
3 第6期地域福祉計画の体系	59
4 重点事業	60
5 第6期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ	67
■ ライフステージと地域福祉との関わり	68
第4章 施策の展開	70
基本目標1 地域を支え・見守る担い手づくりの推進（人づくり）	70
基本目標2 地域福祉活動の推進と強化（環境づくり）	75
基本目標3 支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化（しくみづくり）	87
基本目標4 地域福祉を推進していくための連携・基盤強化（基盤づくり）	108
第5章 計画の推進体制と進捗管理	114
1 計画の推進体制	114
2 計画の進捗管理	116
3 計画の周知	117

資料編.....	118
1 社会福祉法（抜粋）	118
2 生活困窮者自立支援法（抜粋）	122
3 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）	124
4 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）	125
5 東大阪市社会福祉審議会条例	126
6 東大阪市社会福祉審議会規則	128
7 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱	130
8 東大阪市第6期地域福祉計画策定懇話会設置要綱	131
9 委員名簿（令和5年度）	132
10 策定経過	134
11 用語解説	135

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるよう、サービスを利用する・できるようにするだけでなく、地域の人とのつながりを大切にしながら、「支え合い・助け合い」の関係の仕組みをつくっていくことです。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを指します。

国では、「地域共生社会」の実現が地域福祉の推進に向けたビジョンとして掲げられています。ポイントは以下の3つです。

●制度・分野の「縦割り」を超える

既存のサービスや支援は、それぞれの対象者向けのアプローチが基本であり、それは今後も必要ですが、現在人々が抱える困りごとや悩みごとが多様化していることから、これまでの制度や仕組みだけでは対応が困難な事柄が増えてきています。制度や分野にとらわれず、本人や世帯に対して、包括的な支援をしていく必要があります。

●「支え手」「受け手」の関係を越える

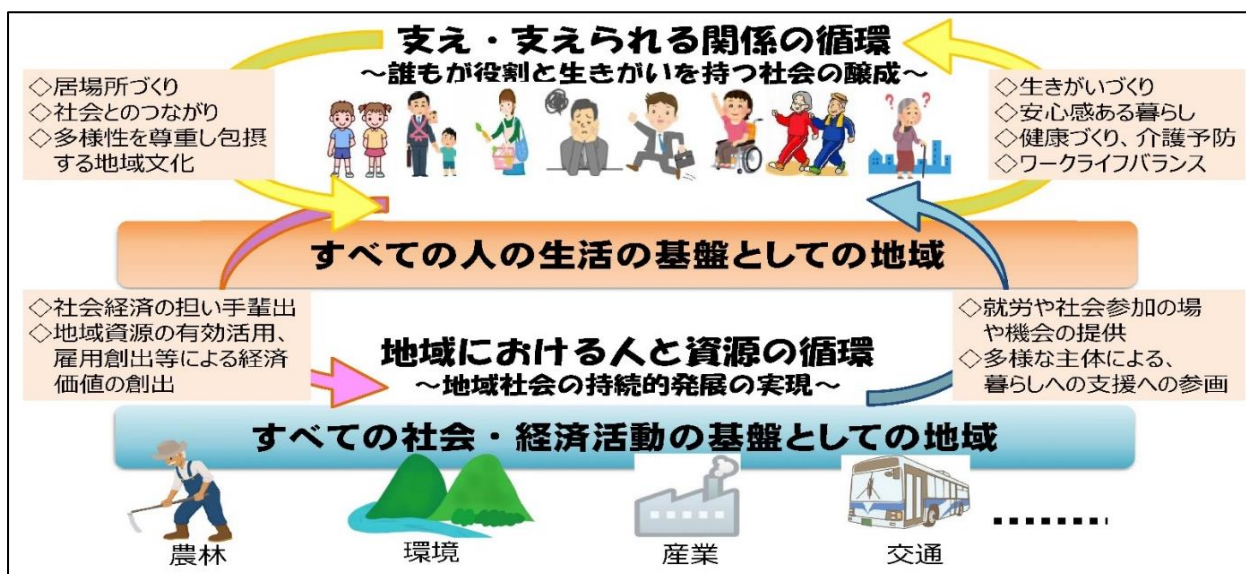
各制度においては、支援する側と支援を受ける側のそれぞれの役割がはっきりしていることが多いものの、実際はその役割が固定化されているわけではなく、場面に応じて変化することがあります。様々な人との関わりの中で、自身の存在価値や生きがいを見出し、互いを気にかけてあい支え合う関係性を作っていくことが大切です。

●世代や分野を超えて人と人、人と資源がつながる

地域の中には、様々な世代や異なる背景をもった人々が暮らしています。それぞれの人には得意なこと・不得意なことがあり、それぞれの得意なことを活かした「助け上手・助けられ上手」の関係づくりが必要不可欠です。

また、視点を変えれば、福祉分野以外の地域の課題についても、世代や分野を超えて、人と人、人と資源がつながる可能性があります。そうした幅広い分野と福祉をつなげて考えていくことも大切です。

《地域共生社会のイメージ図》

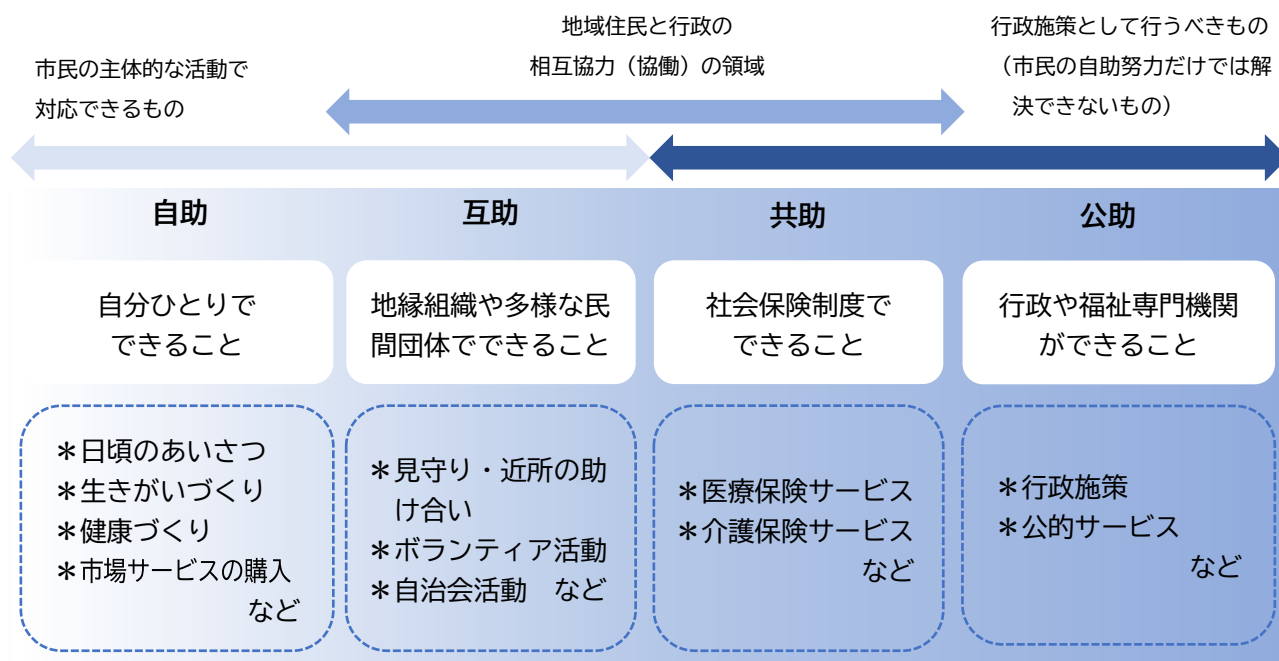


【出典】厚生労働省

2 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進していくためには、「行政や福祉専門機関が提供する公的サービスによる支援（公助）」や「医療や介護、年金制度など社会保険制度による支援（共助）」だけでなく、「自分ひとりでできること（自助）」「住民同士が互いに支え合ったり、地域や民間団体が協力しあってできること（互助）」等を組み合わせた地域づくりが大切です。

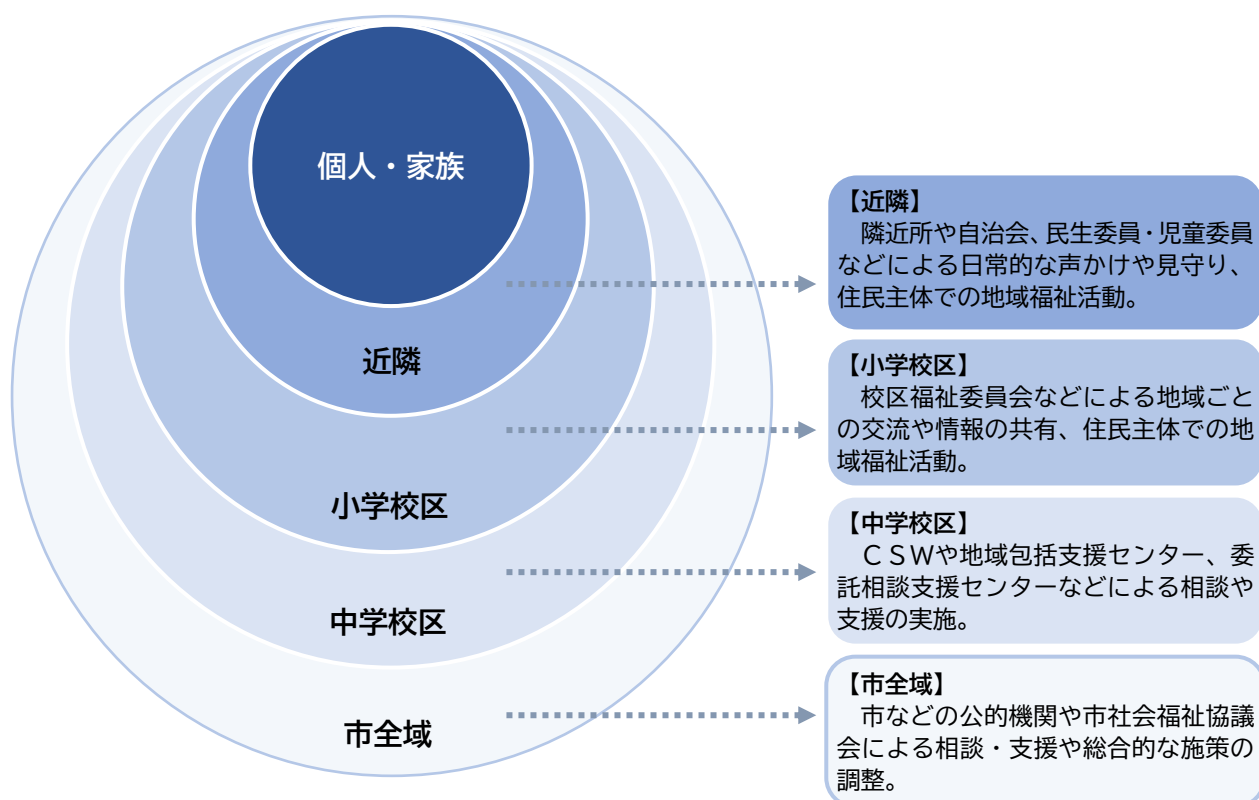
《地域福祉における「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図》



3 地域福祉推進のための圏域の考え方

地域福祉を推進していく対象エリアは市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が重要です。

本市では地域において多様化する福祉課題や福祉ニーズに対応していくため、「個人・家族」「近隣」「小学校区」「中学校区（日常生活圏域）」「市全域」の5つの圏域を設定し、相互の役割を確認しながら、地域福祉推進のための取組を重層的に進めていきます。



4 計画の目的・背景

近年、日本では人口減少や少子高齢化が進み、核家族化などの世帯構成の変化や地域社会の変容などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

このような中で、これまで家族や地域のつながりで解決できたことが、社会的孤立などの問題として現れてくるようになりました。また、セルフネグレクト（自己放任）、8050問題（9060問題）、ダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届きにくいケースや世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースも増えており、従来の制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援等）では対応しきれなくなってきました。

このような状況下で、地域に住む人々が安心して暮らしていくためには、地域に住む誰もが住みやすい地域づくりに参加する、地域福祉の推進がますます重要になります。

国においては、子どもから高齢者まで、出自や障害の有無などにかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取組を進めており、市町村においても地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する必要があります。

そこで本市では、誰もが地域でいきいきと暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けて、「地域」という視点で福祉に関する課題を整理し、支援を必要とするさまざまな人の生活を地域で支えていくため、「東大阪市第6期地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

5 地域福祉にかかる主な国等の動向

(1) 社会福祉法の改正

「地域共生社会」の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30（2018）年と令和3（2021）年に施行されました。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることを目指す旨が明記されました。また、この理念を実現するため、市町村において、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を包括的に受け止め、支援していく体制（包括的な支援体制）を整備するよう努めることとされました。

さらに、令和3（2021）年4月の改正では、市町村における包括的な支援体制を構築するための具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業が創設されました。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度は認知症、知的障害その他の精神上の障害がある人を支える重要な手段であるにもかかわらず成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28（2016）年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立、同法に基づき、平成29（2017）年3月に第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）が閣議決定されました。また、市町村に対しても、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた取組を行うよう求められるとともに、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進にかかる基本的な計画を策定するよう努めることとされました。これを受けて、本市でも第5期地域福祉計画に包含するかたちで、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

その後、令和4（2022）年3月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成29（2017）年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定されました。

また、同法第8条において、市町村は、国の計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされ、本市でも令和4（2022）年3月に東大阪市再犯防止推進計画を策定しました。なお、同計画は、就労や住居の確保、個々の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスの提供などが基本的施策として位置づけられており、地域福祉の推進と関連が深いことから、令和6（2024）年度からは第6期地域福祉計画（本計画）に包含することとなりました。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが求められています。

（４）生活困窮者自立支援制度

長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、平成25（2013）年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じ得る限り幅広い支援を行うこと、早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じた住民相互の支え合いを目指すこととされています。

（５）重層的支援体制整備事業

令和3（2021）年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱に一体的に実施することとされました。

本市では、事業の開始前から、すでに地域包括支援センターや委託相談支援センター、生活困窮者相談窓口など、各分野別の相談体制による支援を実施してきました。また、「高齢者、障害者、子育て中の親など属性を問わない地域の身近な相談窓口」であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした関係機関の連携により、分野を超えた支援を行う体制を整えています。

しかし、近年では、より複雑化・複合化した課題を抱えているケースが増えていることから、こうした課題を効果的に改善するための包括的な支援体制の整備を進めるべく、令和4（2022）年4月から、東大阪市重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、事業をスタートさせました。同計画は、令和6（2024）年度から第6期地域福祉計画（本計画）に包含されることとなり、今後、更なる事業の充実に向けて取り組む必要があります。

（６）こども未来戦略など、少子化への対策

令和3（2021）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和5（2023）年4月には「こども基本法」の施行とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

こども家庭庁は、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を推進し、全てのこども・子育て世帯に対して、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」や「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」等に係る施策を「加速化プラン」に掲げ、「総合的な制度体系」を構築することを目指しています。

希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが環境に左右されることなく、大切に育まれ、笑顔で暮らせる地域を目指し、こども・子育て世帯を地域全体で支えるため、国と自治体が連携した取組を促進していくことが必要です。

（７）孤独・孤立対策推進法など、孤独・孤立の問題への対策

令和6（2024）年4月には、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定されました。

また、令和6（2024）年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も施行され、居場所のない若年女性たちの存在が顕在化したことなどを背景に、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の整備が規定されました。

（８）共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として令和6（2024）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国が「認知症施策推進基本計画」を策定し、認知症対策の推進を目指すこととなりました。また、市町村にも計画策定が努力義務とされたことから、本市においても、令和6（2024）年3月に「認知症施策推進計画」を策定しました。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法では基本理念として、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」や「相談支援体制、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備」、「社会参加の機会の確保」、「認知症予防の推進」の他、「認知症の人に関する国民の理解の増進」も規定されました。これらの認知症施策について、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

（９）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正法）等、障害施策の動向

令和3（2021）年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、令和6（2024）年4月から民間事業者等は、障害のある人に対する合理的配慮の提供が義務化されました。これにより事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化や、行政機関や事業者等が事業の実施にあたり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供することが求められます。加えて、令和3（2021）年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務等が規定されました。

また、令和4（2022）年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者による情報の取得利用・意思疎通について、障害の種類・程度に応じた手段の選択や、地域性によらない情報取得、障害者ではない者と同一内容の情報を同一時点で取得できる事、ITやICT技術の活用等、情報の十分な取得・利用や円滑な意思疎通のための施策推進が求められています。

さらに、令和6（2024）年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」が施行され、障害者等の希望する生活の実現のため、障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援等が法に規定されました。障害者雇用促進法による障害者雇用率の令和6（2024）年度からの段階的な引き上げが行われるなか、障害者等の地域生活や就労ニーズに対する支援の強化が求められています。

(10) SDGs（エス・ディー・ジーズ）【持続可能な開発目標】の推進

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けての取組は、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取組も必要となります。

本計画においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、下記のような目標を挙げ、本市の地域福祉施策が取り組むゴールとします。

本市においても、各部署が実施する取組にSDGsを明確に位置付けることで、市民や事業者など多様な関係者への浸透を図り、それぞれが連携・協力しながら持続可能なまちづくりを行っていくことによって、SDGsの達成に貢献することをめざすこととしています。



HIGASHIOSAKA SDGs GEAR

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《特に本計画と深く関連する目標》

	1 貧困をなくそう	貧困をなくそう		2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに
	3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を		4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう		8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も
	10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを
	16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に		17 パートナリーシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう

6 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

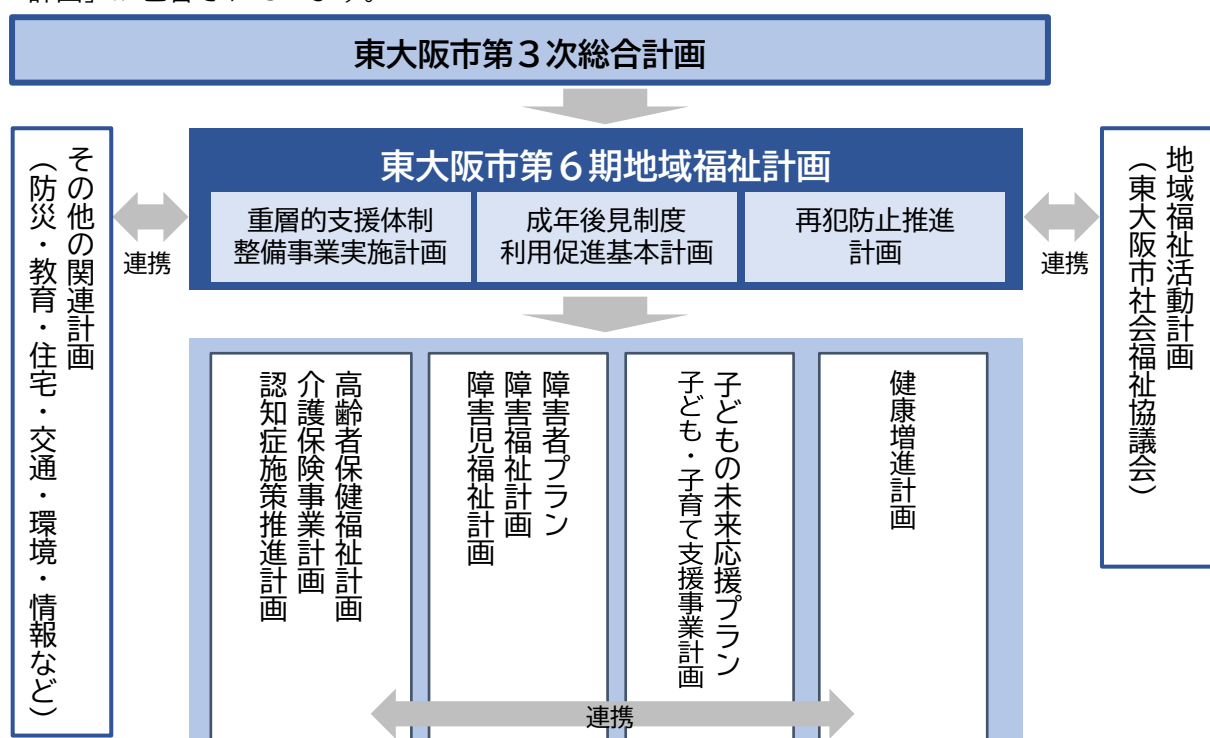
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定する計画です。また、平成30（2018）年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定について任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

(2) 市その他計画との関係

本計画は、「東大阪市第3次総合計画」（令和2（2020）年7月策定）を上位計画としており、総合計画における政策の目標の中でも、「分野1．人権・共生・協働」の「施策 NO.3 公民連携によるまちづくりの推進」や「分野5．健康・福祉」の「施策 NO.12 高齢者の活躍と地域における支えあいの推進」が地域福祉にも関連する目標として挙げられます。加えて、「分野7．防災・治安」の「NO.17 危機や災害に強く安心して暮らせるまちづくり」、「NO.18 治安対策の強化による安全・安心なまちの実現」についても関連要素が含まれています。

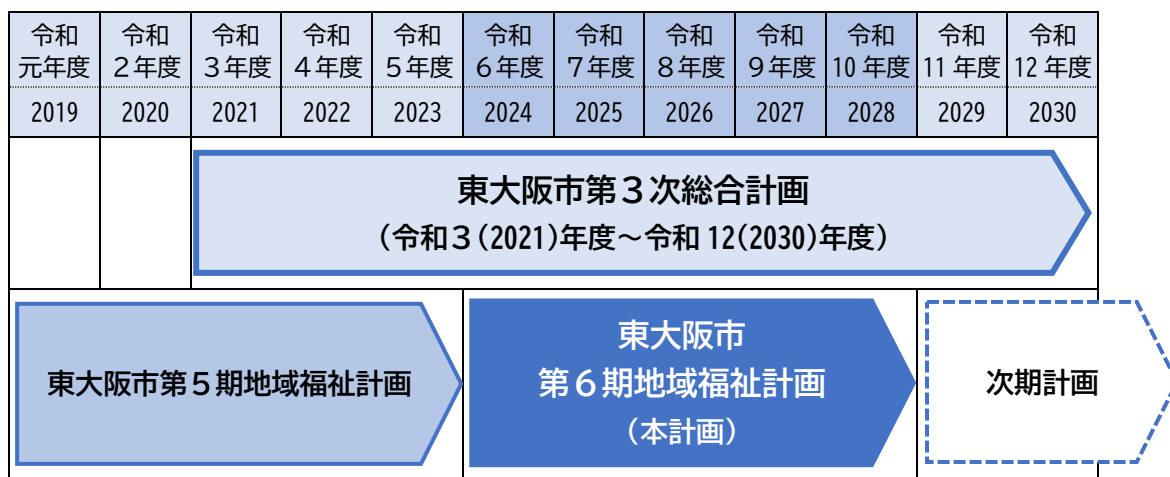
また、高齢者、障害者、子ども等、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画やその他福祉に関する計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

さらに、本計画には、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28（2016）年5月施行）第14条第1項に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）第8条第1項に基づき策定する「再犯防止推進計画」、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3（2021）年4月施行）により改正された社会福祉法第106条第5項に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」が包含されています。



7 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度を初年度、令和10（2028）年度を目標年度とする5か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。



8 計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

地域住民や日頃身近な福祉の活動に携わっている地域の団体及び専門職の立場から地域の福祉に携わっている事業所などの意見を反映するため、市民アンケート調査及び事業所・団体アンケート調査を実施し、地域福祉に関するニーズや地域参加への意識の把握を行いました。

（2）地域懇談会

市内3圏域（東地域・中地域・西地域）別に、地域住民や福祉に関わる関係機関によるワークショップ形式の地域懇談会を実施し、地域福祉の推進について一緒に考える機会を設けました。

（3）地域福祉専門分科会などでの審議

専門的な検討を行うため、学識経験者、関係機関の代表者などで構成される東大阪市社会福祉審議会の「地域福祉専門分科会」と、公募市民などを含めた「地域福祉計画策定懇話会」の合同会議を設置し、集中的な討議を行うとともに、庁内組織としては「福祉推進委員会」において総合的な調整・意見集約などを行いました。

（4）パブリックコメントの実施

計画案についてパブリックコメントを実施し、広く住民の意見を聴取して、その反映に努めました。

第2章 地域福祉を取り巻く東大阪市の現状

第2章

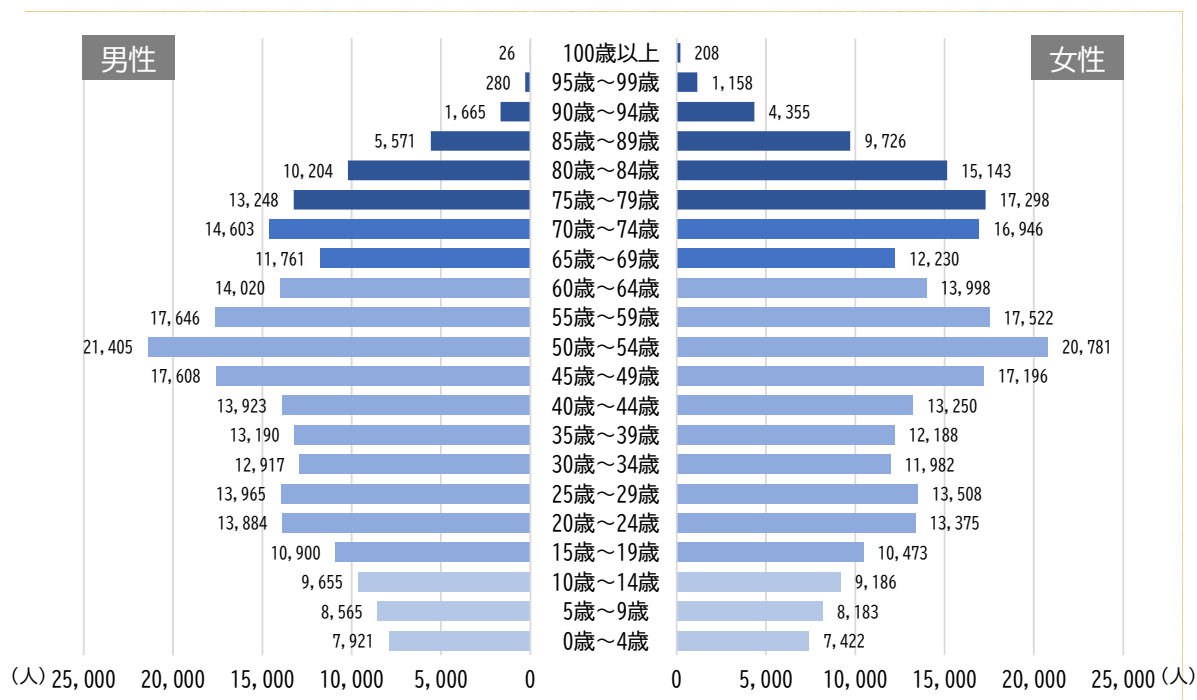
地域福祉を取り巻く東大阪市の現状

1 統計からみる市の現状

(1) 人口構造

本市の人口ピラミッドをみると、下記のように50～54歳人口が最も多くなっています。

《人口ピラミッド》



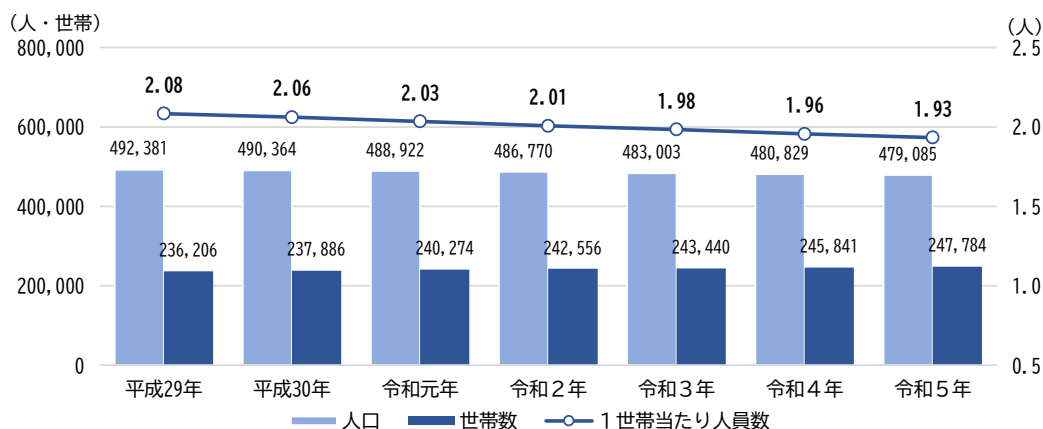
【資料】住民基本台帳人口（令和5（2023）年9月末現在）

(2) 人口・世帯の状況

本市の人口は平成29（2017）年以降、減少傾向となっており、令和5（2023）年には479,085人となっています。

一方で、世帯数は平成29（2017）年以降、増加傾向となっており、令和5（2023）年には247,784世帯となっています。人口が減少傾向となっているのに対して世帯数は増加傾向となっていることから、一世帯当たり人員数は概ね減少傾向で、令和3（2021）年には2人を切り、令和5（2023）年には1.93人となっています。

《人口・世帯の推移》



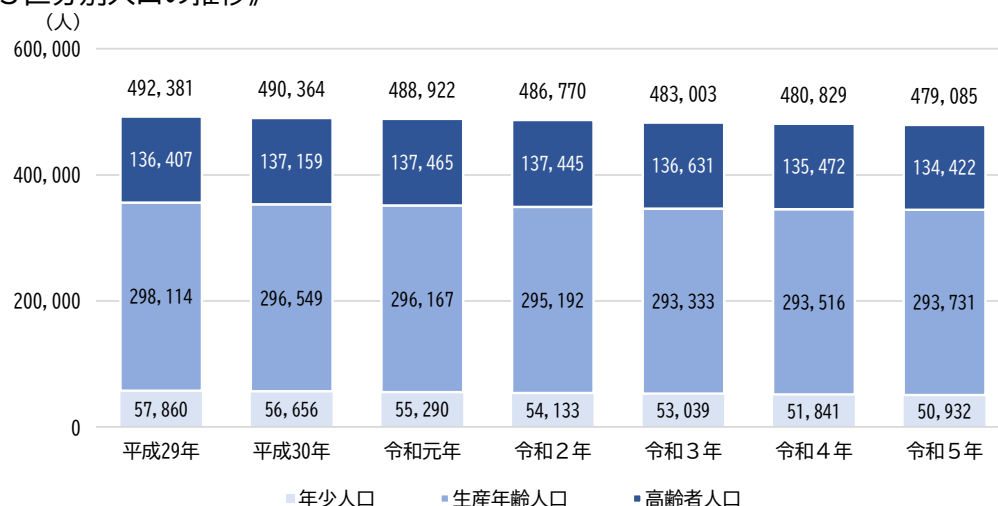
【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(3) 年齢3区分別人口の推移

本市における近年の年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は平成29（2017）年以降、減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は令和2（2020）年まで横ばい傾向となっており、その後減少しています。

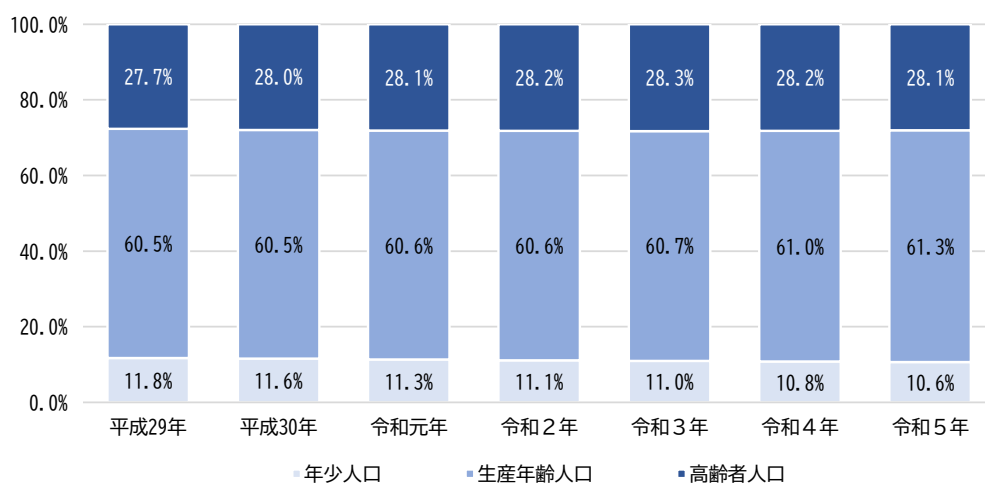
これに伴い、年齢3区分別の人口構成割合をみると、同様の動きを示しています。

《年齢3区分別人口の推移》



【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

《年齢3区分別人口割合の推移》



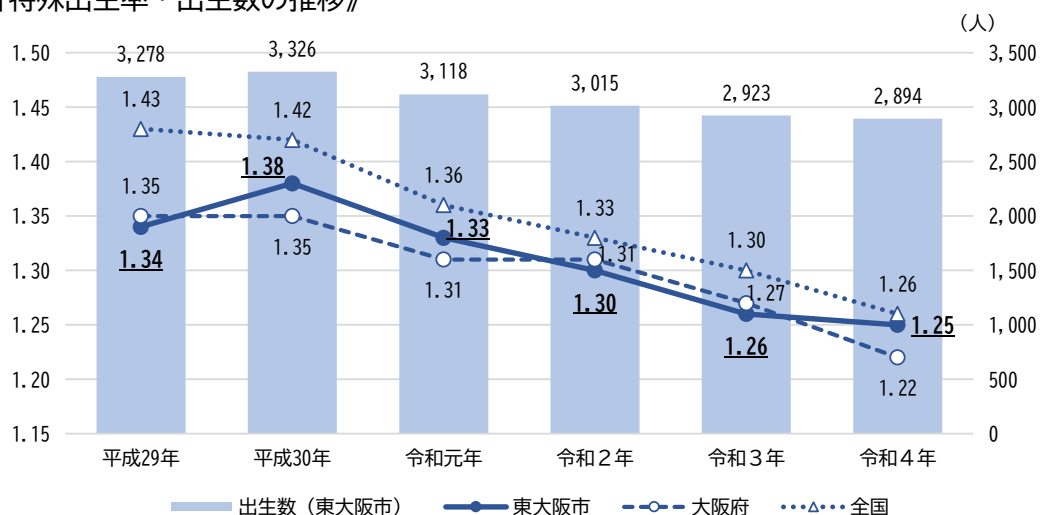
【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(4) 子どもの状況

① 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4（2022）年に2,894人となっています。合計特殊出生率は、全国に比べて低い水準で推移していたものの、令和5（2023）年には1.25と、全国とほぼ同水準となっています。

《合計特殊出生率・出生数の推移》

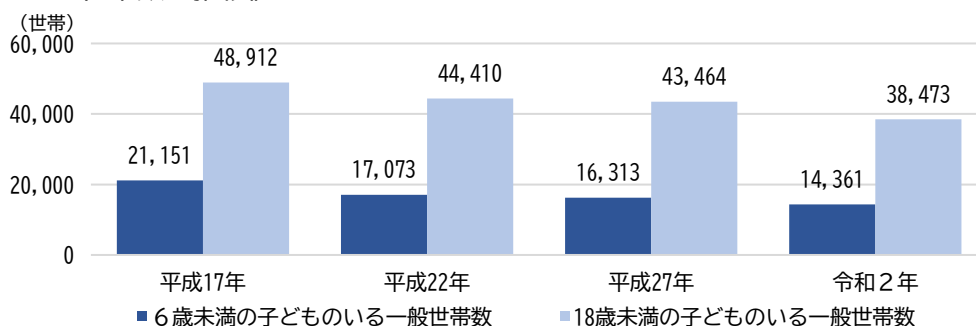


【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

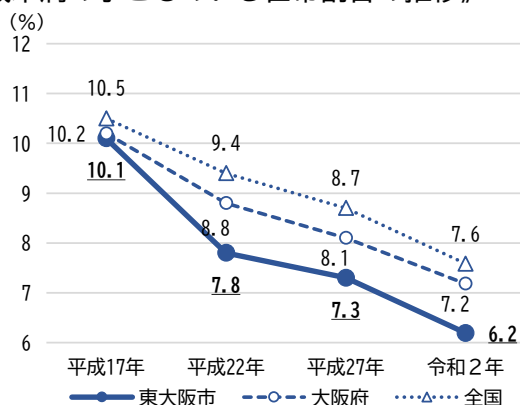
② 子どものいる世帯の状況

本市では、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに減少しています。また、その割合は全国や大阪府より低い値で推移しています。

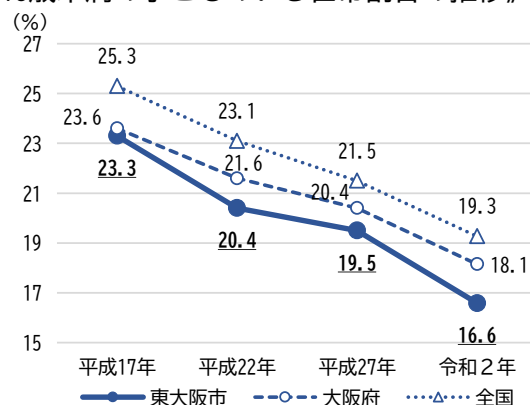
《子どものいる世帯数の推移》



《6歳未満の子どものいる世帯割合の推移》



《18歳未満の子どものいる世帯割合の推移》



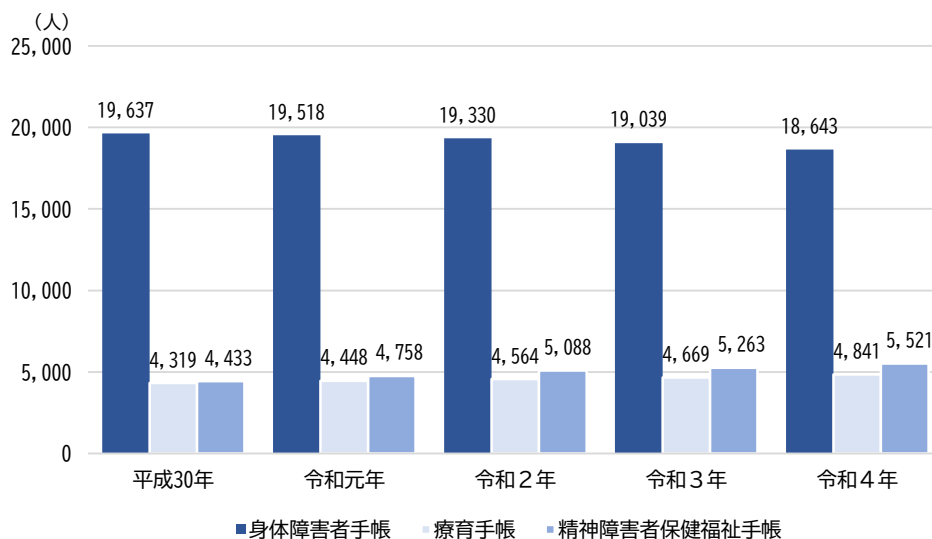
【資料】国勢調査

(5) 障害のある人の状況

① 障害者手帳の状況

本市における障害のある人の状況を近年の手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者数は平成30（2018）年以降、減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

《手帳所持者数の推移》

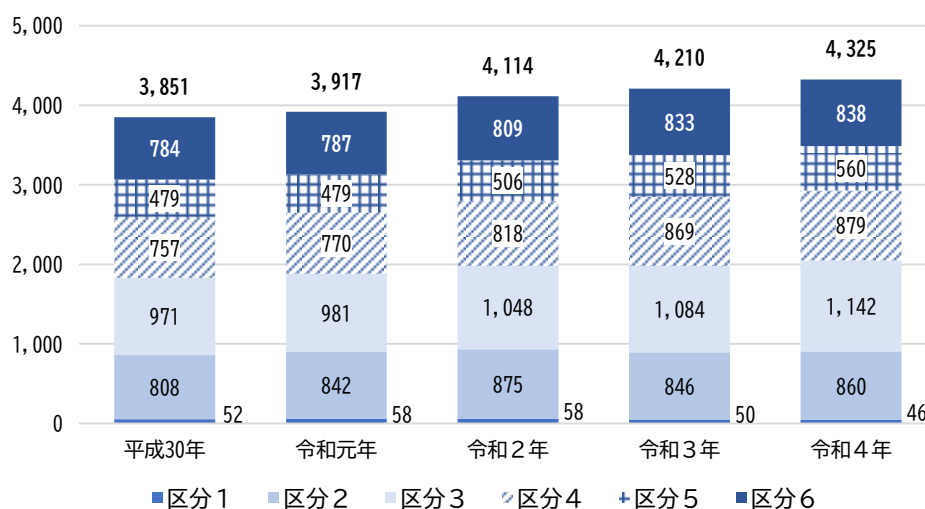


【資料】東大阪市（各年4月1日現在）

② 障害支援区分認定の状況

本市の障害支援区分認定者数は、平成30（2018）年以降、増加し続けています。最新の動向と今後の予測を見込んだ施策の展開が望まれます。

《障害支援区分別認定者数の推移》



【資料】東大阪市（各年3月末現在）

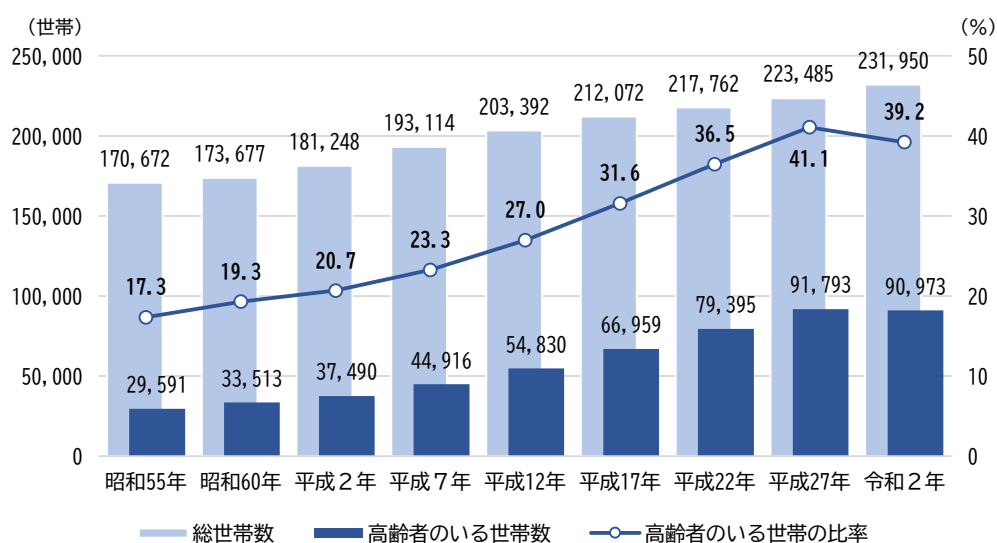
(6) 高齢者の状況

① 高齢者のいる世帯の状況

本市では、65歳以上の高齢者のいる世帯は昭和55（1980）年以降、増加傾向となっており、令和2（2020）年では39.2%となっています。全世帯に占める割合は上昇傾向となっており、近年では約4割を占めています。

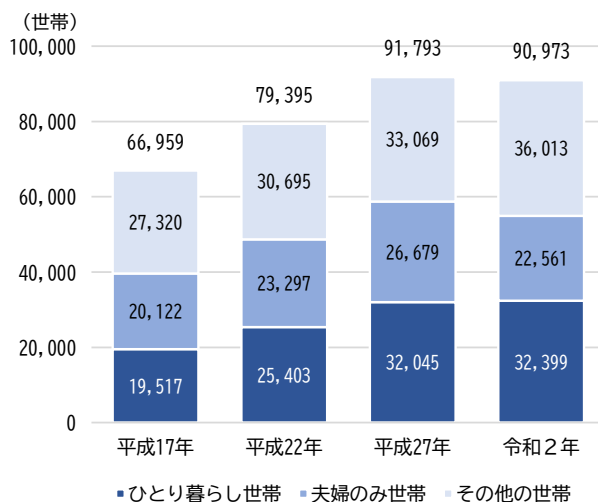
また、高齢者のいる世帯を形態別にみると、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯ともに増加傾向となっています。

《高齢者のいる世帯数の推移》

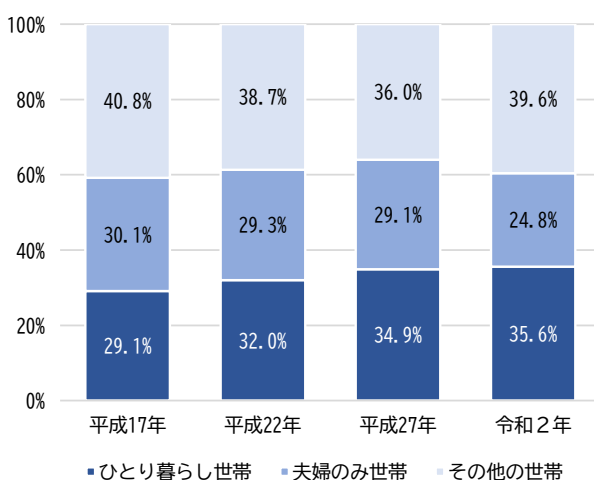


【資料】国勢調査

《高齢者のいる世帯数の形態別推移》



《高齢者のいる世帯数の形態別構成比の推移》



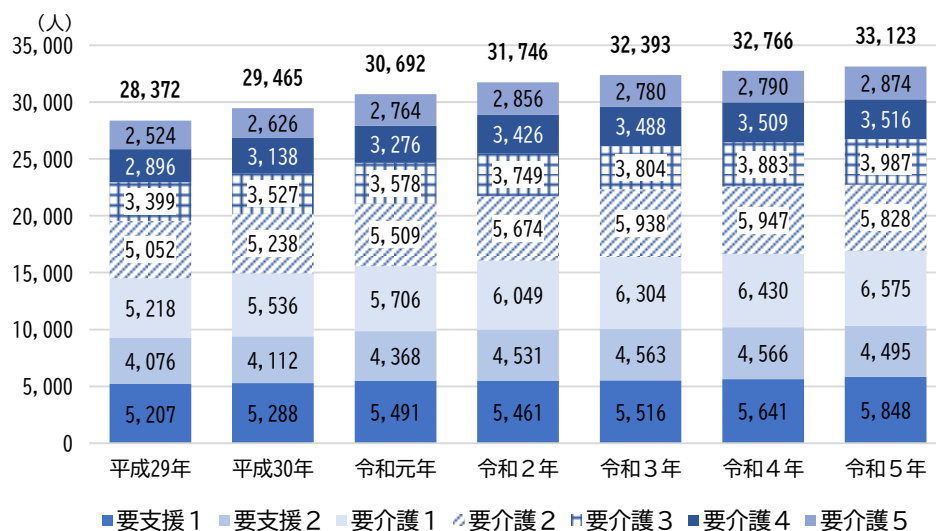
【資料】国勢調査

② 要支援・要介護認定者の状況

本市の要介護認定者数は平成29（2017）年以降、増加傾向にあり、令和5（2023）年には33,123人となっています。介護度別にみると、要支援1～要介護2の軽度・中度認定者数が多くなっています。

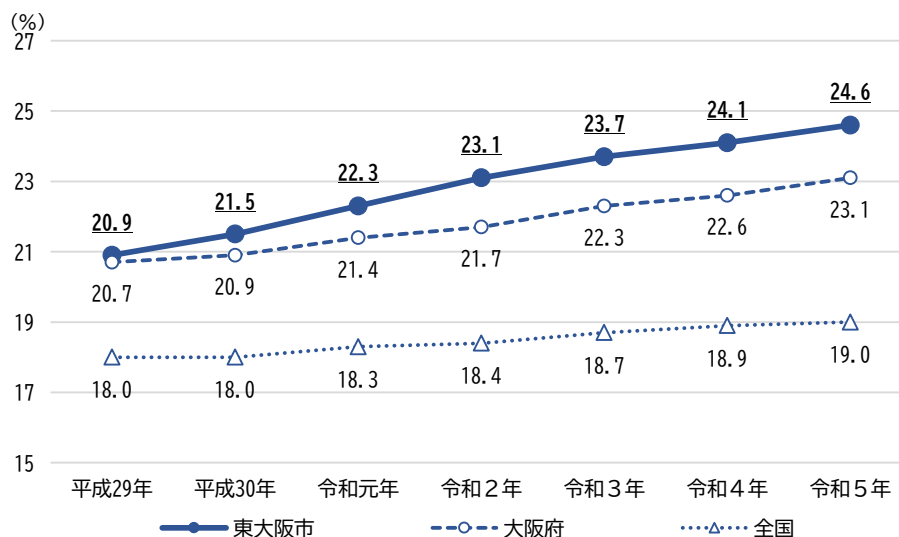
認定者数の増加に伴い、認定率（高齢者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）は上昇し続けており、全国や大阪府と比べて高い水準で推移しています。

《要支援・要介護認定者数の推移》



【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

《要支援・要介護認定率の推移》



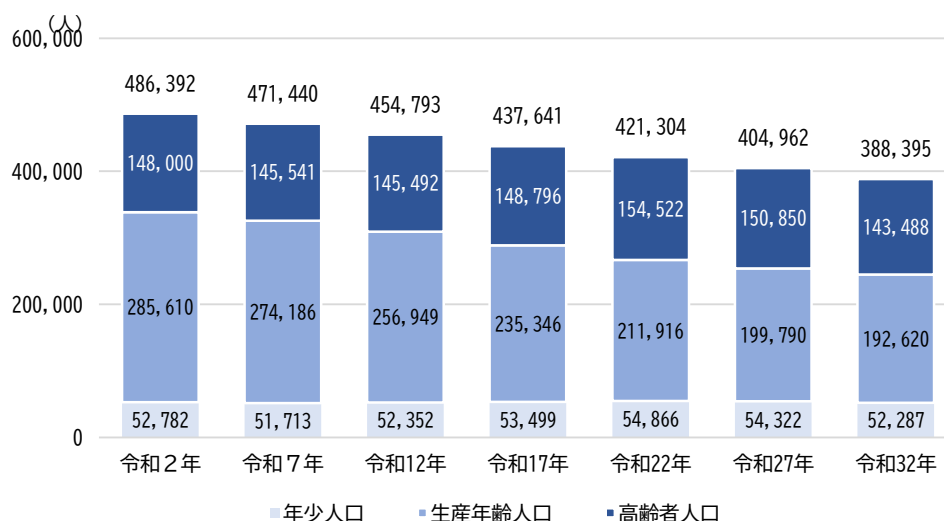
【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

(7) 人口推計

平成28（2016）年策定の人口ビジョンによる本市の将来人口をみると、今後も総人口は減少傾向にあり、年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は急激に減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）はゆるやかな減少傾向となっています。

年齢3区分別の人口構成割合をみると、令和17（2035）年には高齢者割合が34.0%となり、令和22（2040）年以降は総人口の約2.7人に1人が高齢者となる見込みです。

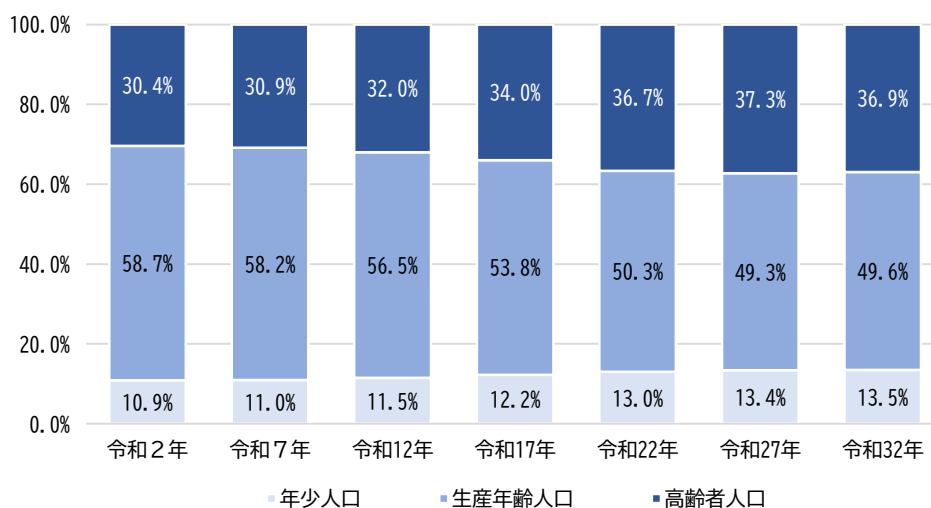
《年齢3区分別人口の推計》



【資料】東大阪人口ビジョン（平成28（2016）年3月）

※端数処理により、各区分人口の合計は総数に一致しないことがある。

《年齢3区分別人口割合の推計》

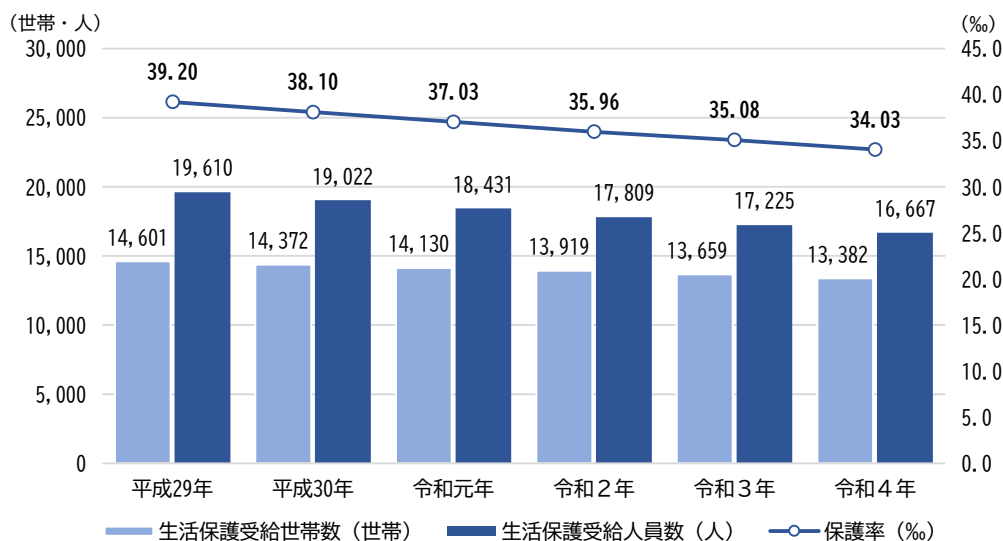


【資料】東大阪人口ビジョン（平成28（2016）年3月）

(8) 生活保護

本市の生活保護の状況は、生活保護受給人員数、生活保護受給世帯数ともに、平成29（2017）年以降、減少傾向にあり、保護率も低下傾向にあります。

《生活保護の推移》



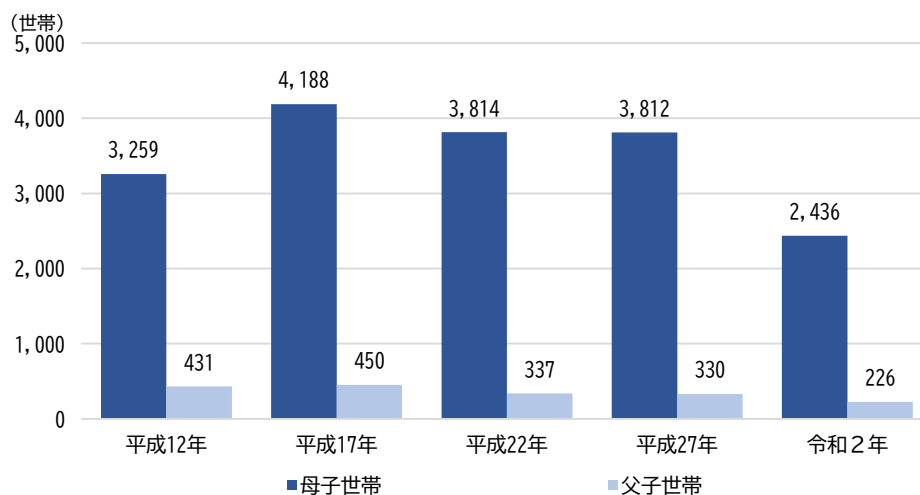
【資料】東大阪市

※世帯数、人員数は各年平均。保護率は、各年10月1日現在の推計人口を母数としている。

(9) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯ともに、平成17（2005）年以降、減少傾向にあります。

《ひとり親世帯数の推移》



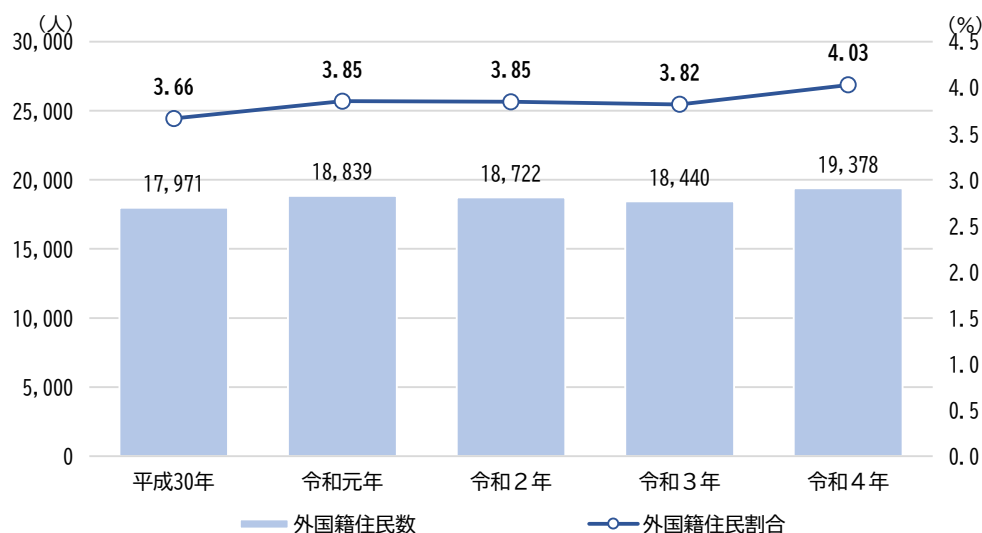
【資料】国勢調査

(10) 外国籍住民の状況

本市の外国籍住民数は、平成30（2018）年以降、概ね増加傾向で推移しており、全市民のうちの外国籍住民割合も上昇傾向となっています。

また、外国籍住民数の国籍別構成比については、韓国・朝鮮籍の割合が最も高くなっていますが、近年では全体に占める割合は低下しつつあります。一方でベトナム籍の割合が高まっています。

《外国籍住民数の推移》



【資料】東大阪市統計書（各年末現在）

《国籍別外国籍住民数割合の推移》

（単位：％）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
韓国・朝鮮	56.5	52.2	50.6	49.6	45.8
中国	21.5	21.2	20.9	20.2	20.2
ベトナム	11.0	14.7	16.4	18.1	19.7
フィリピン	2.9	3.2	3.1	3.4	3.4
タイ	0.8	1.0	1.1	1.0	1.1
ブラジル	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8
米国	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6
その他	5.9	6.4	6.4	6.2	8.4

【資料】東大阪市統計書（各年末現在）

(11) 市民活動の状況

① 民生委員・児童委員

本市の民生委員・児童委員への相談・支援件数をみると、高齢者に関することが6割以上を占めています。

《民生委員・児童委員の活動状況》

(単位：件)

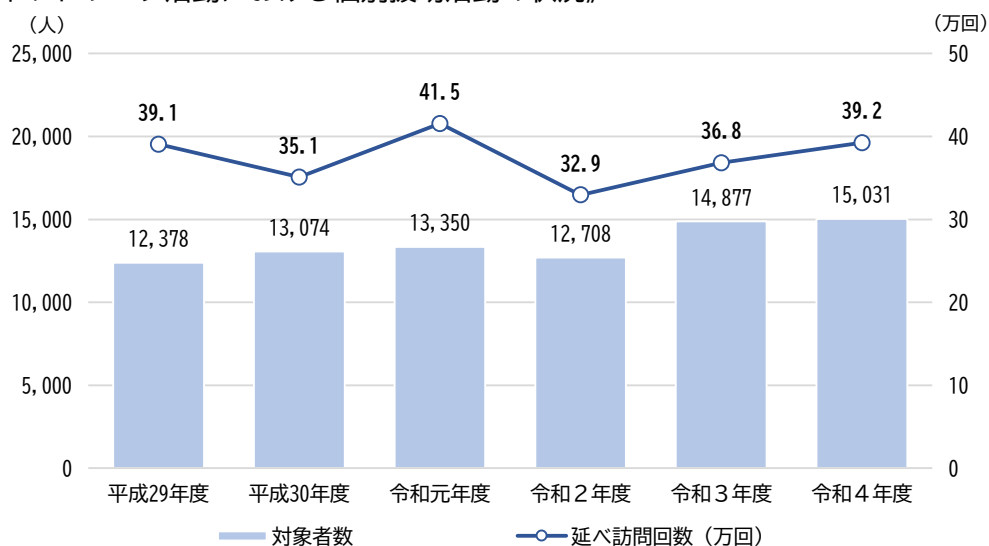
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
分野別相談・支援件数				
高齢者に関すること	12,233	12,762	10,800	11,081
障害者に関すること	452	656	442	512
子どもに関すること	3,424	3,887	2,579	3,186
その他	2,781	3,928	3,136	2,602
合 計	18,890	21,233	16,957	17,381
その他の活動件数				
調査・実態把握	7,757	11,314	3,031	5,256
行事・事業・会議への参加協力	10,472	9,302	4,204	4,903
地域福祉活動・自主活動	14,311	12,747	7,933	13,154
民児協運営・研修	6,995	7,064	3,374	4,897
証明（調査・確認等）事務	894	903	536	651
要保護児童の発見の通告・仲介	95	120	8	70
合 計	40,524	41,450	19,086	28,931

【資料】東大阪市

② 小地域ネットワーク活動

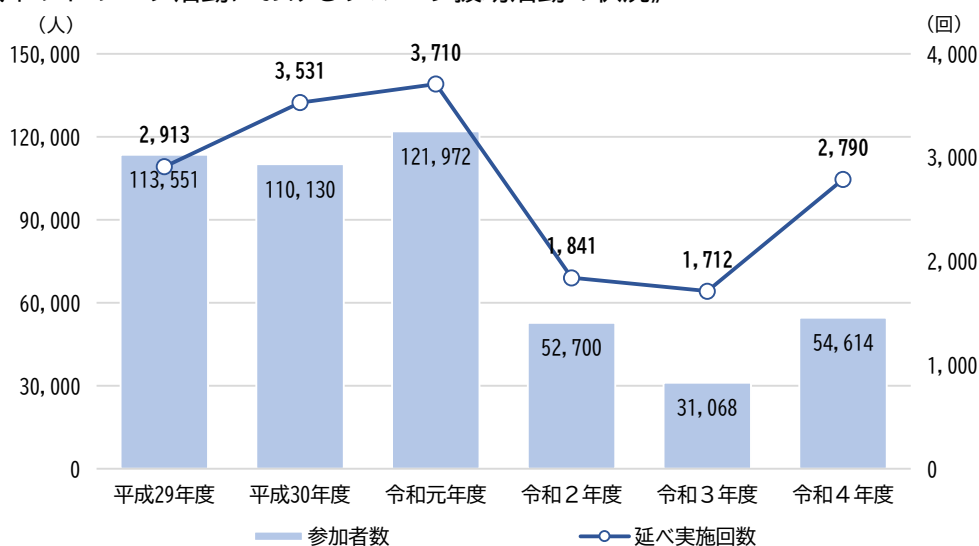
地域住民の参加による小地域ネットワーク活動は、概ね小学校区を単位として、見守りや声かけといった個別援助活動、ふれあいサロンや介護予防教室といったグループ援助活動などを行っています。近年は、個別援助活動の対象者数は増加傾向にあるのに対し、グループ援助活動の実施回数及び参加者数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は減少していましたが、令和4（2022）年度には増加しています。

《小地域ネットワーク活動における個別援助活動の状況》



【資料】東大阪社会福祉協議会

《小地域ネットワーク活動におけるグループ援助活動の状況》



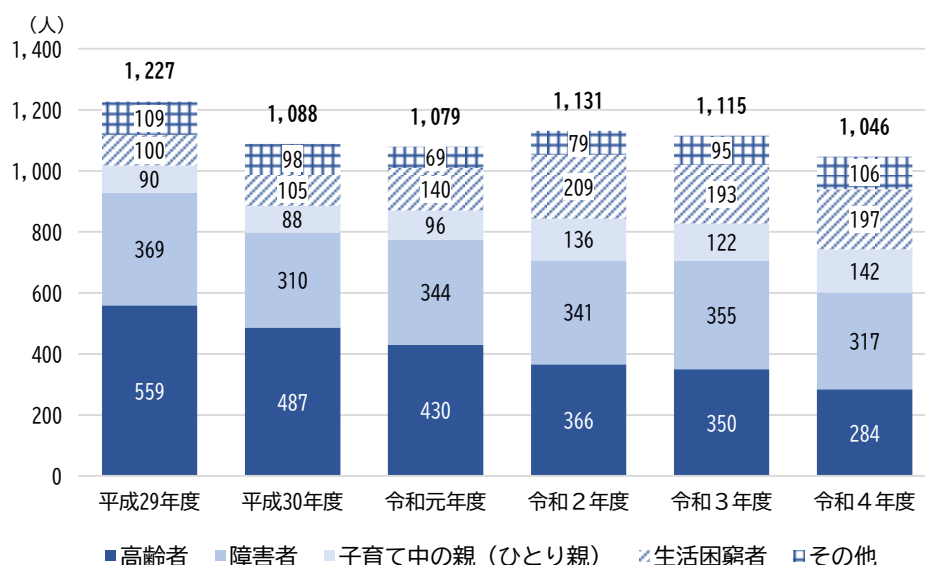
【資料】東大阪社会福祉協議会

③ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動状況

CSWの活動状況における相談者の人数は、増減を経て、令和4（2022）年度に1,046人となっています。要援護者別にみると、高齢者の相談は減少しているのに対し、子育て中の親（ひとり親）や生活困窮者の相談件数の増加がみられます。

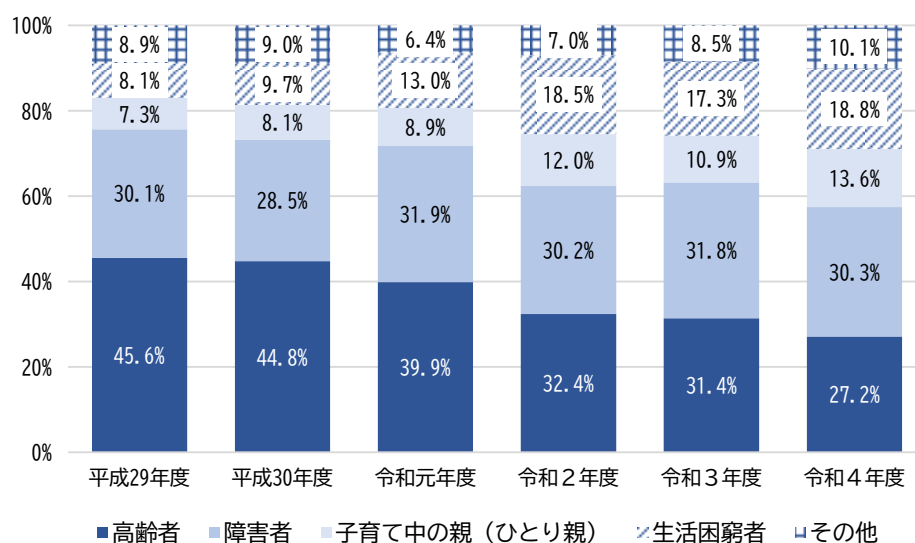
また、支援するケースが複雑化、多様化していることから、相談内容の内訳については変動がみられますが、概ね「健康・医療」、「身の回りの世話」、「家族関係」が多くなっています。

《CSWへの相談人数（要援護者別）》



【資料】東大阪市社会福祉協議会

《CSWへの要援護者別相談割合》



【資料】東大阪市社会福祉協議会

《C S Wへの相談件数（相談内容別）》

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護保険	3,344	2,559	2,152	1,937	1,595	1,697
障害者自立支援制度	2,841	2,911	2,603	2,766	3,004	2,794
子育て・子どもの教育	862	1,124	1,073	1,516	1,491	2,104
生活保護制度	3,432	3,240	3,565	3,456	3,565	4,113
年金制度	1,733	1,853	1,950	1,518	1,272	1,369
健康・医療	8,080	7,600	7,179	7,322	7,878	7,612
経済的援助	2,264	2,270	2,372	2,417	3,667	3,069
財産管理	2,410	2,286	2,350	2,702	3,034	2,990
消費者問題	632	750	776	996	1,013	1,120
身の回りの世話	6,487	6,874	6,688	7,162	7,598	7,434
就労	2,357	2,549	2,501	2,973	3,036	2,696
施設入所	1,420	1,232	1,256	1,175	983	1,137
D V ・ 虐待	511	384	609	730	448	896
ホームレス	97	100	107	108	62	82
地域活動・ボランティア	294	108	218	269	316	372
その他の福祉制度	1,949	1,474	1,327	1,983	2,298	2,341
近隣トラブル	1,073	1,222	1,110	962	876	923
家族関係	5,129	4,881	5,190	5,283	4,643	5,303
身の上相談	4,780	5,346	5,770	5,315	4,909	4,432
その他	484	1,505	1,189	1,166	1,391	1,436
合 計	50,179	50,268	49,985	51,756	53,079	53,920

【資料】東大阪市区社会福祉協議会

2 アンケート調査からみた現状と課題

地域福祉に関する意識や活動状況について把握し、地域福祉の推進に向けた基礎資料とするため、市民や市内で地域福祉に関わる活動を行っている事業所や団体を対象に、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

① 調査対象

調査名	対象
市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出
事業所・団体アンケート調査	市内で地域福祉に関わる活動や事業を行っている事業所・団体

② 調査期間

令和5（2023）年6月28日～7月18日

③ 調査方法

自己記入方式（郵送による配布・回収）

④ 回収状況

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
市民アンケート調査	3,000人	941人	31.4%
事業所・団体アンケート調査	168団体	119団体	70.8%

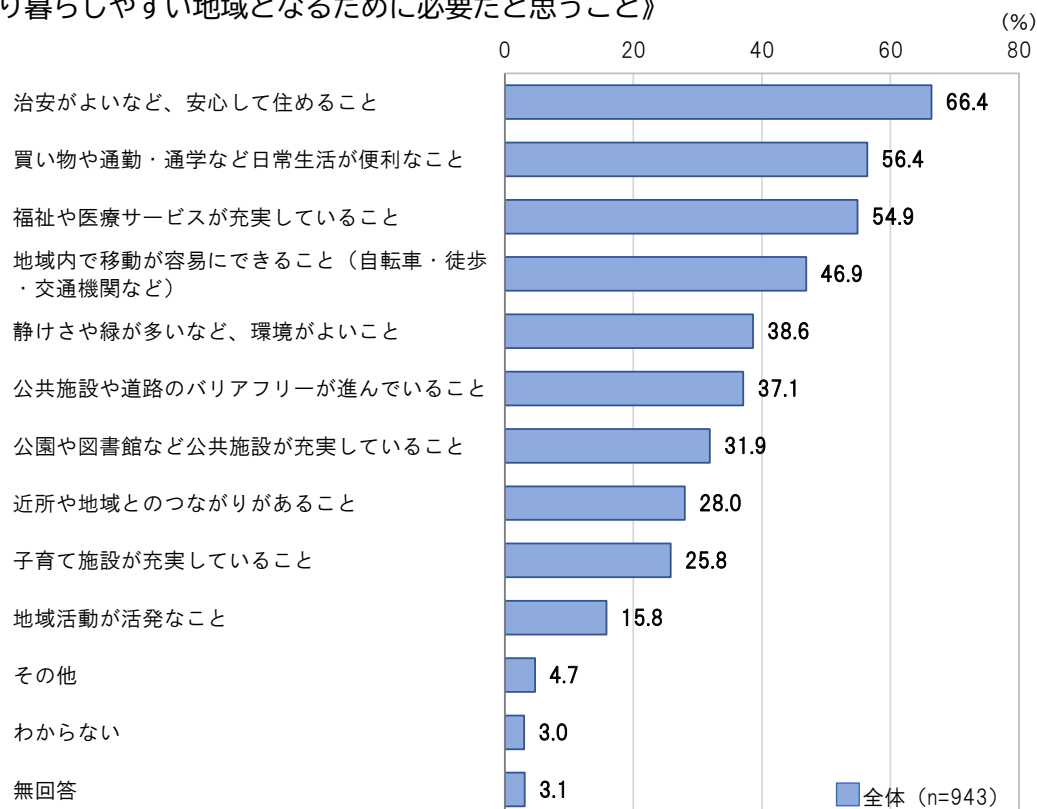
※市民アンケート調査ならびに事業所・団体アンケート調査については、本市ウェブサイトにも全編を掲載しています。

(2) 主な調査結果と考察：市民アンケート調査

① 地域とのつながり

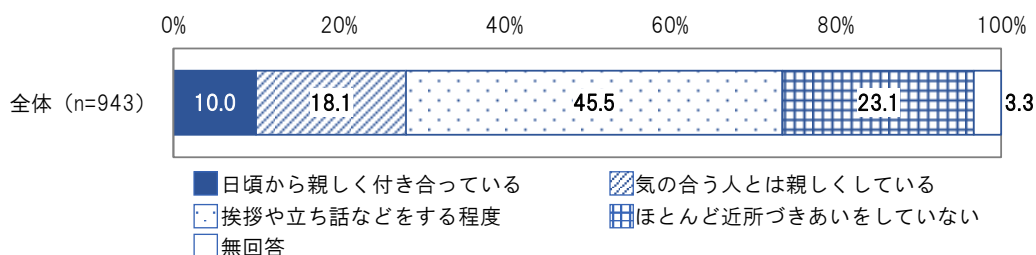
より暮らしやすい地域となるために必要だと思うことは、「治安がよいなど、安心して住めること」が6割以上を占めて最も高く、次いで「買い物や通勤・通学など日常生活が便利なこと」、「福祉や医療サービスが充実していること」となっており、「近所や地域とのつながりがあること」や「地域活動が活発なこと」は比較的低くなっています。

《より暮らしやすい地域となるために必要だと思うこと》



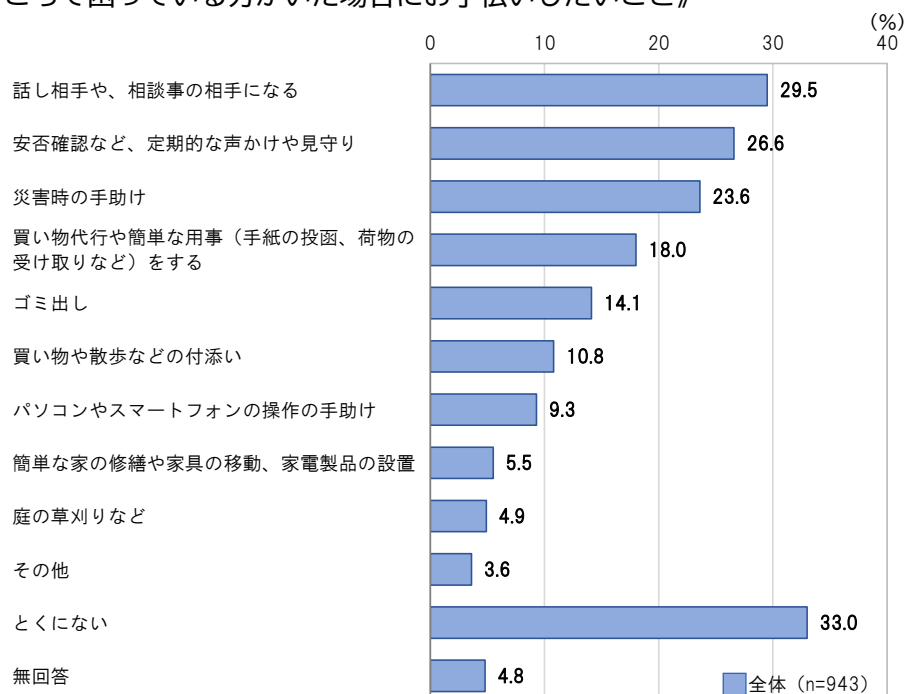
近所の方との付き合いの程度については、「挨拶や立ち話などをする程度」の人が4割以上を占めて最も高く、次いで「ほとんど近所づきあいをしていない」人が2割以上となっており、近所づきあいの希薄化がみられます。

《近所の方との付き合いの程度》



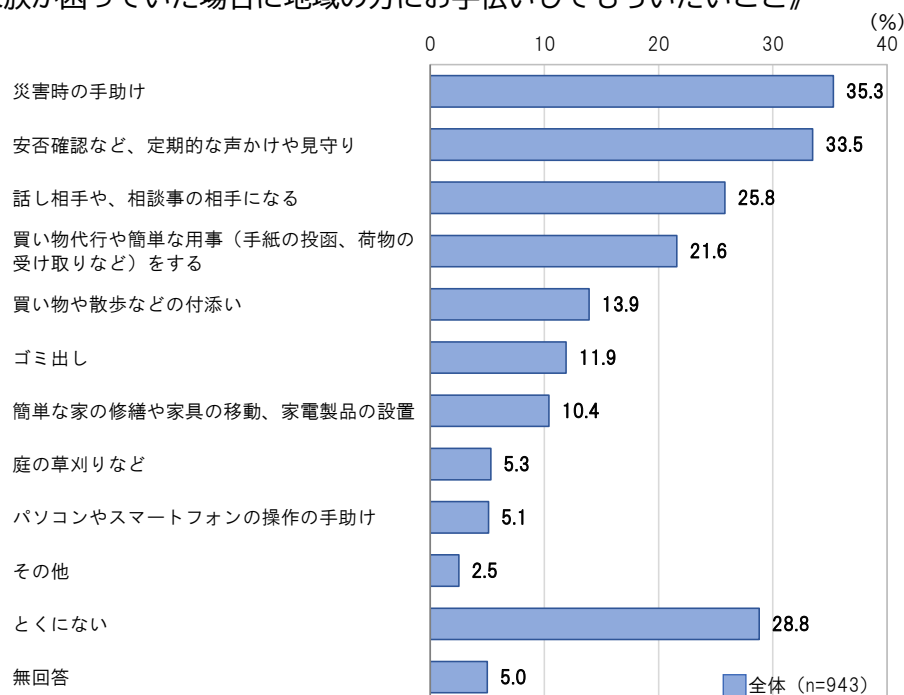
身近なところで困っている方がいた場合にお手伝いしたいことは、「話し相手や、相談事の相手になる」が約3割、次いで「安否確認など、定期的な声かけや見守り」、「災害時の手助け」となっています。一方で、身近なところで困っている方がいた場合にお手伝いしたいことは「とくにない」と回答した人も3割強となっています。

《身近なところで困っている方がいた場合にお手伝いしたいこと》



自分や家族が困っていた場合に地域の方にお手伝いしてもらいたいことは、「災害時の手助け」と「安否確認など、定期的な声かけや見守り」がともに3割以上を占めて高く、次いで「話し相手や、相談事の相手になる」となっています。一方で、自分や家族が困っていた場合に地域の方にお手伝いしてもらいたいことは「とくにない」とした回答も3割近くを占めています。

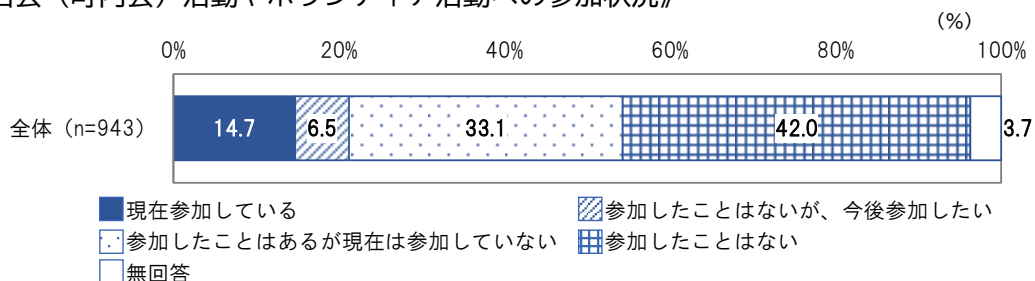
《自分や家族が困っていた場合に地域の方にお手伝いしてもらいたいこと》



② 地域貢献

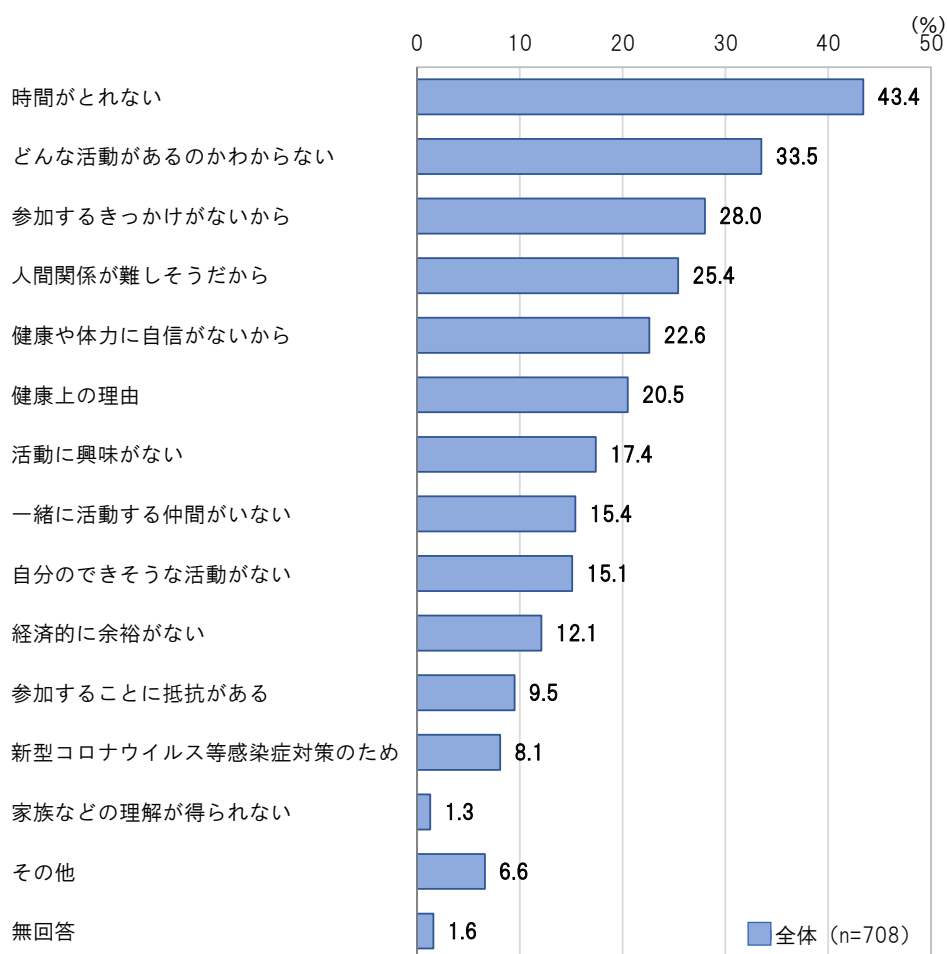
自治会（町内会）活動やボランティア活動への参加状況については、「現在参加している」人は14.7%となっており、「参加したことはないが、今後参加したい」と合わせた『参加意向がある』人は2割程度と低くなっています。

《自治会（町内会）活動やボランティア活動への参加状況》



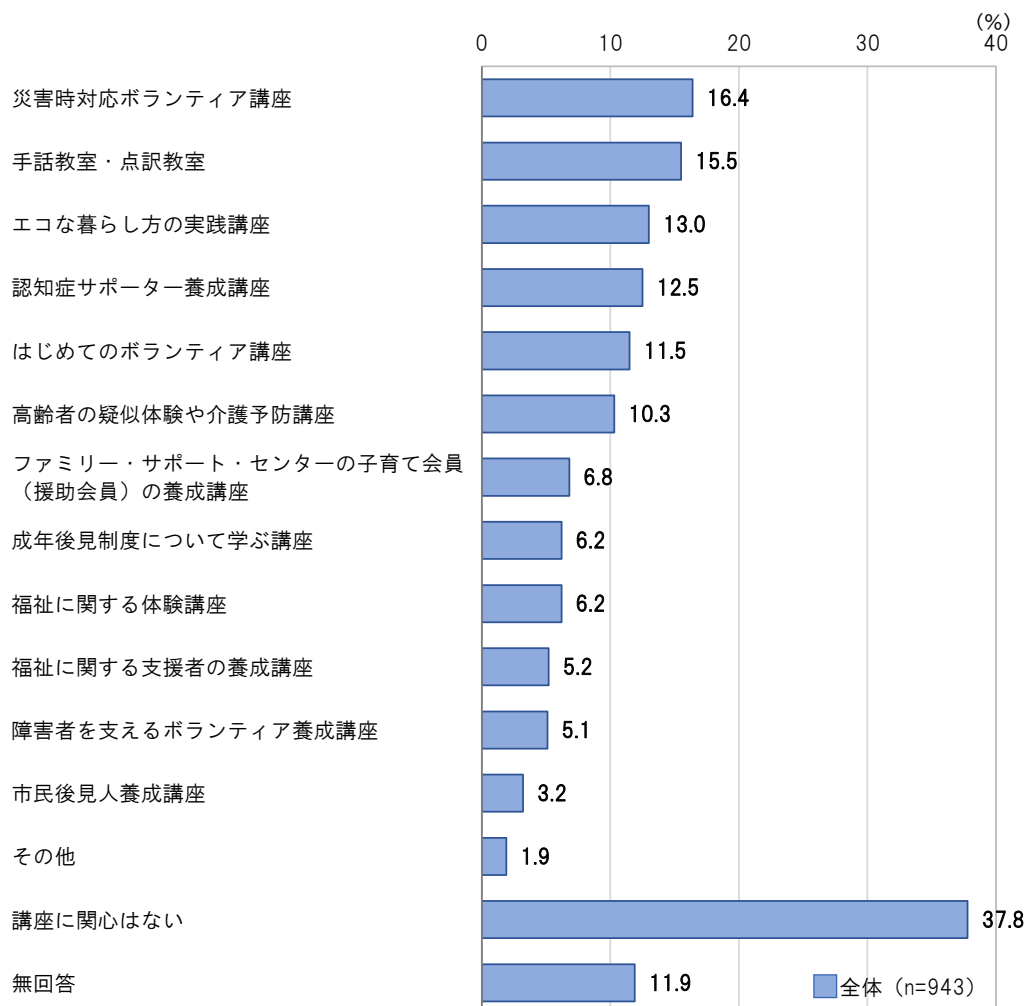
自治会（町内会）活動やボランティア活動に参加していない理由は、「時間がとれない」が4割を超えて最も高く、次いで「どんな活動があるのかわからない」、「参加するきっかけがないから」となっています。

《自治会（町内会）活動やボランティア活動に参加していない理由》



ボランティアなどの行事や活動について関心のある講座は、「災害時対応ボランティア講座」が最も高く、次いで「手話教室・点訳教室」、「エコな暮らし方の実践講座」、「認知症サポーター養成講座」となっています。しかし、4割近くの人が「講座に関心はない」と回答しています。

《ボランティアなどの行事や活動について関心のある講座》



近所付き合いや自治会・ボランティアなどの地域活動への参加意識が低く、「地域で手助けできること」と「地域で助けてほしいこと」のいずれにおいても「特になし」の回答が比較的多く見られるなど、地域への関心、期待度が薄いことがうかがえます。

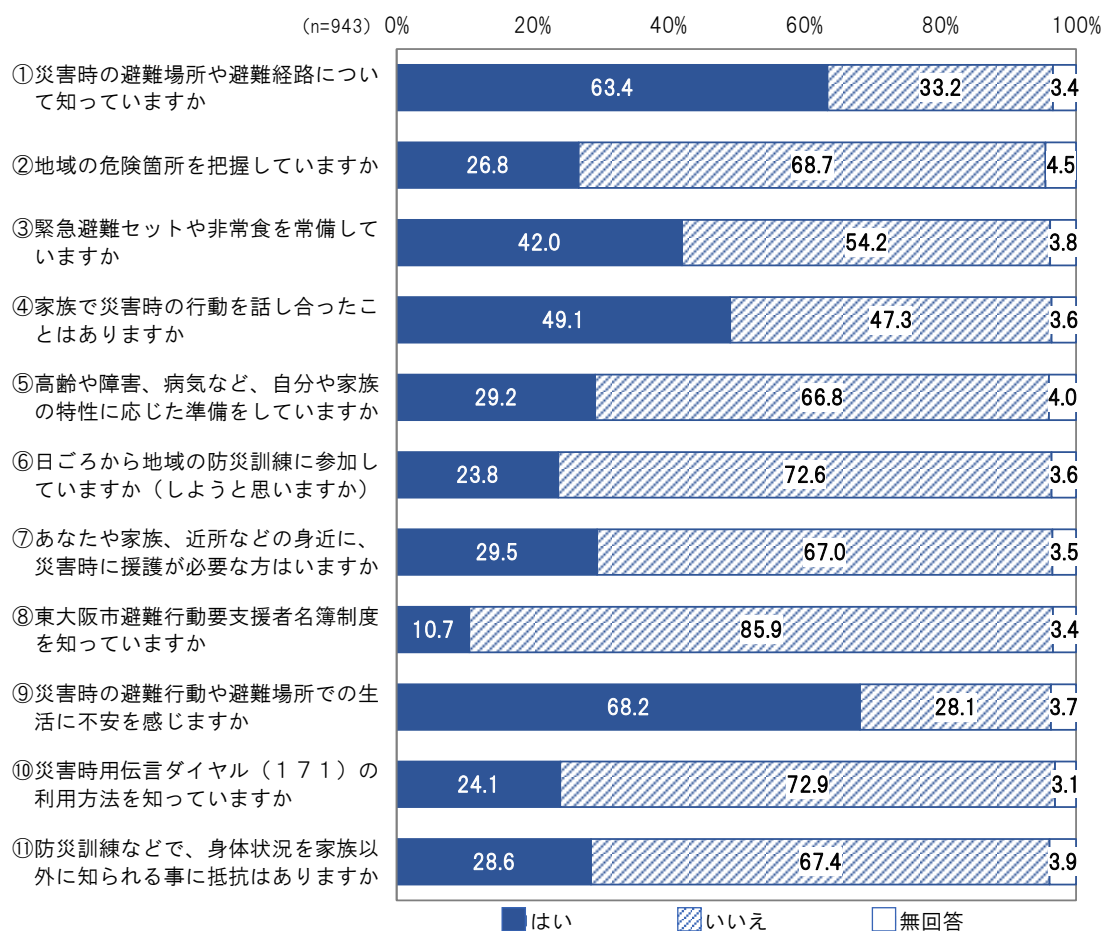
地域活動を、より魅力的な内容にするとともに、夜間や土日の開催、オンラインでの実施を検討するなど開催日時や開催方法についても参加しやすくなるような工夫が必要です。

③ 地域の防災関係

防災に対する取組や緊急時の対応に対する考えについて、「はい」と回答した人の割合をみると、”⑨災害時の避難行動や避難場所での生活に不安を感じますか”で7割近くを占めて最も高く、次いで”①災害時の避難場所や避難経路について知っていますか””④家族で災害時の行動を話し合ったことはありますか”の順となっています。

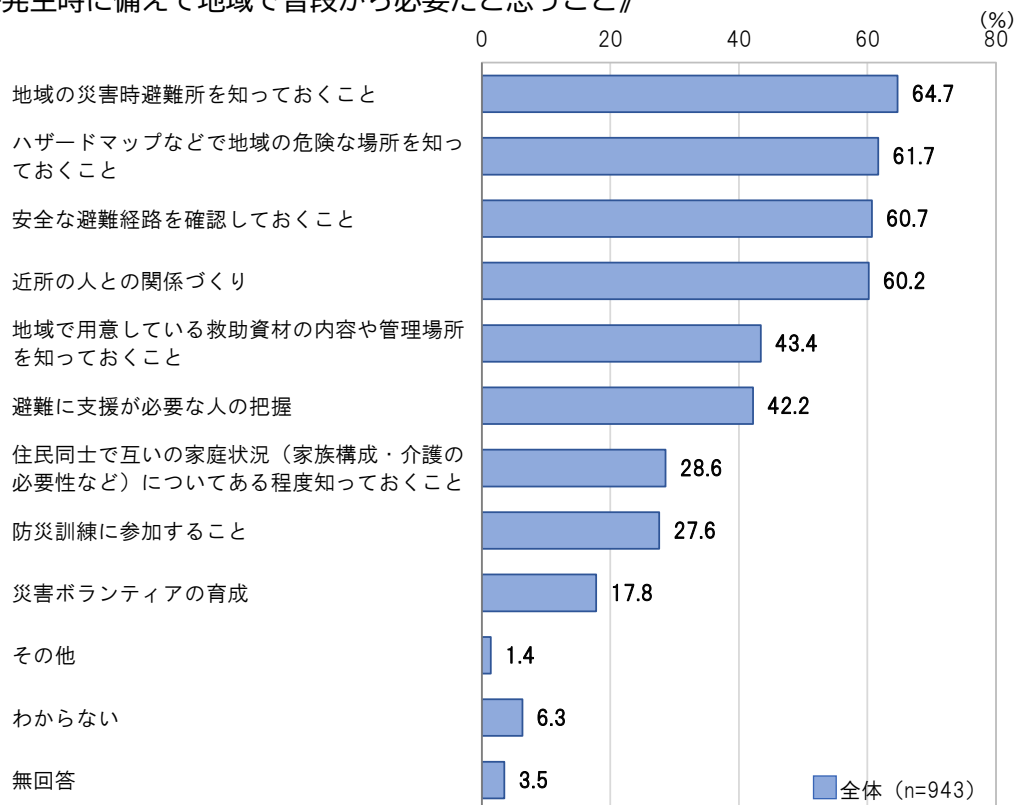
一方で、”⑧東大阪市避難行動要支援者名簿制度を知っていますか”については、認知度が約1割となっています。

《防災に対する取組や緊急時の対応に対する考え》



災害発生時に備えて地域で普段から必要だと思うことは、「地域の災害時避難所を知っておくこと」、「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」、「安全な避難経路を確認しておくこと」、「近所の人との関係づくり」がともに6割を超えて高くなっています。

《災害発生時に備えて地域で普段から必要だと思うこと》



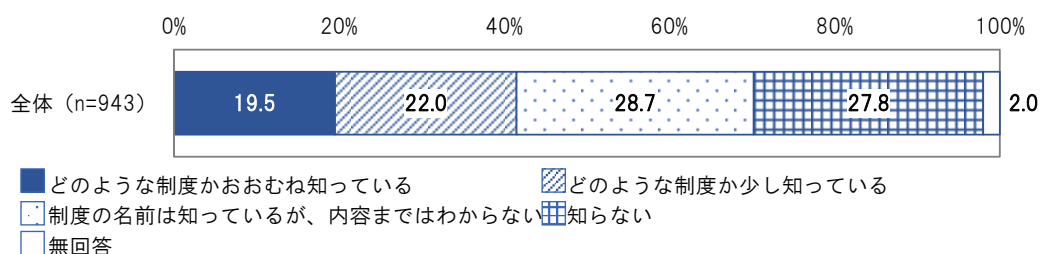
災害時の避難行動や避難生活に不安を感じている方が多い一方で、地域の危険箇所の把握が不十分であったり避難訓練への参加意識が低いなど、災害への備えは十分とは言い難い状況です。自力での避難が困難な人のための「避難行動要支援者名簿制度」をはじめ、地域の防災について今後より一層の情報発信が必要です。

また、災害発生時に備えて地域で普段から必要だと思うこととして、「近所の人との関係づくり」が上位に挙げられていることや、「自分や家族が困っていた場合に地域の方にお手伝いしてもらいたいこと」（26 ページ参照）として、「災害時の手助け」が最も多く挙げられていることから、地域での関係づくりが、「災害への備え」においても重要です。

④ 成年後見制度

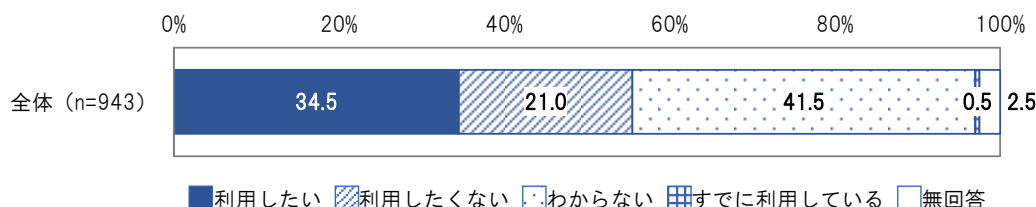
成年後見制度の認知度は、「制度の名前は知っているが、内容まではわからない」が3割近くと最も高く、「知らない」と合わせると、『内容を知らない』人が半数以上を占めています。

《成年後見制度の認知度》



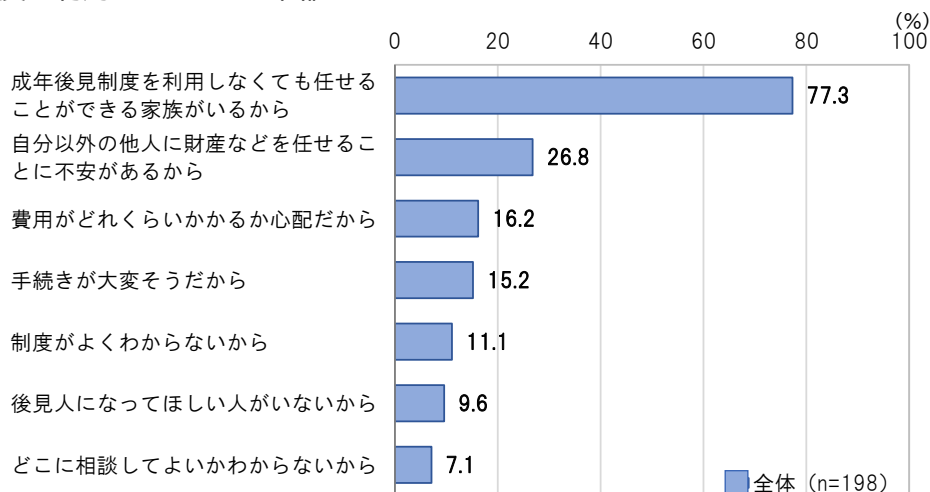
自分や家族・親族の判断能力が低下した場合の成年後見制度の利用意向は、「わからない」が4割以上を占めて最も高くなっています。

《自分や家族・親族の判断能力が低下した場合の成年後見制度の利用意向》



一方で、成年後見制度を利用したくない理由は、「成年後見制度を利用しなくても任せることができる家族がいるから」が突出して高くなっています。次いで「自分以外の他人に財産などを任せることに不安があるから」、「費用がどれくらいかかるか心配だから」となっています。

《成年後見制度を利用したくない理由》



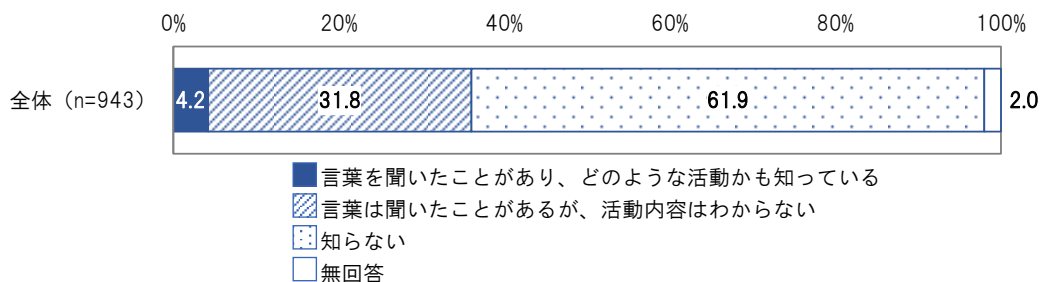
「成年後見制度」という名称は約7割が認知している一方で、制度の内容については、半数以上が知らないという状況になっており、今後更なる制度の周知が必要です。

また、制度を利用したくないと考える理由として、「任せることができる家族がいる」という回答を除くと、「自分以外の他人に任せることが不安」「費用が心配」「手続きが大変」となっていることから、制度を安心して利用できるよう、利用開始前の検討・相談時から利用開始後に至るまでの各段階で、制度利用のサポートや制度の運用改善を図る必要があります。

⑤ 再犯防止

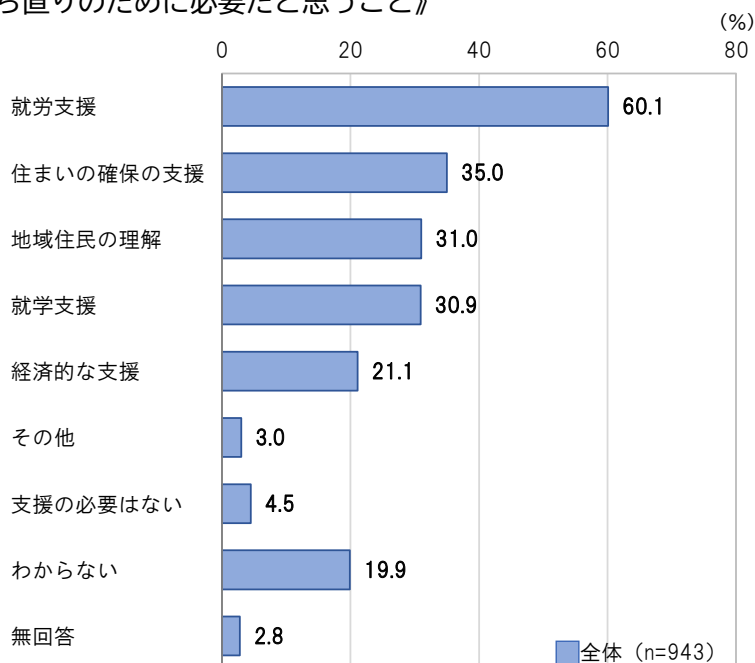
“社会を明るくする運動”の認知度は、「知らない」が6割以上を占めて最も高くなっています。一方で、「言葉を聞いたことがあり、どのような活動かも知っている」割合は1割未満となっています。

《“社会を明るくする運動”の認知度》



犯罪や非行をした人の立ち直りのために必要だと思うことは、「就労支援」が60.1%と最も高く、次いで「住まいの確保の支援」(35.0%)、「地域住民の理解」(31.0%)、「就学支援」(30.9%)となっています。

《犯罪や非行をした人の立ち直りのために必要だと思うこと》

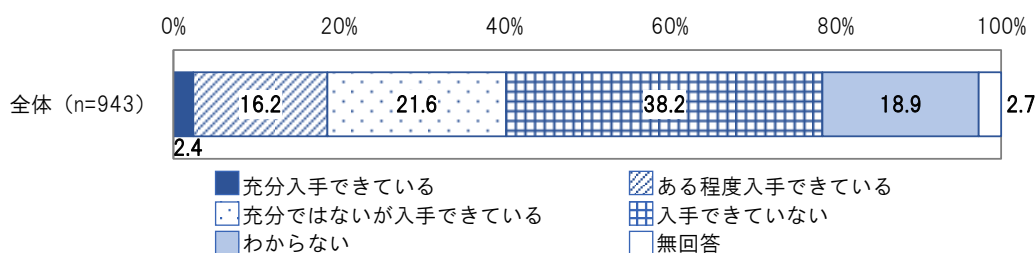


犯罪や非行をした人の立ち直りに向けての支援の必要性は、多くの市民が認識しているが、「社会を明るくする運動」という言葉についての認知度は低いため、活動内容も含め、今後より一層の広報・周知が必要です。

⑥ 情報提供

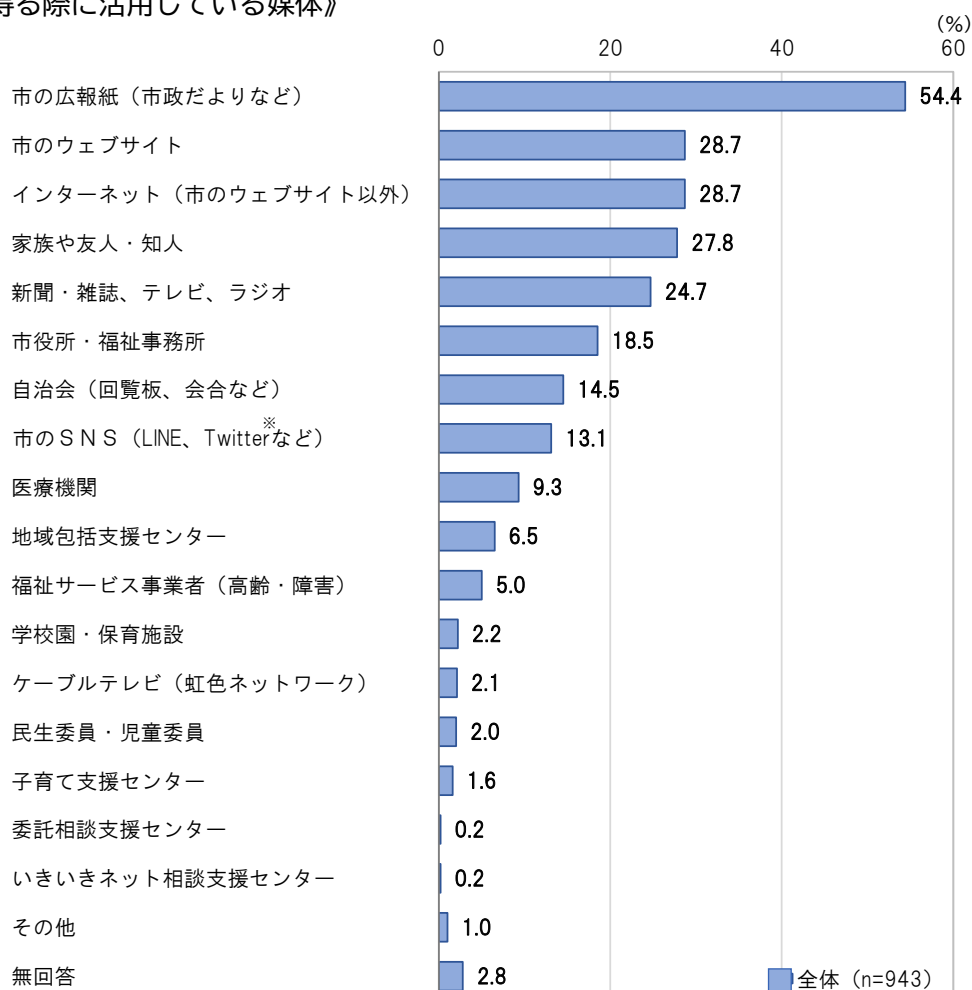
福祉サービスに関する必要な情報の入手状況は、「入手できていない」が4割近くを占めて最も高く、「充分ではないが入手できている」と合わせると、『充分ではない』と回答した人が約6割を占めています。一方で、「充分入手できている」と「ある程度入手できている」を合わせた『入手できている』人は2割未満となっています。

《福祉サービスに関する必要な情報の入手状況》



情報を得る際に活用している媒体は、「市の広報紙（市政だよりなど）」が54.4%と半数以上を占め、その他の媒体と比べて突出して高くなっています。次いで、「市のウェブサイト」および「インターネット（市のウェブサイト以外）」（28.7%）「家族や友人・知人」（27.8%）、「新聞・雑誌、テレビ、ラジオ」（24.7%）となっています。

《情報を得る際に活用している媒体》



※現X。ここでは調査実施時点でのTwitter表記としている。

年代別にみると、18～39歳では「インターネット（市のウェブサイト以外）」、40～49歳では「市のウェブサイト」、その他の年代では「市の広報紙（市政だよりなど）」が最も高くなっています。また、概ね年代が上がるにつれて「市の広報紙（市政だよりなど）」や「新聞・雑誌、テレビ、ラジオ」、「福祉サービス事業者（高齢・障害）」、「地域包括支援センター」などが高くなる傾向がみられます。一方で、年代が下がるにつれて「インターネット（市のウェブサイト以外）」や「市のウェブサイト」、「市のSNS（LINE、Twitterなど）」などが高くなる傾向になっています。

《情報を得る際に活用している媒体（年齢別：上位項目のみ）》

		回答者数（人）	市の広報紙 （市政だよりなど）	市のウェブサイト	インターネット （市のウェブサイト以外）	家族や友人・知人	新聞・雑誌、テレビ、ラジオ	市役所・福祉事務所	自治会 （回覧板、会合など）	市のSNS （LINE、Twitterなど）	医療機関	地域包括支援センター
年代別	18～29歳	79	22.8	40.5	44.3	27.8	13.9	13.9	3.8	34.2	6.3	1.3
	30～39歳	91	29.7	44.0	45.1	26.4	8.8	11.0	1.1	18.7	3.3	3.3
	40～49歳	108	49.1	50.0	44.4	25.9	7.4	15.7	8.3	22.2	12.0	2.8
	50～59歳	167	57.5	41.3	43.1	23.4	16.8	16.2	9.0	14.4	10.2	7.2
	60～69歳	161	66.5	26.7	26.7	24.2	27.3	23.0	14.3	10.6	6.8	5.6
	70歳以上	330	63.0	9.4	9.4	32.4	40.0	21.5	25.5	4.5	11.8	9.7

		回答者数（人）	福祉サービス事業者 （高齢・障害）	学校園・保育施設	ケーブルテレビ （虹色ネットワーク）	民生委員・児童委員	子育て支援センター	委託相談支援センター	いきいきネット相談支援センター	その他	無回答
年代別	18～29歳	79	1.3	5.1	2.5	1.3	1.3	-	-	-	3.8
	30～39歳	91	2.2	7.7	3.3	1.1	7.7	-	-	2.2	4.4
	40～49歳	108	1.9	6.5	-	-	5.6	-	-	0.9	1.9
	50～59歳	167	4.2	0.6	3.0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	1.2
	60～69歳	161	3.7	-	1.9	1.2	-	-	-	1.9	-
	70歳以上	330	8.8	0.6	2.1	4.2	-	0.3	0.3	0.6	4.5

※1 番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2 番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。



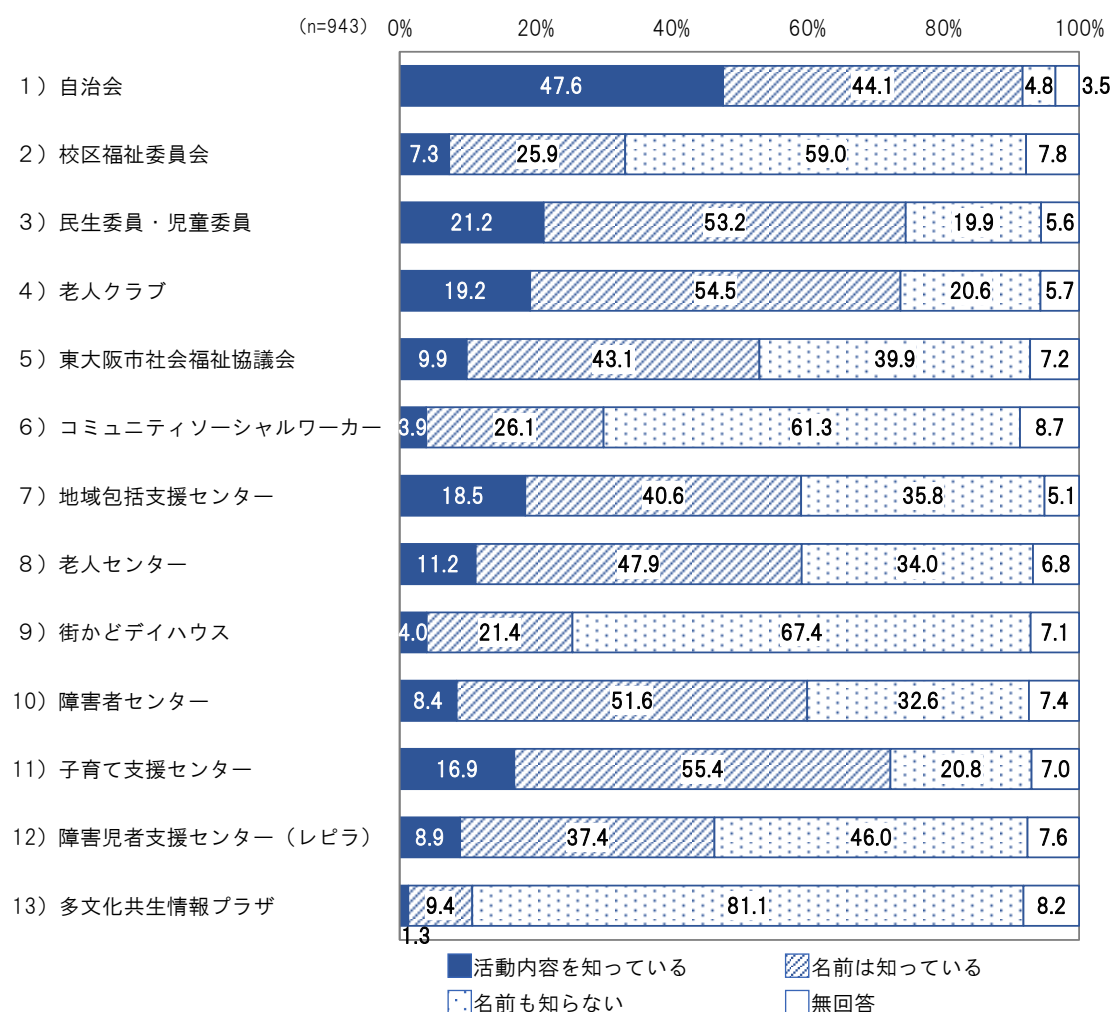
福祉サービスに関する必要な情報の入手について充分でないと感じている市民が6割以上を占めており、情報発信が不十分となっています。情報の入手方法については、年齢が低いほどインターネット、市のウェブサイトやSNSの利用が多く、年齢が高くなるにつれ、市政だよりなど市の広報紙や新聞・雑誌、テレビ、ラジオが多くなる傾向にあり、情報発信の際には、発信の対象者によって、広報手段を工夫する必要があります。

⑦ 地域共生社会

地域福祉活動を推進する人・組織、施設の認知度は、「活動内容を知っている」と回答した人の割合でみると、“1) 自治会”が半数近くを占めて最も高く、次いで“3) 民生委員・児童委員”、“4) 老人クラブ”、“7) 地域包括支援センター”となっています。また、「活動内容を知っている」と「名前は知っている」を合わせた『知っている』の割合では、“1) 自治会”が9割を超える認知度となっています。

一方で、「名前も知らない」と回答した人の割合でみると、“13) 多文化共生情報プラザ”で8割を超えて最も高く、次いで“9) 街かどデイハウス”、“6) コミュニティソーシャルワーカー”、“2) 校区福祉委員会”となっています。

《地域福祉活動を推進する人・組織、施設の認知度》

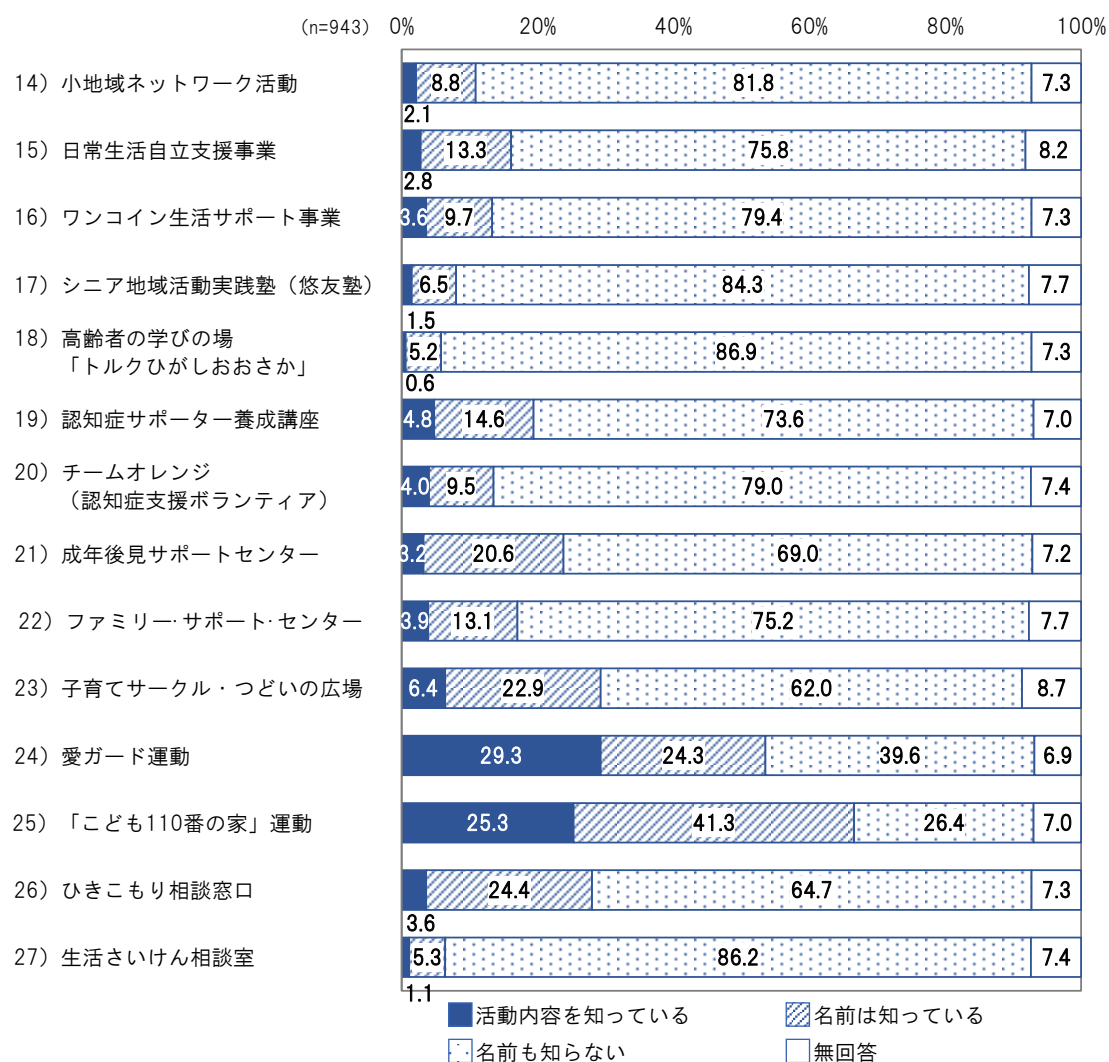


地域福祉活動を推進する施策の認知度では、「活動内容を知っている」と回答した人の割合で見ると、“24) 愛ガード運動” および “25) 「こども110番の家」運動” で、ともに2割を超えて高くなっているのに対し、その他の施策では1割未満となっています。

また、「活動内容を知っている」と「名前は知っている」を合わせた『知っている』人の割合が高かったのは、“25) 「こども110番の家」運動” で、7割近くを占める認知度となっています。

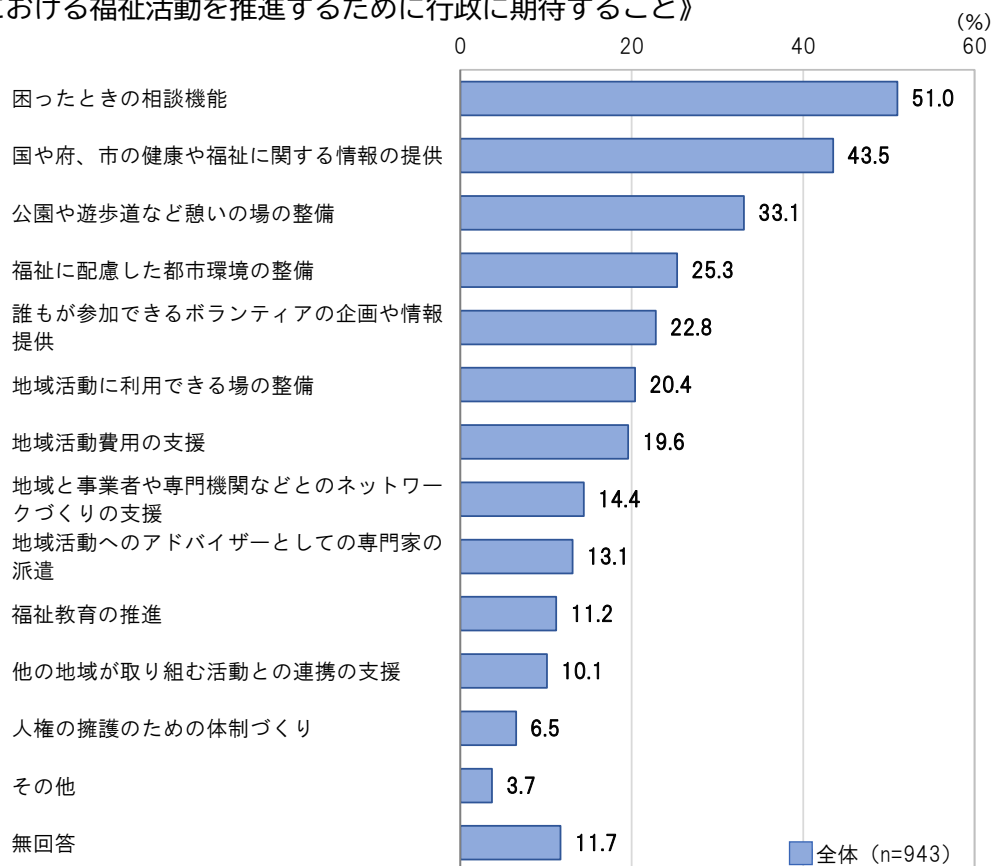
一方で、「名前も知らない」と回答した人の割合で見ると、“14) 小地域ネットワーク活動”、“17) シニア地域活動実践塾（悠友塾）”、“18) 高齢者の学びの場「トルクひがしおおさか」”、“27) 生活さいけん相談室” で8割を超えて高くなっています。

《地域福祉活動を推進する施策の認知度》



地域における福祉活動を推進するために行政に期待することは、「困ったときの相談機能」が半数を超えて最も高く、次いで「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」、「公園や遊歩道など憩いの場の整備」、「福祉に配慮した都市環境の整備」となっています。

《地域における福祉活動を推進するために行政に期待すること》



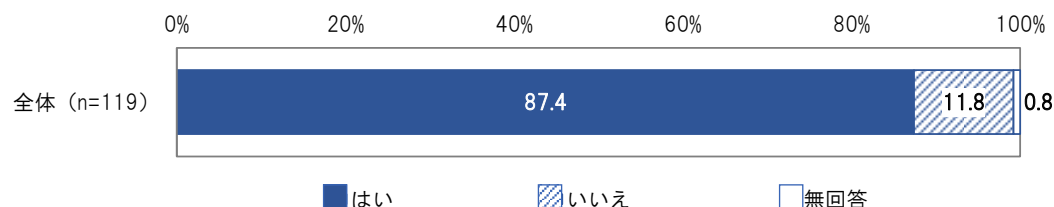
地域における福祉活動を推進するために行政に期待することとしては、「困ったときの相談機能」や「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」が上位に挙がっています。市の福祉施策や取組に加え、昨今全国的にも課題となっている、ひきこもりや8050問題（9060問題）、ヤングケアラー、ダブルケアなどについても情報発信をすることで、地域福祉への関心を高める必要があります。

(3) 主な調査結果と考察：事業所・団体アンケート調査

① 地域貢献・交流

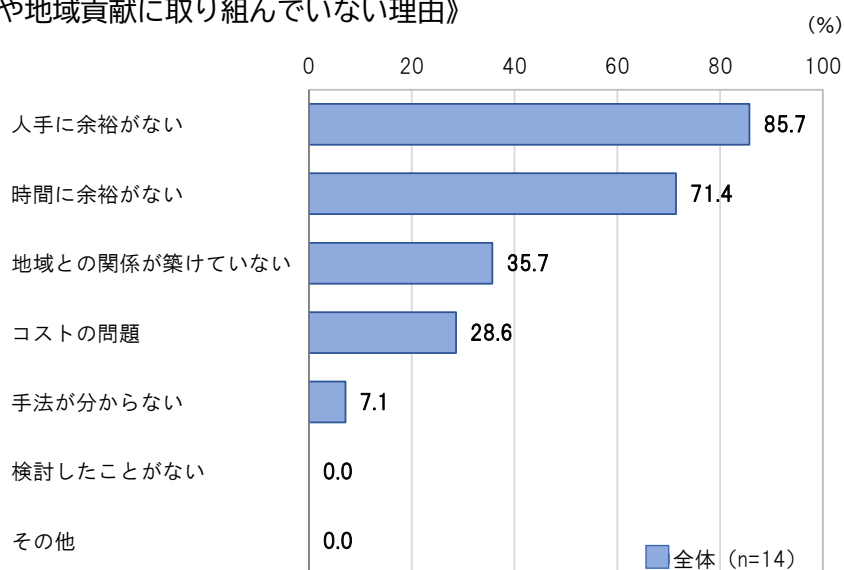
地域と関わる活動や地域貢献への取組状況は、「はい（取り組んでいる）」が大半を占め、「いいえ（取り組んでいない）」は1割程度となっています。

《地域と関わる活動や地域貢献への取組状況》



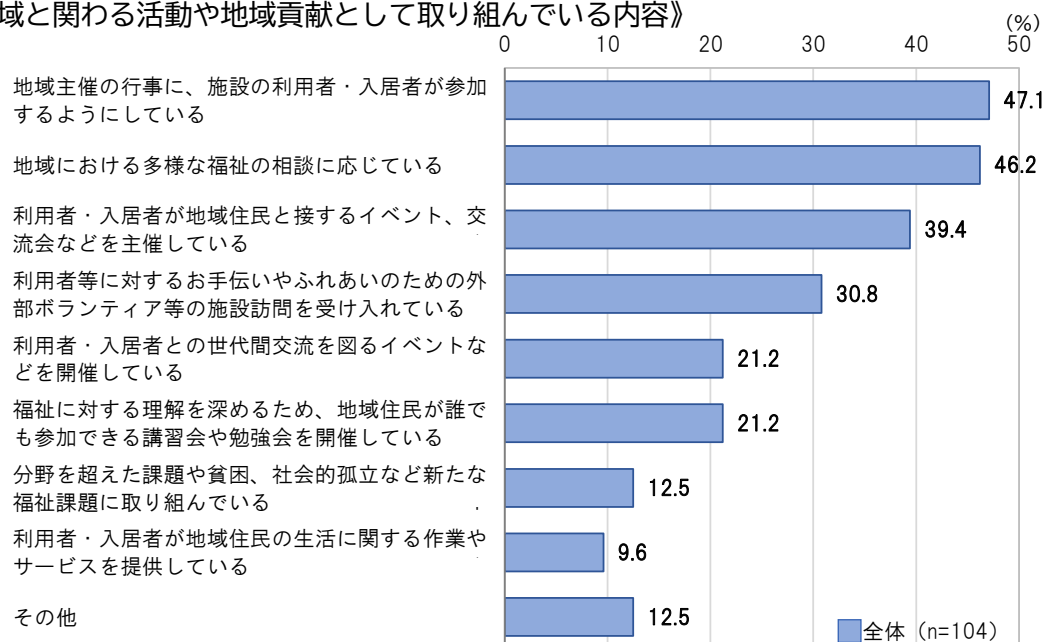
一方で、地域と関わる活動や地域貢献に取り組んでいない理由は、「人手に余裕がない」が8割以上と最も高く、次いで「時間に余裕がない」、「地域との関係が築けていない」、「コストの問題」となっています。

《地域と関わる活動や地域貢献に取り組んでいない理由》



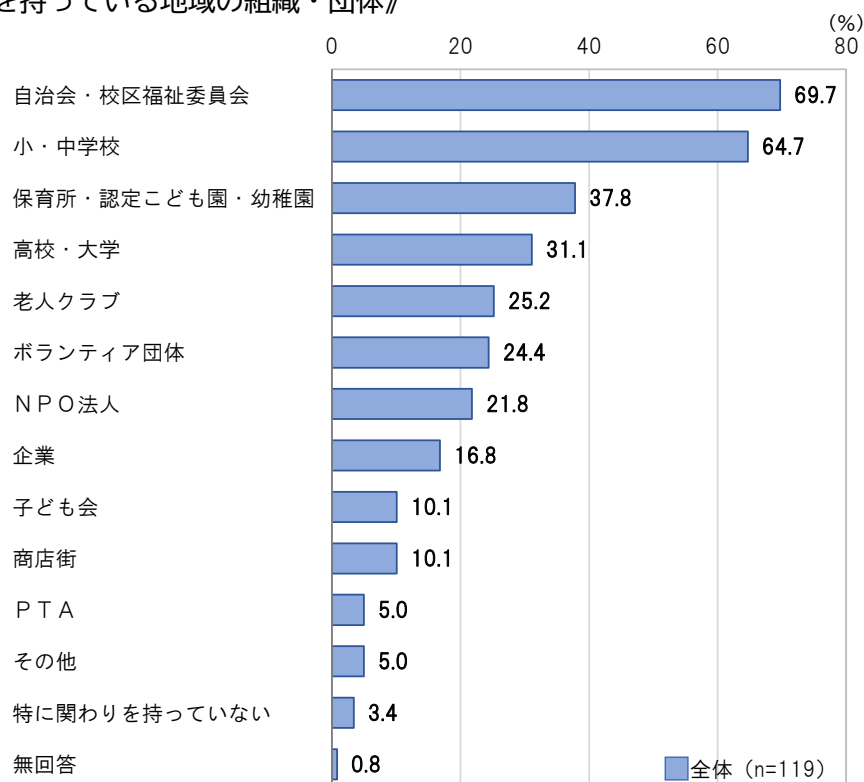
地域と関わる活動や地域貢献として取り組んでいる内容は、「地域主催の行事に、施設の利用者・入居者が参加するようにしている」が半数近くを占めて最も高く、次いで「地域における多様な福祉の相談に応じている」、「利用者・入居者が地域住民と接するイベント、交流会などを主催している」となっています。

《地域と関わる活動や地域貢献として取り組んでいる内容》



日頃から関わりを持っている地域の組織・団体は、「自治会・校区福祉委員会」が約7割を占めて最も高く、次いで「小・中学校」、「保育所・認定こども園・幼稚園」、「高校・大学」となっており、自治会や教育機関との関わりを持っている事業所・団体が多い結果となっています。

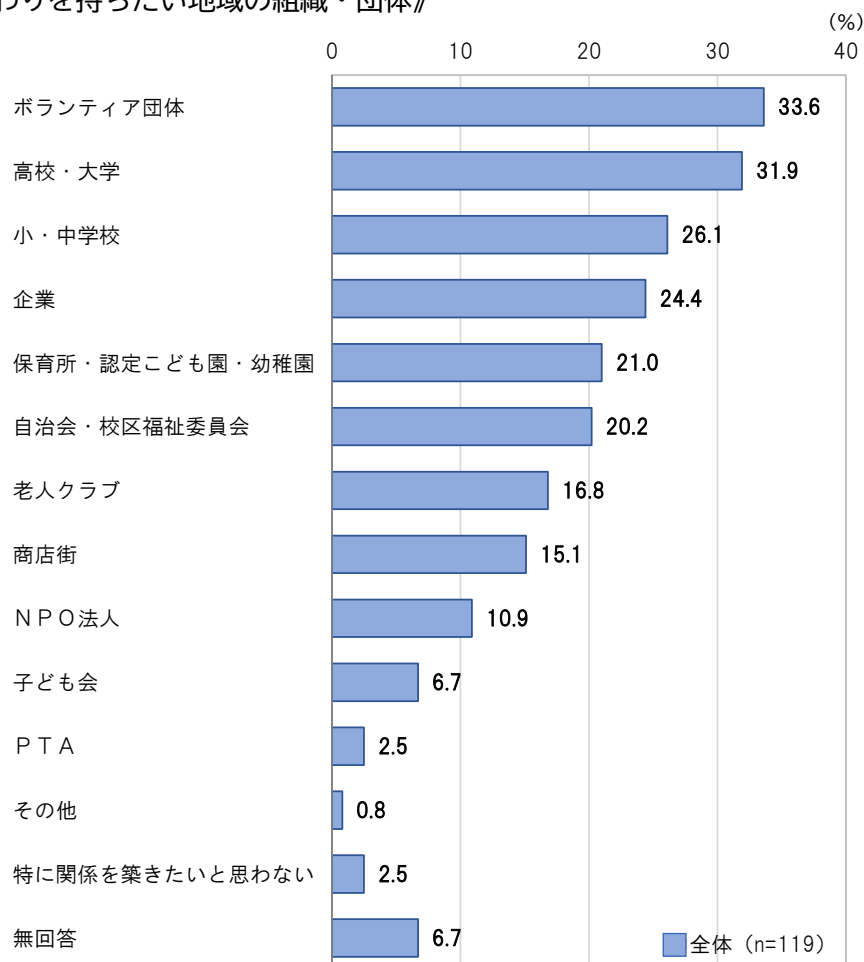
《日頃から関わりを持っている地域の組織・団体》



今後、新たに関わりを持ちたい地域の組織・団体は「ボランティア団体」が最も高く、次いで「高校・大学」、「小・中学校」、「企業」となっています。

現在関わりを持っている組織・団体と比べると、ボランティア団体や企業、商店街などとの関わりを望む事業所・団体が多い結果となっています。

《今後、新たに関わりを持ちたい地域の組織・団体》



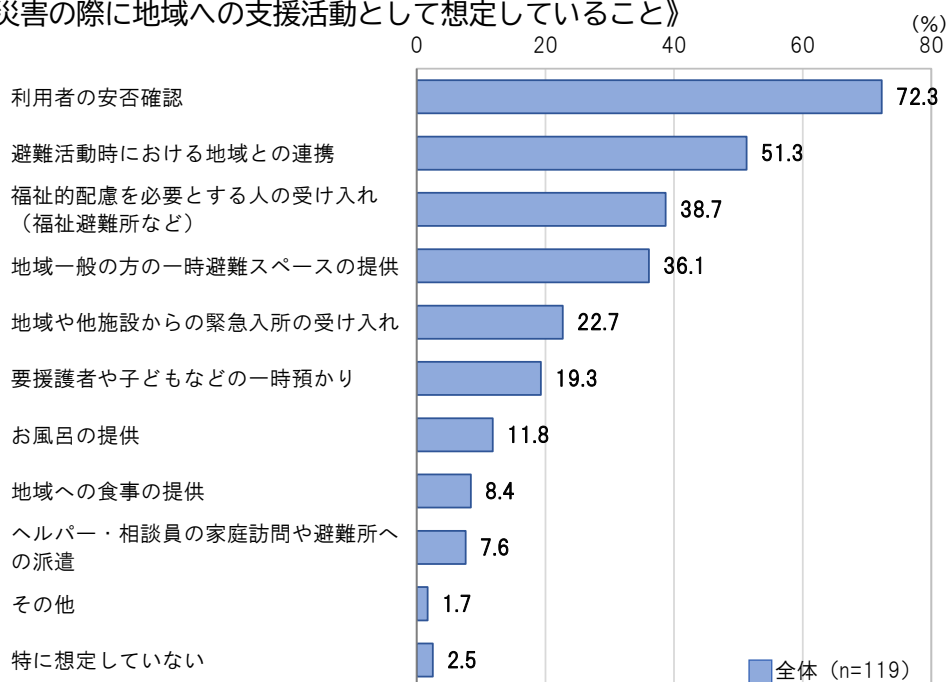
地域と関わる活動や地域貢献については、多くの事業所が現在取り組んでいますが、取り組めていない事業所が「人手に余裕がない」を理由に挙げているように、取組には担い手の確保が不可欠です。

今後、地域福祉活動の担い手やボランティア人材の育成支援とともに、各事業所が積極的に関わりを持ちたいと希望する地域のボランティア団体、学校、企業などとマッチングを行えるようなコーディネート機能の強化が必要です。

② 災害対応

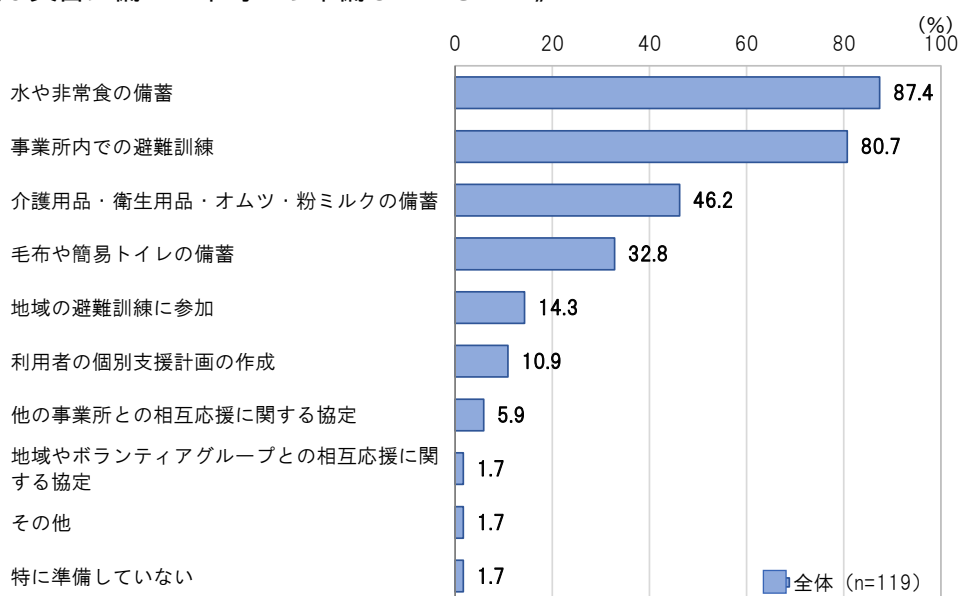
大規模な災害の際に地域への支援活動として想定していることは、「利用者の安否確認」が7割を超えて最も高く、次いで「避難活動時における地域との連携」、「福祉的配慮を必要とする人の受け入れ（福祉避難所など）」、「地域一般の方の一時避難スペースの提供」となっています。

《大規模な災害の際に地域への支援活動として想定していること》



大規模な災害に備えて平時から準備していることは、「水や非常食の備蓄」が最も高く、次いで「事業所内での避難訓練」、「介護用品・衛生用品・オムツ・粉ミルクの備蓄」となっています。

《大規模な災害に備えて平時から準備していること》

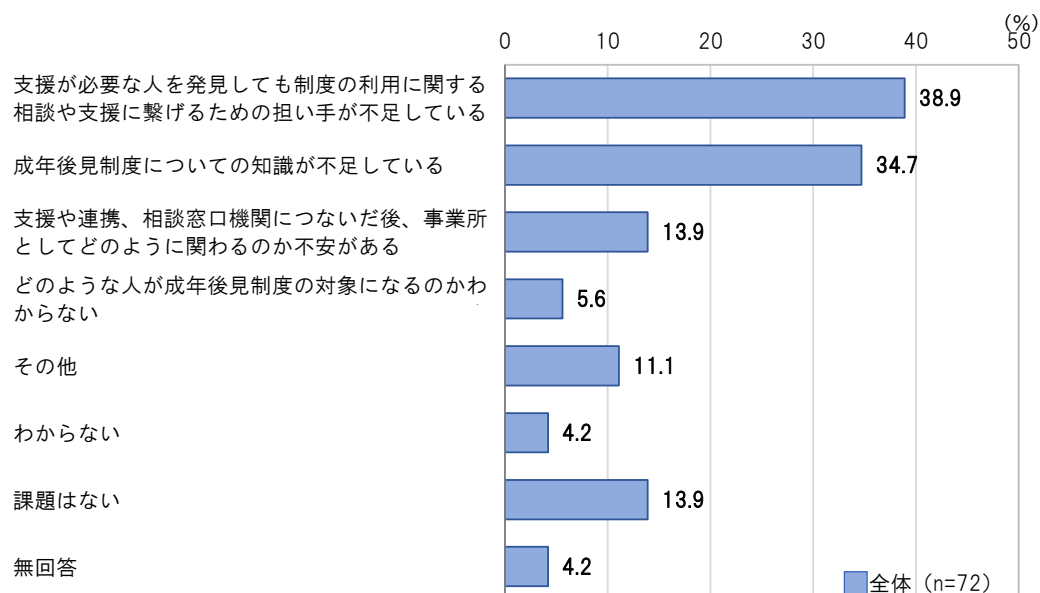


多くの事業所では、備蓄や避難訓練など災害に備えて準備をしており、大規模な災害の際には利用者の安否確認とともに避難活動時の地域との連携も想定されています。災害発生時は、各事業所・団体・地域など組織的な協力が必要であることから、平常時から関係性を構築しておくことが大切です。

② 成年後見制度（児童養護施設・乳児院、保育所・認定こども園を除いた事業所・団体のみ）

成年後見制度を利用するための支援の際の課題では、「支援が必要な人を発見しても制度の利用に関する相談や支援に繋げるための担い手が不足している」が4割近くを占めて最も高くなっており、次いで「成年後見制度についての知識が不足している」となっています。

《成年後見制度を利用するための支援の際の課題》

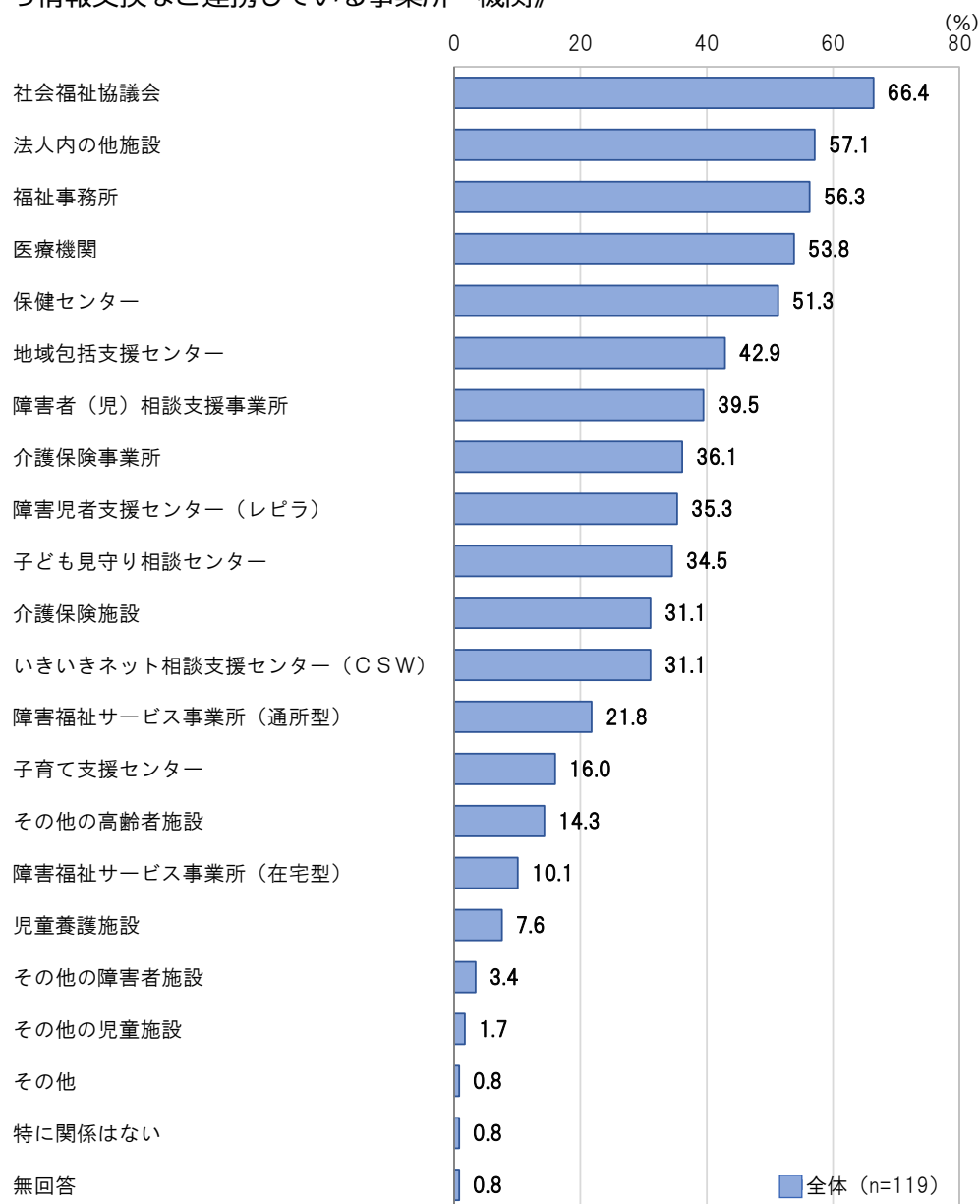


成年後見制度の利用に関する相談や支援に繋げるための担い手の育成のため、研修会などを通して制度周知を進めていく必要があります。また、どの機関で相談しても、適切な相談窓口へつながるよう関係機関の連携強化が不可欠です。

④ 地域福祉ネットワーク

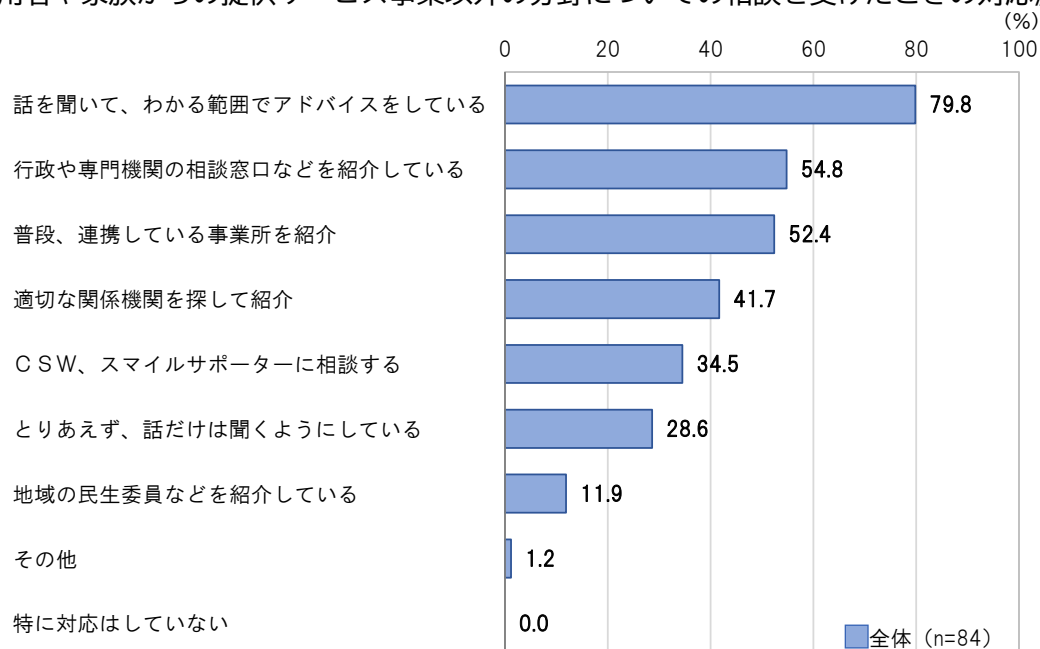
日頃から情報交換など連携している事業所・機関は、「社会福祉協議会」が最も高く、次いで「法人内の他施設」、「福祉事務所」、「医療機関」、「保健センター」となっています。

《日頃から情報交換など連携している事業所・機関》



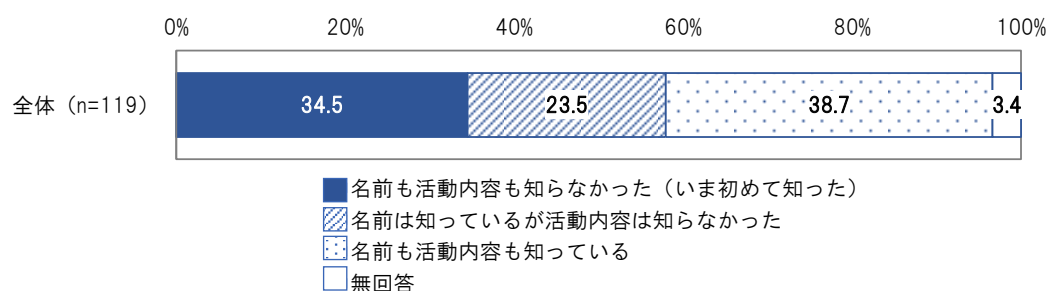
利用者や家族からの提供サービス事業以外の分野についての相談を受けたときの対応は、「話を聞いて、わかる範囲でアドバイスをしている」が約8割を占めて最も高く、次いで「行政や専門機関の相談窓口などを紹介している」、「普段、連携している事業所を紹介」、「適切な関係機関を探して紹介」となっています。

《利用者や家族からの提供サービス事業以外の分野についての相談を受けたときの対応》



重層的支援体制整備事業の認知度は、「名前も活動内容も知っている」が4割近くを占めて最も高くなっています。一方で、「名前も活動内容も知らなかった（いま初めて知った）」が3割を超え、「名前は知っているが活動内容は知らなかった」と合わせると、『活動内容を知らない』が6割近くを占めています。

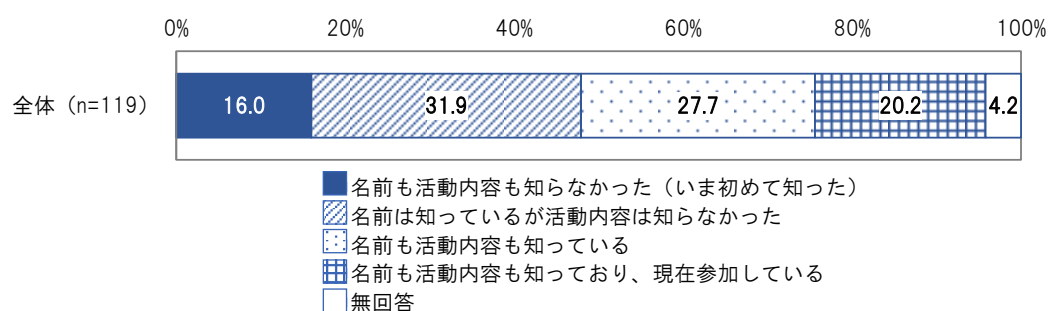
《重層的支援体制整備事業の認知度》



地域福祉ネットワーク推進会議の認知度は、「名前も活動内容も知っている」と「名前も活動内容も知っており、現在参加している」を合わせた『名前も活動内容も知っている』が半数近くを占めています。

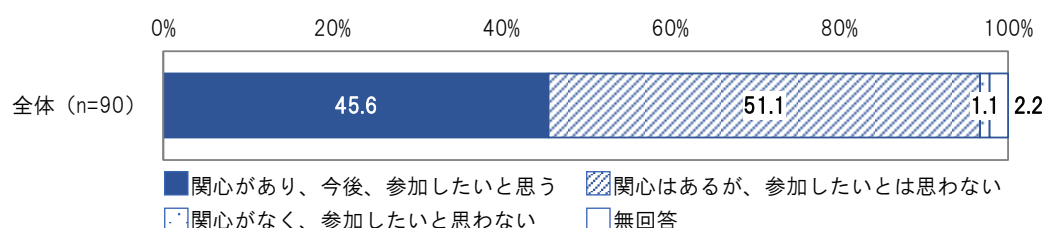
一方で、「名前も活動内容も知らなかった（いま初めて知った）」と「名前は知っているが活動内容は知らなかった」と合わせた『活動内容を知らない』も半数近くを占めています。

《地域福祉ネットワーク推進会議の認知度》



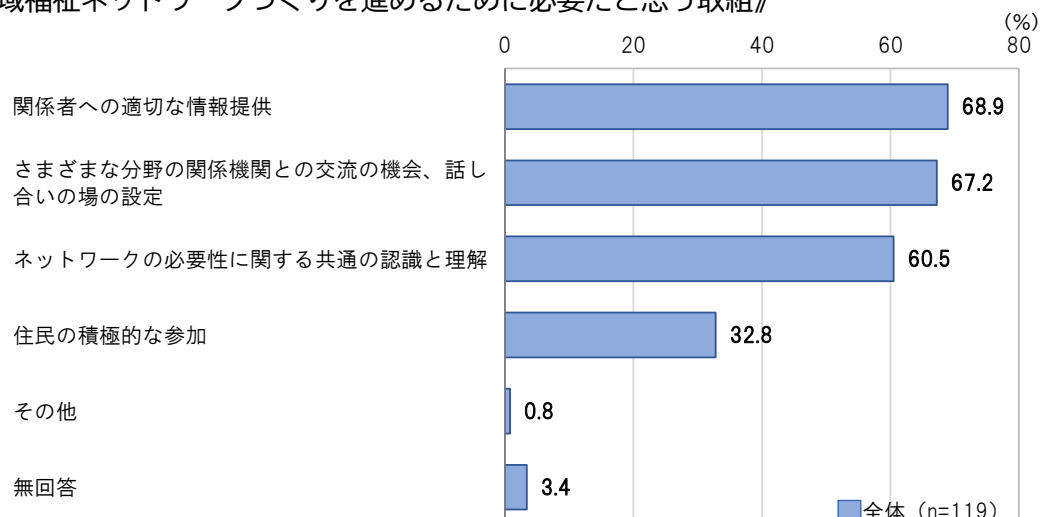
地域福祉ネットワーク推進会議への参加意向は、「関心はあるが、参加したいとは思わない」が半数を超え、「関心があり、今後、参加したいと思う」は45.6%となっています。

《地域福祉ネットワーク推進会議への参加意向》



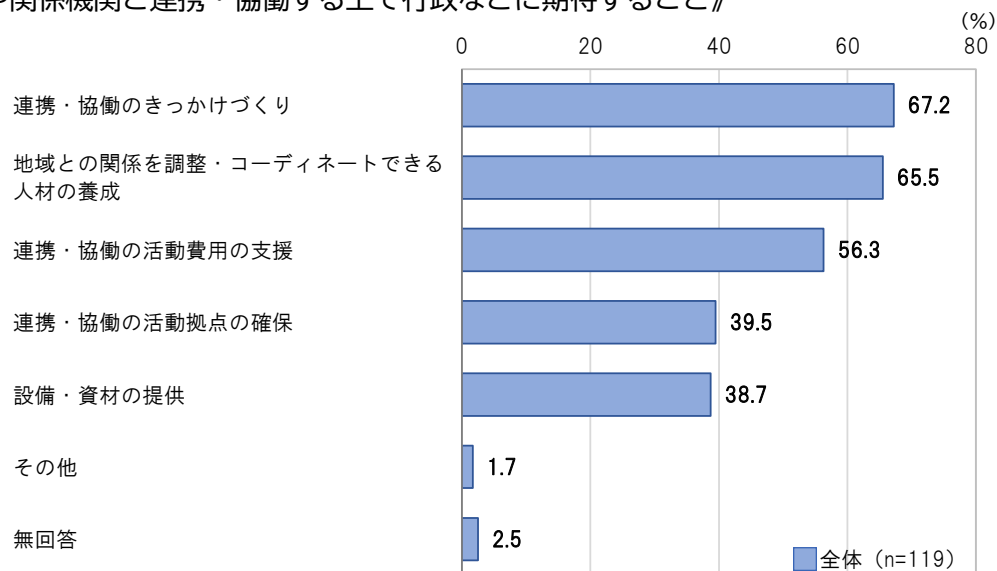
地域福祉ネットワークづくりを進めるために必要だと思う取組は、「関係者への適切な情報提供」が7割近くを占めて最も高く、次いで「さまざまな分野の関係機関との交流の機会、話し合いの場の設定」、「ネットワークの必要性に関する共通の認識と理解」となっています。

《地域福祉ネットワークづくりを進めるために必要だと思う取組》



地域や関係機関と連携・協働する上で行政などに期待することは、「連携・協働のきっかけづくり」が7割近くを占めて最も高く、次いで「地域との関係を調整・コーディネートできる人材の養成」、「連携・協働の活動費用の支援」となっています。

《地域や関係機関と連携・協働する上で行政などに期待すること》



地域や関係機関と連携・協働する上で行政などに期待することとして、多くの事業所が「連携・協働のきっかけづくり」と「地域との関係を調整・コーディネートできる人材の養成」を挙げていることから、地域間のコーディネーターである市社会福祉協議会の地域担当職員（COW）の機能強化や高齢、障害、子ども、教育、医療など多分野の事業者が一堂に会する地域福祉ネットワーク推進会議の推進など、取組を進めていく必要があります。

3 地域懇談会からみる課題と今後の取組

本計画策定の参考とするため、地域において声かけや見守り活動など、地域での助けあいをしている市民、事業所や福祉に関わる機関で、地域に根ざした活動を行っている専門職など、市の地域福祉を取り巻く人々が集結して地域懇談会を開催し、地域福祉について普段感じていることや、さまざまな専門職の連携のあり方等について意見交換を行いました。

(1) 開催概要

- 開催日時：令和5（2023）年9月1日、9月5日、9月7日（いずれも午後2時～4時）
- 参加者：各地域における自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、当事者団体、地域福祉ネットワーク推進会議（高齢・障害・児童・医療・警察・その他）など
（ファシリテーター）CSW、COW
- グループ：市内3圏域（東地域・中地域・西地域）で、参加者各10名程度を1グループとし、9月1日、9月5日は4グループ、9月7日は5グループを編成

開催日	地域	グループ数	参加人数
9/1	東地域 (〒579 で始まる)	4	41
9/5	中地域 (〒578 で始まる)	4	37
9/7	西地域 (〒577 で始まる)	5	47

- 進行内容：①基調あいさつ
②2つのテーマでのグループ討議
③発表・まとめ

■討議内容：

テーマⅠ「防災について考えよう～私たちができること～」 近年、台風や大雨などによる自然災害が増加し、また全国各地で大きな地震が頻発するなど、防災の重要性がますます高まっていることから、防災について、個人ができること、地域でできること、防災に対する思いなど意見を出し合い、共有を行いました。
テーマⅡ「こんなときだからこそ、考えよう！地域のつながりづくり」 少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加などにより、人と人との結びつきが弱くなっているなか、昨今の感染症拡大による地域活動やイベントなどの自粛は、人々が集う機会を奪い、地域のつながりの希薄化に拍車をかけました。 このような中で、地域でともに学び、ともに成長し、ともに生きることができるといえる社会を実現するにはどうすれば良いのか、思い思いに語り合い、意見を出し合いました。

(2) 地域懇談会で出された主な意見

テーマⅠ 「防災について考えよう～私たちができること～」	
避難所・ 避難経路	・避難所が遠いので、もっと避難所を増やしてほしい。 ・避難所である体育館の空調整備やトイレなどのバリアフリー化が必要だと思う。 ・避難所内で耳の不自由な人でも情報が確認できるよう、「目で聞くテレビ」を置いてほしい。また手話通訳者を置いてほしい。 ・避難所運営の軸となる自治会役員の高齢化が問題である。 ・ハザードマップを全戸配布してもらい、見えやすいところに貼っておく。 ・ハザードマップだけでなく、安全な場所マップもほしい。 ・避難の際、道が暗いので防犯灯を増やしてほしい。 ・車椅子の通行がしやすいよう、道路の整備を進めてほしい。 ・環境の変化が苦手であったり拘りが強い障害児者等の避難をどうしたら良いのか。 ・マンションの高層階に住んでいる高齢者や障害者等の避難をどうしたら良いのか。 ・居住地以外で災害にあった場合、どこに避難すれば良いのか分からないため、わかりやすく表示してほしい。
地域との つながり	・災害時の隣近所の高齢者や障害者への声かけ。 ・日中子どもだけになる家庭への声かけ。 ・日頃から近所で挨拶をするなど関係をつくっておく。 ・普段から地域の盆踊りなどで世代間の交流を深めておく。 ・地域と福祉施設との交流の場を設ける。 ・防災に対する関心の薄い層への啓発が必要。例えば、VRで防災体験ができるようにする、防災キャンプイベントや防災フェスなどを実施するなど ・外国籍住民に対する配慮も必要である。 ・障害者など社会的弱者に対する理解を深める。
防災情報	・SNSでの防災情報の発信 ・防災無線が聞き取りづらい。 ・防災無線は耳が聞こえないと分からない。デジタル連絡板を道路に取り付けてほしい。 ・介護予防教室などで、防災に関するワンポイントアドバイスが聞けるようにする。 ・災害伝言ダイヤル171を知っておく。 ・市の取組をもっと市民に伝達してほしい。
備蓄 (準備)	・事前に家族等と災害発生時の待ち合わせ場所を決めておく。 ・数日間分の水や食料、非常用簡易トイレなどをそろえておく。 ・防災リュックを用意し、避難の際にすぐに持ち出せるようにしておく。 ・災害時にあると便利なものを用意しておく。(例：工具、発電機、電動ノコギリなど) ・お薬手帳のコピーを常に持ち歩いている。 ・バッテリーを常に持ち歩くようにしている。 ・ガラスのそばには近づかないなど、避難に役立つ知識を身に付ける。 ・校区や自治会区域など、地域で防災訓練を実施。避難場所で炊き出しや誘導などを実際に体験したり、家から避難場所までどれくらい時間がかかったかなど事前に把握しておく。 ・坂道や地盤が悪いところが多いため、事前に避難経路の確認をした方が良い。
その他	・地域の特徴を知っておく。 ・応急手当の知識を身につけておく。 ・避難行動要支援者名簿作成時は、当事者の声を直接聞きに行ってほしい。 ・避難行動要支援者名簿に登録しているが、どのように支援者に把握されているか分からず不安。

	・公助に期待せず、まずは自分でできることをする。 ・自分は大丈夫という意識を変える。 ・災害時、自宅にいた方が良いのか、外に避難した方が良いのか分からない。 ・避難所で本当に困ることが何か知りたい。災害に対する切実感が湧かない。
--	---

テーマⅡ「こんなときだからこそ、考えよう！地域のつながりづくり」

きっかけづくり	・普段から挨拶をする。 ・向こう3軒両隣への見守り、声かけ ・近所づきあい、ちょっとしたおせっかい
地域交流 ・ 世代間交流	・子ども食堂 ・大人食堂 ・子どもから高齢者まで一緒に参加できるイベント（地域の清掃、地域の歴史等の講話、お食事会） ・高齢者から子どもへ、昔の遊びを教えたり、若い人からスマートフォンなどの操作を教わるなど、世代を超えて得意なことを教え合う。 ・子育て世代の敷居の低い集まり ・地域の盆踊り、餅つき大会、運動会、焼き芋会、おまつり、ボーリング、カラオケ、ハイキング、料理教室、ハロウィンやクリスマスイベント ・フリーマーケットや物々交換 ・防災イベント、防災料理教室 ・マンション全体で行う交流会 ・企業や事業所と地域の交流 ・ツルナリエ（折り鶴で世代を超えたつながりづくり） ・障害の有無や年齢に関係なく気軽に集まれる場所 ・買物を通じた人のつながり（つながりマルシェなど） ・手話を教えたり、手話を学べる場。手話でおしゃべりする手話サロン ・自治会で防災講習やゴミ講習をする。 ・それぞれの地域で楽しいイベントや地域の自慢を紹介できる場 ・夜の公園や土日の朝に行う町内ラジオ体操 ・SNSを使った交流 ・おもちゃの病院
居場所づくり	・地域の保健室、大人の学校など、気軽に相談ができる場所 ・商店街の空き店舗、空き家や団地の空き部屋を改修して子どもから大人まで気軽に集える場へ ・廃園や廃校を利用したプレイパークを作る。 ・男性が集まって遊べる場所、カフェ ・公園の整備（バリアフリー・遊具の整備・球技ができる等） ・夜でも集まれる場所があるといい。 ・コミすて（ゴミ捨て場にコミュニティを作る） ・感染症対策でなくなったベンチの復活、スーパーマーケット内のベンチ増 ・がん遺族サロンやエンドオブライフケア研修（人生の最終段階を迎える方への話し方など）など医療と地域をつなぐ場
その他	・みんなが参加しやすい行事イベントなどの情報共有 ・広報・啓発にSNSを利用する。SNSで周知広告を流す。 ・地域の人的資源はまだまだある！ボランティア活動、学校でのボランティア部など ・買い物弱者に対する支援がほしい。

4 第5期地域福祉計画の主な進捗状況

第5期地域福祉計画では、「つくろう！福祉のこころと集える場」、「ひろげよう！福祉活動とネットワーク」、「まもろう！地域力による防災と防犯」、「ささえよう！地域生活と福祉ニーズ」の4つの基本目標を掲げて、地域福祉に関連する施策を推進しました。

主な取組の進捗状況は以下のとおりです。

基本目標1 つくろう！福祉のこころと集える場

(1) 地域福祉意識の向上

成 果	課 題
●小・中・義務教育学校における福祉教育など、高齢者や障害者等の当事者とふれあう機会を持つことで、児童・生徒が障害者福祉や高齢者福祉に対する正しい理解をもち、思いやりと助け合いの心を育むきっかけになりました。 ●より多くの市民の方へ講座やイベントを知っていただくため生涯学習情報誌「まなびにトライ！」を発行し、市の施設へ設置を行いました。	■福祉講座を開催しても参加者数が少なく、固定化している現状があり、<u>地域市民により広く関心を持ってもらえるようなプログラム内容や啓発活動</u>が必要です。 ■情報誌の発行部数に限りがあるため、配布先や周知に工夫が必要です。

(2) 多世代が集う場づくり

成 果	課 題
●12月の障害者週間に本庁舎で障害者アート展を開催しました。 ●障害当事者との関わりを通じた啓発活動やふれあいの場として、小学校での交流体験事業を開催しました。 ●「食の提供」や「学習支援」を通じた子どもの居場所づくりにも取り組みました。	■コロナ禍で中止・縮小した場づくりが多い中、<u>地域と信頼関係を構築しながら地域の特性を考慮した共生型や世代間交流の場づくりの創出</u>が求められています。 ■同時に、そうした場を<u>いかに周知していくかという広報面での課題</u>もあります。

(3) ボランティア・NPOなどの活性化

成 果	課 題
●ボランティアの活動の場づくりやボランティア養成するための研修等を行うほか、地域まちづくり活動助成金など、助成金の交付を行うことで地域のまちづくり活動の活性化に努めました。	■コロナ禍の影響もあり、地域活動自体が縮小せざるを得なかった背景もありますが、地域での担い手不足が継続して続いている状況です。こうした課題の解決に向けて、<u>ボランティアの魅力を伝えられるような広報の仕方やその媒体を検討</u>する必要があります。

(1) 地域福祉活動の拡大と浸透

成 果	課 題
● 民生委員・児童委員や母子福祉推進委員による相談対応など、近隣住民での支え合いについて強化に取り組んできたほか、小地域ネットワーク活動など小地域を単位として、要援護者を関係者と住民が協働し見守り・援助活動を行いました。	■ 近年の家族形態の変化や地域のつながりの希薄化もあり、担い手不足が指摘されています。また、<u>制度の狭間や複雑化した課題を解決するための担い手のスキルアップ</u>が求められており、研修の実施などに取り組む必要があります。 ■ 小地域ネットワーク活動など、コロナ禍で地域活動が停滞してしまっていたことから、順次再開していくにあたって<u>担い手不足の解消や活動内容の可視化</u>が求められています。

(2) 地域福祉ネットワークの強化

成 果	課 題
● 「地域福祉ネットワーク推進会議」では、高齢・児童・障害などの分野を超えて集い、日頃から顔の見える関係づくりをおこなうことで、多職種の連携強化に努めました。 ● 高齢・障害・子どもの発達などの支援に関する協議会を開催し、関係団体との連携強化に取り組んでいます。 ● 高齢分野においては、日常生活圏域で社会資源マップを作成し、地域課題の把握や新たな社会資源の発掘に取り組みました。 ● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が支援を必要とする人からの相談に応じ、専門機関へのつなぎを行うなど、セーフティネットの構築に努めました。	■ 地域生活課題が多様化・複雑化する中で<u>より多くの関係機関の参画を促す</u>必要があるほか、地域の支援者である民生委員・児童委員や校区福祉委員なども含め、<u>ネットワークの強化</u>を図る必要があります。 ■ 今後さらに複合・多問題を抱える事例が増加していくと予想される中、<u>重層的支援体制整備事業において新たに配置された重層CSWと連携し、課題解決のためのネットワークを構築</u>する必要があります。

基本目標3 まもろう！地域力による防災と防犯

(1) 災害に強い福祉のまちづくり

成 果

- 避難行動要支援者名簿の登録について未同意の対象者に制度案内を送付するなど、積極的に同意勧奨を行っています。
- 地域の防災意識向上のための地域版ハザードマップの作成を働きかけています。
- 災害時の避難所において自力で移動が困難な人のための車椅子や簡易トイレ（障害者対応型）などの設置も進めました。

課 題

- 避難行動要支援者名簿の登録については引き続き未同意の対象者に対し同意勧奨を行うほか、要支援者個々の避難方法などを定めた個別避難計画の作成を通じ、より**実効性のある支援体制の構築**を行っていく必要があります。
- 未作成の地域の自主防災組織へはハザードマップの作成を、作成済みの自主防災組織についてはその更新作業を促していく必要があります。
- 備蓄物資については府の方針と整合性を図りながら、**避難者のニーズに可能な限り答えられるように整備**を進めていく必要があります。

(2) 安全・安心な福祉のまちづくり

成 果

- 高齢者に向けては、ひとり暮らし高齢者の居宅に、緊急通報装置のレンタルを行うほか、65歳以上の方がいる世帯を対象に特殊詐欺被害防止のための固定電話に取り付ける機器等を無償貸与するなど、被害防止に一定の成果を上げています。
- 子どもに対しては、「愛ガード運動」や「こども 110 番の家」などの事業を行い、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守る体制を構築しています。
- 「認知症サポーター養成講座」や認知症の人や家族を支援するボランティアである「オレンジメンバーの養成」、「SOS オレンジネットワーク事業」など認知症の人を地域で理解し支援していくための環境づくりにも取り組んでいます。

課 題

- 特殊詐欺被害の増加もあり、ニーズの高まりはある一方で、機器の台数の確保を含め事業の継続性を踏まえた検討・見直しを図る必要があります。また、「愛ガード運動」協力員の高齢化と新規協力員の確保が課題となっており、**担い手づくり**も急務となっています。
- 「認知症サポーター養成講座」については開催数・受講者数が増加傾向にある中で、**認知症の人やその家族の支援ニーズとオレンジメンバーのマッチングを行う「チームオレンジ」の拡充**が課題となっています。
- 公共交通機関の利用が不便な地域での交通手段の確保**についても今後の動向を踏まえ、運行方法などを検討していく必要があります。

(1) 包括的な相談支援体制の整備

成 果
● 高齢・障害・子育て・生活困窮世帯などの様々な属性に対し既存の相談窓口を活用しながら、相談対応を実施しました。また、他の関係機関とも連携しながら相談機能強化を図っています。 ● 相談窓口に関する情報提供として、各分野における関連情報を冊子にまとめ窓口などで配布をするほか、市政だより、ホームページなどを活用し周知に努めています。 ● 地域において支え合いの関係が作れる居場所として、様々な形態での集いの場を設け、子育て中の親や在宅の高齢者などへ支援を行っています。



課 題
■ 相談内容は近年複合・多問題化しており、既存の相談窓口だけで受け止めきれない内容も多くなっています。担当職員のスキルアップはもちろん、<u>地域の関係機関や専門職などを含めた他機関との連携</u>が極めて重要であり、<u>情報共有などの強化</u>が求められます。 ■ <u>相談機関について広く周知</u>するため、制度対象者に応じた媒体の活用などを積極的に検討し進めていく必要があります。

(2) 適切な福祉サービスと情報の提供

成 果
● 市ウェブサイトと連動した、子育て支援にかかる情報を提供するスマートフォン向けアプリを導入するなど、施策の普及を図る目的で活動を行っています。 ● 市民が安心してサービスを利用できるよう各サービスやサービス提供施設に関する相談・苦情に対応しています。



課 題
■ アプリの<u>ユーザーや広報誌の読者からの要望に応じた内容を更新・掲載</u>し、継続してアプリの使用・広報誌を読んでもいただけるよう工夫していく必要があります。 ■ それぞれの<u>特性に応じた情報発信の形態や手法</u>を取り入れ、より多くの方に興味・関心を持っていただけるよう研究していく必要があります。

(3) 隙間のない支援体制づくり

成 果

- 制度の狭間で孤立している人や言語の問題で生きづらさを抱えている人、虐待や差別などの表面化しにくい課題を抱えている人々に対し、関係機関と連携しながら支援を行い相談に応じています。

課 題

- 言語の問題で生きづらさを抱えている人への対応については、多言語対応以外にも「やさしい日本語」を活用した情報提供方法など、必要な情報を適切な形で周知することが求められています。
- 虐待においては、啓発活動はもちろん、即座に関係機関と連携できるように関係性強化を図る必要があります。
- 表面化しにくい課題については、課題を抱える以前の段階から、支援を必要とする人がどこにSOSを出したらよいかをわかりやすく伝えるなど、より一層制度の周知に努めることが求められます。

(4) 成年後見制度の利用促進

成 果

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、ウェブサイトやパンフレット、研修会などを通し、市民や関係機関へ成年後見制度の周知を行っています。
- 日常生活自立支援事業などの近接する事業とも連携し、判断能力が不十分な方の支援体制を整備しています。

課 題

- 市民への成年後見制度の更なる周知に加え、制度の利用が必要と思われる方を早期につなげられるよう、関係機関の連携強化が重要です。
- 今後の成年後見制度の担い手の確保のため、市民後見人の周知、広報、登録者のスキルアップなどにも取り組む必要があります。

5 地域福祉をめぐる主な課題と方向性

(1) 市民の“地域”への意識の醸成

- 年齢が若い人ほど、あいさつを交わす程度の付き合いの割合が高く、地域とのつながりは薄い。
- 近所の人たちとの助け合いや支え合いは必要に感じている人が多い一方で、実際にはあいさつを交わす程度となっている。
- 福祉講座を開催しても参加者は少なく、または参加者の固定化がみられる。
- 地域で手助けできること・手助けしてほしいことの両方で「特になし」の回答が多く、地域との交流がないがために、地域への関心、期待度が薄れてきている。
- 一方で、防災面などからは地域のつながりが重要であるという認識が高い。
- 各種活動団体自体も高齢化や活動者の偏りがみられ、新たな担い手の育成ができていない。



- まずは一人ひとりが地域の一員であるという意識を持ち、周囲の見守り、気づき、声をかけ合うことが必要である。気になる人がいる場合には、積極的に声をかけたり、案内したりすることができるような、“ちょっとのおせっかい”意識を持った担い手を増やしていく必要がある。
- 地域福祉を含め、まずはそれぞれが住んでいる地域（市）に関心を持ってもらえるようなプログラム内容や啓発活動が必要である。
- 地域に住む人々が、次代の担い手となるような学びの機会を増やし、地域の中でいきいきと活動できるような取組が必要である。また、多様な形態で参加しやすい開催を検討していく必要がある。



地域を支え・見守る担い手（ヒト）づくりを進めていく必要があります

(2) 人と人、人と地域などの“つながり”の強化

- コロナ禍において地域活動の自粛などもあり、地域内でつながる場や機会が停滞した。新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したものの、対面を主とする福祉活動においては、“元通り”は難しい面もある。
- 地域の危険箇所の把握が不十分であったり避難訓練への参加意識が低いなど、災害への備えが十分でない人が多い。
- 自治会・ボランティアなど地域活動への参加意識が低い。



- 誰かに迷惑をかけてはいけない、自分や家族で何とかしなくてはいけないという考えではなく、困ったときはお互い様という気軽に助け合える関係づくりができるよう、地域の中でのつながり・支え合いを考えることが必要である。



地域福祉活動の充実・強化を進めるための環境を整えていく必要があります

(3) “誰一人取り残さない” 包括的・重層的な支援体制の必要性の高まり

- ヤングケアラーや親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケア、ひきこもりの高齢化等による 8050 問題（9060 問題）など、個人だけでなく世帯単位で課題を抱えているケースが増えている。
- 適切な相談や支援につながらずに孤立していたり、専門機関に相談されたときには深刻化してしまっているケースがみられる。
- 相談内容が複合・多問題化し、既存の相談窓口だけで受け止めきれない内容も増えている。
- 事業所・団体においても、連携・協働のきっかけや地域との関係を調整・コーディネートできる人材が求められている。



- 誰一人取り残さない地域づくりを行っていくためには、それぞれに合った支援を行い、必要な人に必要な支援が届く仕組みを作っていく必要がある。
- 地域や近所の方の支援だけでは難しい場合に、積極的に専門機関につなぐことができる仕組みが必要である。
- 複雑化した課題について対応できるよう担い手のスキルアップが必要とされている。
- 地域の身近な相談員であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能強化を進めるとともに、行政の関係機関だけでなく、市民にとって身近な自治会や学校などを含め、高齢、障害、子ども、教育、医療など多分野が情報交換や情報共有ができるよう、連携を強化していく必要がある。
- 課題が表面化する前から、支援が必要な際にはどこに SOS を出したら良いかをわかりやすく伝えていく必要がある。



支援が必要な人を受け止める体制整備と必要な支援につなげる仕組みが必要です

(4) 必要な人に必要な支援が届く仕組みの構築

- 様々なサービスや制度がある中で、その情報を十分に得られている人は少なく、各種制度の認知度は低い。
- 年代によって情報の入手媒体や必要としている情報に差がみられる。
- 市民が行政に望むこととして「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」が高い割合となっている。
- 認知症高齢者や要支援・要介護認定者、障害支援区分認定者など地域で支援を必要とする人が増加傾向にある。



- 年齢や障害の有無など、それぞれの特性に応じた情報発信方法を工夫していく必要がある。
- 地域で介護・介助が必要な人を支えるための各種福祉サービスの充実が求められる。



情報発信や連携など、地域福祉を推進していくための基盤づくりを行う必要があります

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化など、地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。これに伴って、暮らしの中で生じる課題も複雑化しており、個人や家族だけでは解決できない問題も多くなってきています。地域の中で、年齢、性別、出自、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが安心して暮らすことができ、自分らしく活躍できる地域にするためには、市民、地域団体、事業所、行政など、様々な主体が連携しながら、支え合い、助け合いを進めていくことが大切です。

本計画では、市民・地域・行政が相互に連携し協力しあうことで、誰一人取り残さない、安心して暮らしやすい地域共生社会の実現を目指して、基本理念を次のとおり定めます。

つながり・支え合いの輪を広げていこう！

～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～



2 基本目標

基本理念「つながり・支え合いの輪を広げていこう！～だれもが安心して自分らしく活躍できる地域を目指して～」を達成するため、次の4つの基本目標を定めます。

地域を支え・見守る担い手づくりの推進（人づくり）

基本目標1

- *市民の福祉の心を育み、福祉に対する理解を高めます。
- *手話通訳者など地域福祉活動の担い手を育てます。
- *地域への関心を高め地域福祉活動への参加を促進するため福祉教育について取組を進めます。

地域福祉活動の推進と強化（環境づくり）

基本目標2

- *ボランティア活動をしやすい環境づくりを行います。
- *人と人がつながる場として、多様な地域活動や多世代・多文化の交流を支援します。
- *防災や防犯活動を通して地域の連携を強化するとともに、道路のバリアフリーなども含めて、誰もが安全で安心できる地域づくりを目指します。
- *誰もが生きがいを持って活躍できる人生を送れるよう生涯学習の推進を図ります。

支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化（しくみづくり）

基本目標3

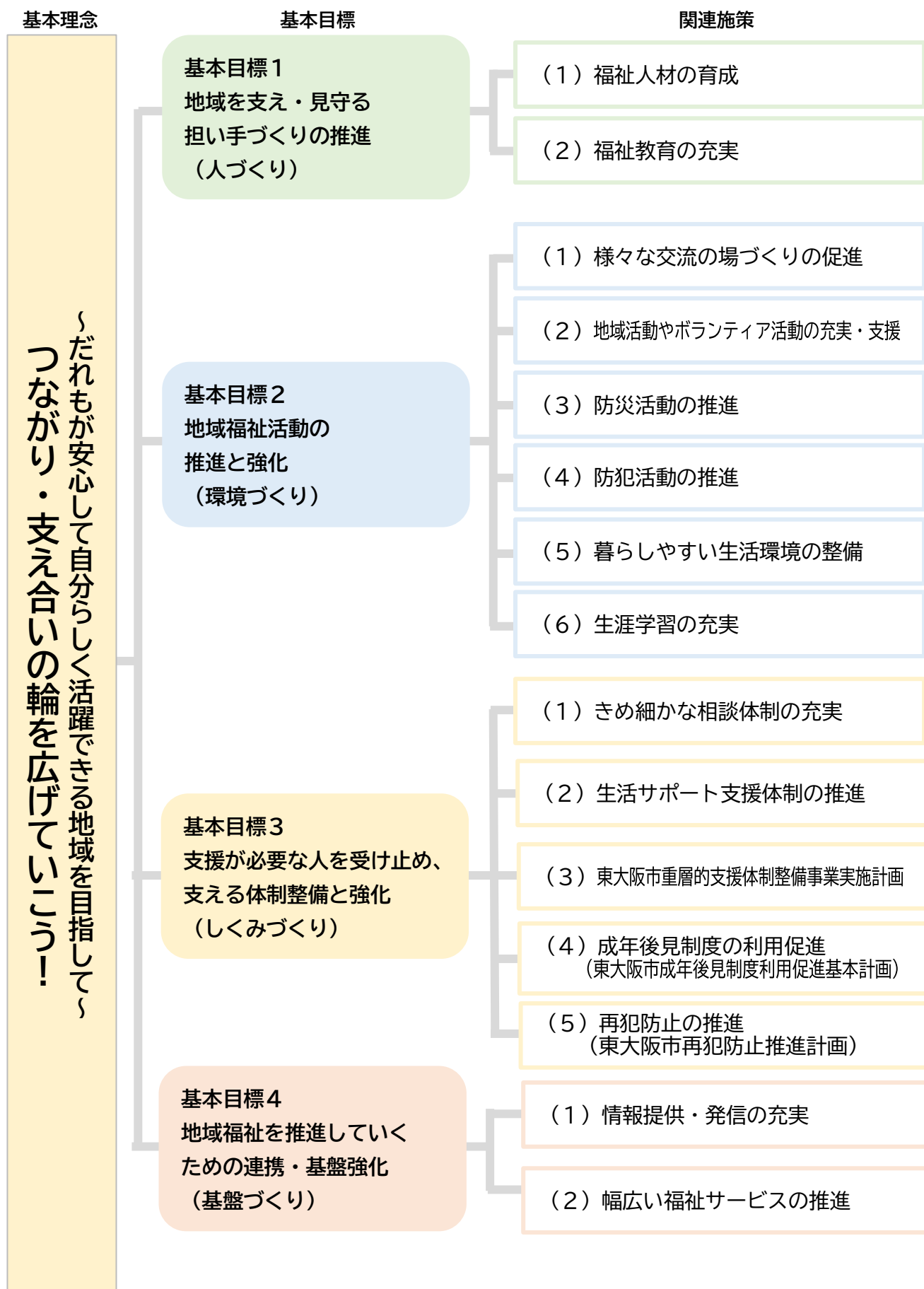
- *相談者が抱える様々な課題を受け止める包括的な相談体制と支援の充実を図ります。
- *地域や専門職、社協、行政など多様な主体による地域福祉活動の促進や連携を図ります。
- *成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進など地域で生活するうえで困難を抱えている人たちを支える仕組みを充実させます。

地域福祉を推進していくための連携・基盤強化（基盤づくり）

基本目標4

- *人々が抱える複雑化・複合化した課題解決の糸口となるよう、福祉に関する情報発信を充実させます。
- *地域福祉を進めるうえで、基盤となる幅広い福祉サービスの推進に取り組めます。

3 第6期地域福祉計画の体系



4 重点事業

本計画では、令和6（2024）年度からの5年間で特に重きを置いて取り組む事業として21の重点事業を設定しました。

これらの事業は、市全体で効果的に推進するため、市の最上位計画である第3次総合計画およびその実施計画に位置付けられている地域福祉に関連する事業を中心に構成しています。

■地域福祉・生活困窮

重点事業1	重層的支援体制整備事業
事業の内容	高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を3つの柱として一体的に実施します。
事業のめざす方向	相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、様々な関係機関が連携しながら、本人に寄り添い支援を行っていきます。その中で、地域住民が抱えている課題から必要な社会資源を創出し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていきます。
重点事業2	防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業
事業の内容	災害リスクや要介護度の高い高齢者・障害者などの円滑な避難行動の実施のための個別避難計画を作成します。
事業のめざす方向	避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、誰一人取り残さない地域社会を目指します。
重点事業3	成年後見制度の利用促進
事業の内容	判断能力が低下した身寄りのない認知症高齢者や障害者などについて、市長が後見開始等の申立てを行う市長申立てや、制度利用にあたって費用を負担することが困難な者に対し、申立て費用や後見人等への報酬の給付を行う成年後見制度利用支援事業、制度を必要とする本人や親族、福祉専門職、後見人等が、制度利用や支援方針、後見人等の事務などについて専門職による助言が受けられる専門相談など、制度の利用支援に係る様々な事業を実施します。
事業のめざす方向	判断能力の低下があっても、成年後見制度を利用することで、地域のなかで尊厳をもって、その人らしく生活を継続できる地域社会を目指します。

重点事業4	ひきこもり等相談支援事業
事業の内容	ひきこもり相談窓口を設置し、一人ひとりの状態に合わせたきめ細かな相談支援や心理カウンセリング、居場所支援などを実施しています。また、就労のみならず、より幅広い社会参加までを含む多様な支援に取り組むことで当事者や家族が社会とのつながりを回復し、自分らしく生きていけることを目標として支援を実施しています。
事業のめざす方向	ひきこもり支援の目標を就労ありきではなく、当事者が自らの意思でさまざまな生き方を選択し、自分らしく生きていくことを目標とします。幅広い社会参加支援に関する多様なサービスを提供することで自立を支援し、また、当事者やその家族が必要な時にためらわず助けを求められる地域社会の構築に向け、市民の意識啓発やひきこもりへの地域理解を促進することを目指します。

■ 高齢

重点事業5	認知症総合対策事業
事業の内容	認知症初期集中支援チームの運営による速やかで適切な初期対応や、地域での認知症当事者・家族の支援及び認知症理解促進を目的とする「認知症サポーター」の養成による、認知症の人を地域で支える取組づくりを実施します。 また、新たな認知症予防について、効果的な手法を含め検討研究を進めていきます。
事業のめざす方向	認知症の人が尊厳を保持しながら、できるだけ住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう施策を展開していきます。また、認知症の有無に関わらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、お互いを尊重しつつ支え合いながら共生する希望あるまちづくりを目指し、認知症の理解啓発や早期発見、予防など、地域の状況に応じた認知症施策を総合的に検討していきます。

重点事業6	高齢者の社会参加促進を軸とした介護予防プロジェクト
事業の内容	成果連動型民間委託契約方式による民間活力を活用し、高齢者の社会参加と活躍の促進を軸とした介護予防プロジェクトを推進します。
事業のめざす方向	介護予防プロジェクト「トルクひがしおおさか」を引き続き開催し、参加者にとって魅力的かつ、介護予防の意識啓発に有効なイベント及び連続講座を実施します。また、参加者による自主的な趣味活動や地域活動の継続に向けたサポートを充実させ、楽しみながら社会参加を継続することの有用性を地域に波及できるよう、取組を継続していきます。

■障害

重点事業 7	障害者の就労支援の強化
事業の内容	市全体で障害児者が社会へ出ていくための準備を支援し、中でも市立障害児者支援センター「レピラ」にて障害者の就労支援（就労移行支援・就労定着支援）を実施します。
事業のめざす方向	令和6（2024）年度以降、市立障害児者支援センター「レピラ」における事業見直しにより、市の基幹組織である地域障害者就労生活支援センターを発足させ、就労支援を拡充します。
重点事業 8	重度障害者等就労支援事業
事業の内容	重度障害者などが就労する場合に通勤の支援や職場などでの身体介護などの支援を実施します。また、働く意欲のある障害者の支援及び重度障害者の就労機会の拡大を図ります。
事業のめざす方向	制度の谷間を埋め、障害を理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない方に対する支援及び就労機会の拡大を目指します。
重点事業 9	障害児者の相談機能の充実
事業の内容	基幹相談支援センター及び委託相談支援センターにおいて障害のある方の相談を実施するとともにネットワークの強化に努めます。
事業のめざす方向	基幹相談支援センターのさらなる体制強化についての検討を行うとともに、委託相談支援センターの設置数を拡充し、地域の相談支援事業所との連携強化を図るなど、支援ネットワークを拡大することで、障害児者のニーズ把握と併せて相談支援体制の充実・強化に向けた取組を推進します。
重点事業 10	手話施策推進事業
事業の内容	手話通訳者人材育成のための段階的な技能習得講座を実施します。また、タブレットなどのICT機器を活用した、遠隔手話通訳による利用機会の増加を図ります。
事業のめざす方向	実績やニーズを踏まえ、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、ICT技術の活用などを検討し、障害者のコミュニケーションにおいて感じる障壁をなくすよう努めます。また、養成研修については、引き続き大阪府などと協力し実施します。

■子ども

重点事業 11	児童虐待防止事業
事業の内容	子ども虐待防止月間にてイベントなどにより周知・啓発を行います。 要保護児童対策地域協議会にて関係機関内で要保護・要支援児童などの情報を共有し、児童虐待の早期発見・早期支援につなぐことで児童虐待の発生及び重症化を予防します。
事業のめざす方向	家庭児童相談員の計画的な育成、質の向上及び要保護児童対策地域協議会全体のスキルアップを図ることでの確な対応、支援を行います。また、市民全体へ児童虐待防止の理解を深めるため周知啓発を行い、児童虐待防止推進を図ります。
重点事業 12	児童相談所設置準備事業
事業の内容	児童相談所の設置及び設置に伴う子どもに関わる本市行政の新たな構築に向けて準備を進めます。
事業のめざす方向	児童相談所設置を通じて、子ども自身を含めた子どもに関する様々な問題を抱えた相談者へ、切れ目ない一貫した相談支援を行うと同時に相談支援を通じて把握した子どもや子育て世帯の全般的な課題などを子ども関連施策に反映させるなど、市として一体的な流れをもって子どもや子育て世帯などを支援していく体制づくりの実現を目指し設置準備を進めます。
重点事業 13	ヤングケアラー支援
事業の内容	ヤングケアラーの実態を顕在化し、関係機関職員などへの研修などを実施して、早期に気づき適切な支援につなぐ相談体制を整備します。また、家事・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業によりヤングケアラーへの支援を実施します。さらに、コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進などのヤングケアラーの支援体制の強化を検討します。
事業のめざす方向	事業の実施により、社会から見えづらい存在であるヤングケアラーに早期に気づくことに努め、必要な支援を実施し、子どもが子どもらしく暮らすことのできる社会の実現を目指します。
重点事業 14	療育教室事業
事業の内容	多様化する利用者ニーズに対応するため、個別支援に配慮した早期療育及び、親子教室などの親支援に配慮した療育教室を実施します。
事業のめざす方向	児童発達支援事業の基準や枠にとらわれない事業を展開し多様化する利用者ニーズに合わせた事業を目指します。

重点事業 15	子育てサポーターによる支援事業
事業の内容	乳幼児健診や子育て支援センターなどにおいて、子育てサポーターによる出張相談などの機会を増やし、子どもや保護者により身近な場所で育児などに関する相談を実施します。また、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」にて母子保健と連携し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行います。
事業のめざす方向	アウトリーチ件数を増やしより多くの保護者の相談支援・情報提供などが適切に行えるようにします。

重点事業 16	人材確保に向けた取組
事業の内容	少子・高齢社会の進展などにより生産年齢人口の急減や福祉サービス需要の増大・多様化が見込まれており、質の高い福祉サービスの安定的な提供に向けては福祉・介護人材の確保・育成が重要となります。 生産年齢人口の確保や地域の多様な子育て支援ニーズへの対応としては、保育人材の確保が必要です。保育士確保事業により、保育士就職フェアや市の保育士確保策のPRを行うことで、保育士不足の解消を図り、市内民間保育施設における児童の受け皿拡大につなげます。また、保育士就職フェアについてはSNSによる広報に力を入れる事で、来場者数の増加を図ります。 介護・障害などの各分野においては、福祉人材の確保に向けて、若い世代に福祉・介護の仕事を理解してもらうための魅力発信や、現に従事する職員の離職防止に努めるとともに、福祉・介護職員などを対象とした研修・講習会の開催などにも取り組んでいきます。
事業のめざす方向	保育士確保事業については開催時期や開催場所の検討を重ね、保育士就職フェアの来場者数増加を目指す手法も含めて効果的な開催に取り組んでいきます。 また、福祉・介護人材の確保に向けては若い世代への魅力発信に努めるとともに、人材確保に資する有効な取組を各分野計画などで検討していきます。

重点事業 17	医療的ケア児支援事業
事業の内容	医療的ケア児受入保育所等の支援のため、訪問看護事業所等との委託契約により看護師を派遣し、医療的ケア（経管栄養・たん吸引・酸素療法・導尿等）を実施します。
事業のめざす方向	医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、官民間問わず医療的ケア児の受入保育所等の支援体制の整備を行います。

◎その他

重点事業 18	ウィルチェアスポーツ推進事業
事業の内容	障害の有無や年齢、性別に関わらず誰もが一緒に楽しむというインクルーシブな概念をもつウィルチェア(車いす)スポーツを推進します。
事業のめざす方向	本市はスポーツのまちづくりを推進します。その中でウィルチェアスポーツは障害の有無や年齢、性別にかかわらず誰もが一緒にプレーすることも、見て楽しむことも、支えることもできるスポーツです。人々が気軽に安全にウィルチェアスポーツを楽しむことができる場所として、スポーツを通じた賑わいづくりの中心である花園中央公園内に「東大阪市立ウィルチェアスポーツコート」を整備しました。コートの利用促進やイベントの開催など、ウィルチェアスポーツを推進することで共生社会の実現を目指します。
重点事業 19	地域公共交通利用促進事業
事業の内容	「市民生活を支える持続可能な交通システムの構築」(東大阪市総合交通戦略の施策方針3)に基づき、地域公共交通(バス、タクシー等)の利用促進に向けた施策を検討しています。
事業のめざす方向	「市民生活を支える持続可能な交通システムの構築」を目標に、既存の地域公共交通(バス、タクシー等)の利用促進に努めるとともに、市民が買い物、通院等の日常生活において利用できる交通手段を確保するため、交通事業者や地域住民との連携のもと、公共交通施策を検討し実施します。
重点事業 20	地域DXの推進(デジタルデバイド対策事業)
事業の内容	スマートフォンの操作に不慣れな市民を対象として、スマホ教室やスマホ個別相談会を実施します。
事業のめざす方向	誰一人取り残さないデジタル社会の実現をめざし、市民サービスの地域DXを推進します。地域DXの推進にあたり、市民のデジタルリテラシー向上に向けた取組を進め、デジタルデバイドの解消を図ります。
重点事業 21	自主防災組織による地域防災力向上事業
事業の内容	地域の災害特性に着目した地域版ハザードマップの作成を支援し、地域の防災意識の向上に取り組み、個人の適切・迅速な避難行動を促します。また、自主防災組織が主体となって地域版避難所運営マニュアルを今後作成していき、自主的な避難所運営体制を整備します。これらの活動を通じた防災訓練等を支援し、自主防災組織による防災力向上を目指します。
事業のめざす方向	各校区の地域版ハザードマップ、地域版避難所運営マニュアルの作成を支援、促進します。

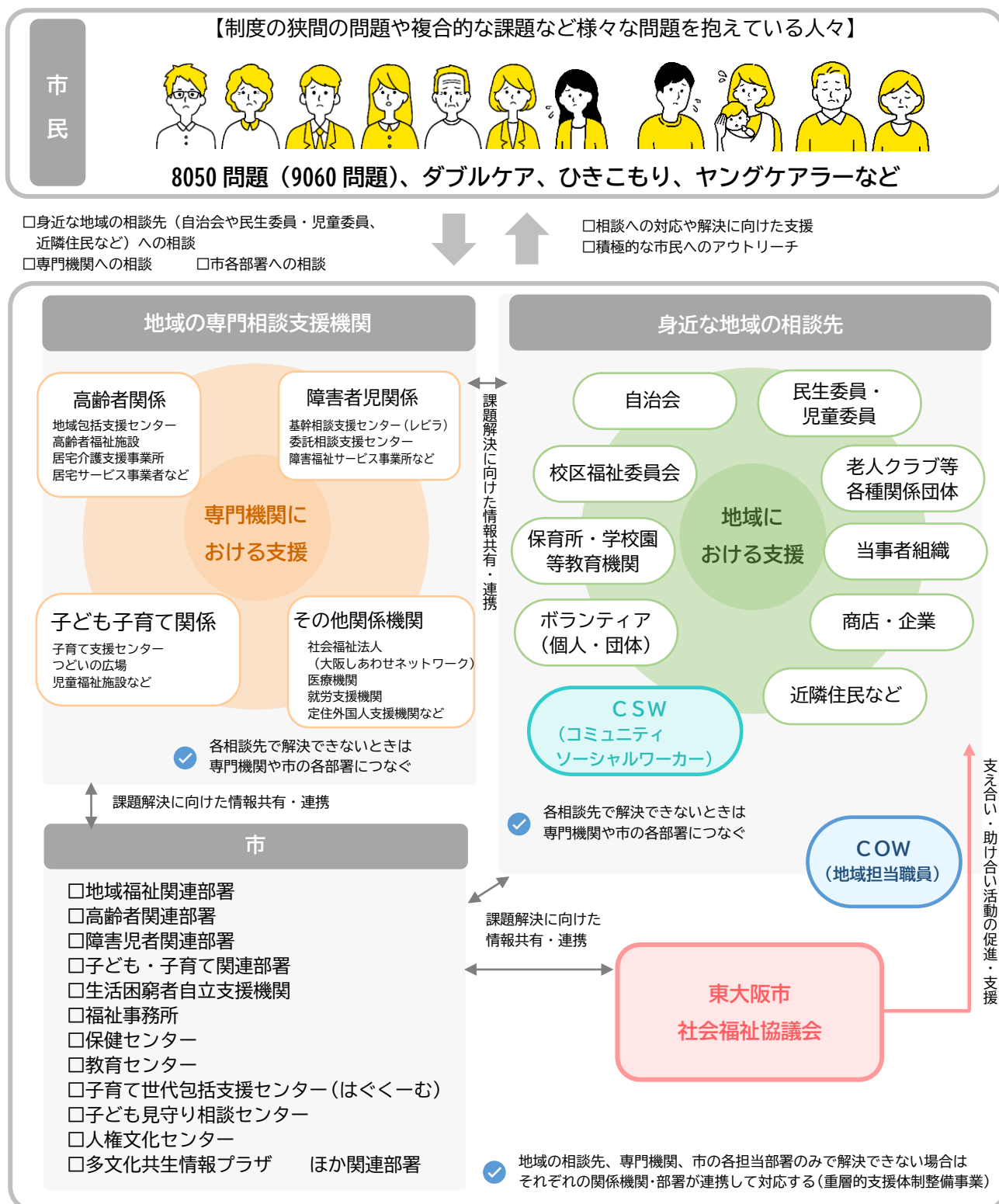
《重点事業と基本目標等との関連》

分野	重点事業		基本目標			
			1	2	3	4
地域福祉 生活困窮	1	重層的支援体制整備事業			(1) (3)	
	2	防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業		(3)		
	3	成年後見制度の利用促進			(4)	
	4	ひきこもり等相談支援事業			(1)	
高齢	5	認知症総合対策事業	(1)	(2) (6)		
	6	高齢者の社会参加促進を軸とした介護予防プロジェクト		(1)		
障害	7	障害者の就労支援の強化			(2)	
	8	重度障害者等就労支援事業			(2)	
	9	障害児者の相談機能の充実			(1)	
	10	手話施策推進事業	(1)			
子ども	11	児童虐待防止事業			(1)	(2)
	12	児童相談所設置準備事業				(2)
	13	ヤングケアラー支援			(1)	(2)
	14	療育教室事業			(1)	(2)
	15	子育てサポーターによる支援事業				(2)
	16	人材確保に向けた取組（保育士確保推進事業）	(1)			
	17	医療的ケア児支援事業			(2)	
その他	18	ウィルチェアスポーツ推進事業		(1)		
	19	地域公共交通利用促進事業		(5)		
	20	地域 DX の推進 （デジタルデバイド対策事業）				(1)
	21	自主防災組織による地域防災力向上事業		(3)		

5 第6期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ

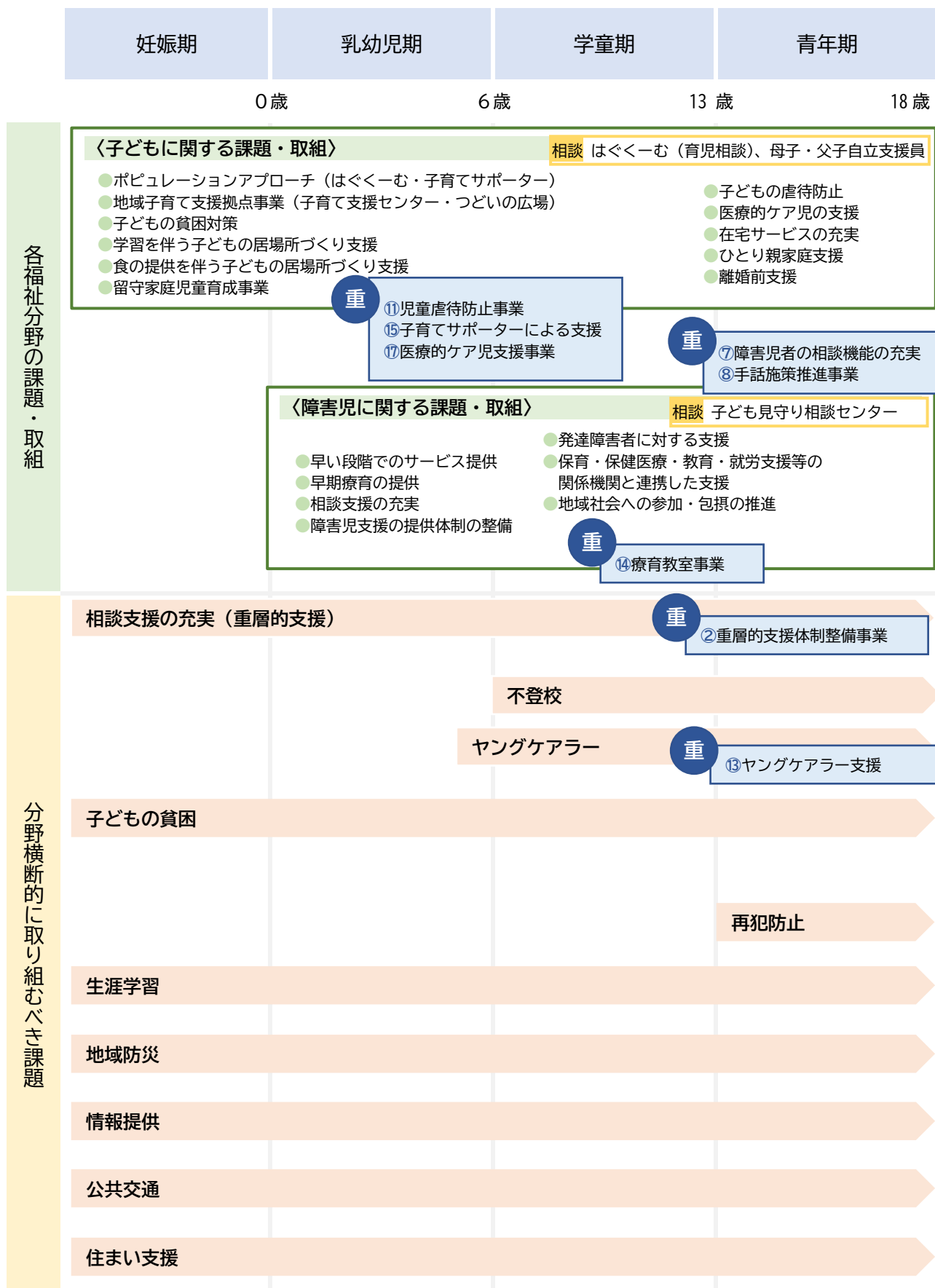
地域では、8050問題（9060問題）やダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど、従来の分野ごとの制度では十分な解決を図ることができない制度の狭間の問題や複合的な課題が生じています。

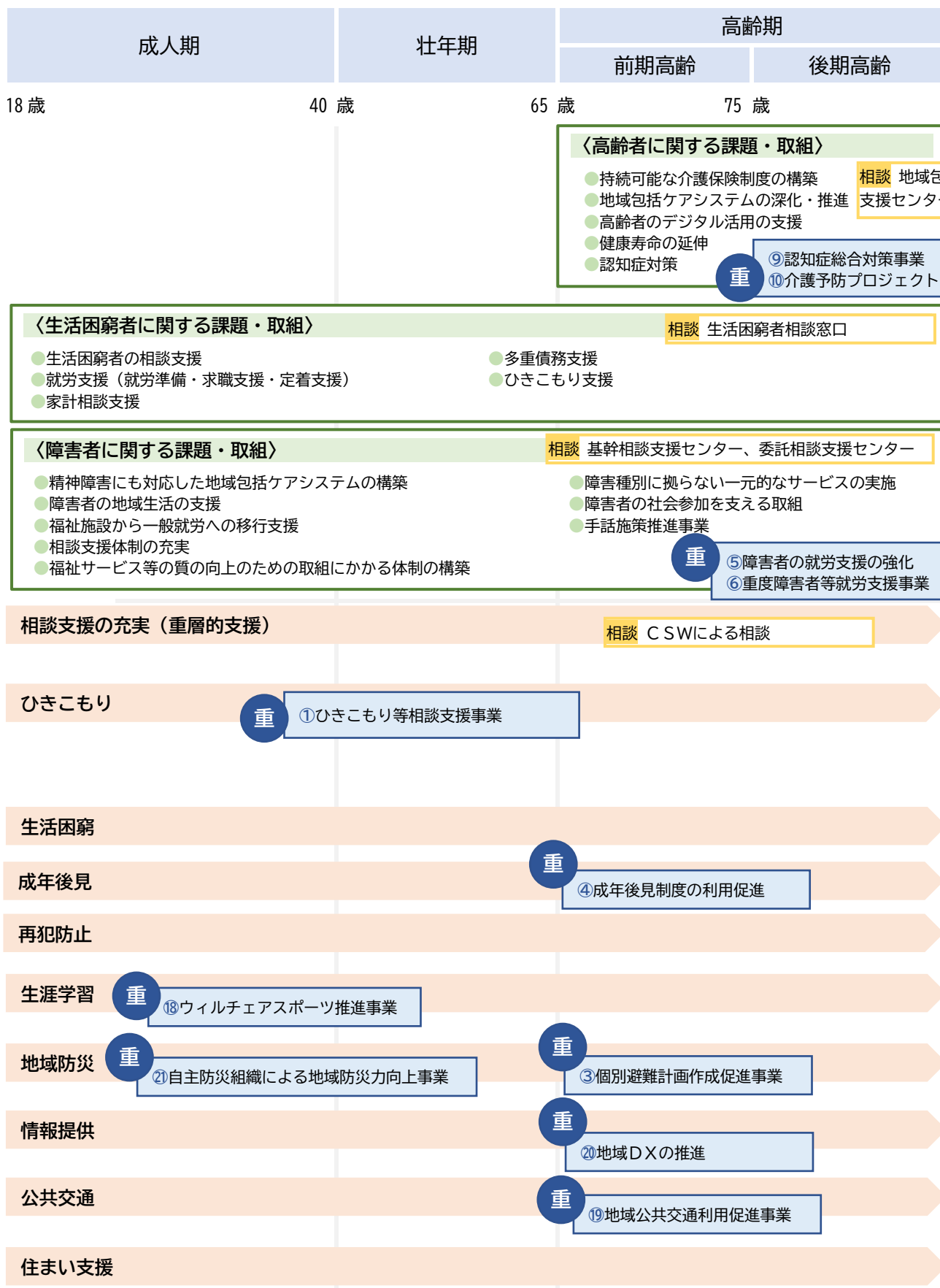
本市では、これらの課題へ向けたアプローチとして、地域住民をはじめ、福祉等の専門機関や社会福祉協議会及び行政などの多種多様な主体が連携・協働する地域福祉ネットワークを強化することで、市全体で誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しています。



■ ライフステージと地域福祉との関わり

本計画において取り組む事業は多くの分野にまたがっており、ライフステージにおけるあらゆる場面で誰もが関わりをもつ可能性があるものです。 ※掲載している事業は主な事業となります。





基本目標 1 地域を支え・見守る担い手づくりの推進（人づくり）

（1）福祉人材の育成

【施策の方向性】

地域福祉活動を進めていくには、活動に関心を持ってもらい、その担い手（人材）になってもらえるような取組を進めることが重要です。講座や研修等を通じて地域資源である人材を掘り起こし、これからの地域福祉を共に作る担い手を育成していきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 自治会などの地域活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、担い手不足が指摘されています。
- 市民アンケート調査では、近所の人との付き合いの程度について、5年前と比較し「ほとんど近所づきあいをしていない」の割合が3倍近くに増えており近所づきあいの希薄化が進んでいます。
- 市民アンケート調査では、身近なところで困っている方がいた場合に「話し相手や相談事の相手になる」ことのお手伝いをしたいと回答した人が約3割を占めています。
- 市民アンケート調査では、コミュニティソーシャルワーカーや校区福祉委員会など、地域福祉の活動者の認知度が低い結果となっています。
- 関係団体アンケート調査では、地域や関係機関と連携・協働する上で行政などに期待することとして、「連携・協働のきっかけづくり」や「地域との関係を調整・コーディネートできる人材の養成」が高くなっています。
- 少子・高齢社会の進展等により、福祉サービスに対する需要が増大・多様化するなか、労働力人口減少や福祉分野における高い離職率も相まって、福祉人材の確保の課題が常態化しています。

《課題》

【福祉人材の育成】

- ★年齢・性別を問わず地域活動を支える新たな担い手の発掘・育成が必要です。
- ★地域福祉活動に興味・関心を持ってもらうきっかけづくりが重要です。
- ★担い手となれる人は潜在的には多くいることから、実践につながる活躍の場づくりが必要です。

【福祉人材の確保】

- ★将来にわたって福祉ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく観点から、福祉人材の確保が課題となっています。
- ★福祉関係資格の潜在的有資格者などの掘り起こし等や、他分野で活躍する人材、高齢者などの「多様な人材の参入・参画の促進」が必要です。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

【福祉人材の育成】

事業名	事業概要
ボランティア養成事業	ボランティアを養成するためのさまざまな研修を行い、地域福祉活動の担い手やリーダーの確保・育成を図ります。
認知症サポーター養成講座 重点事業5	認知症に対する理解と認識を、地域住民に持ってもらうため、講座を開催し、認知症になっても本人も家族も地域で安心して生活できる環境づくりを促進します。
介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修	訪問型助け合いサービス・通所型つどいサービスなどの総合事業に従事いただく担い手を育成するために「介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者研修」を実施します。
シニア地域活動実践塾「悠友塾」	60歳以上の市民を対象に、楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活を送るための学習の場として、シニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講します。
手話施策推進事業 重点事業10	手話通訳者人材育成のための段階的な技能習得講座を実施します。また、タブレットなどのICT機器を活用した、遠隔手話通訳による利用機会の増加を図ります。

【福祉人材の確保】

事業名	事業概要
介護人材の確保	大阪府地域介護人材確保連絡会議に参画し、中河内ブロックの枠組みを活用し、府や介護事業者などと連携して就職フェアの開催や後援などを実施します。
介護人材の定着支援	介護職場の魅力発信など介護の仕事に対する理解促進を図り、介護職などを対象とした研修・講習会を開催します。
若い世代に対する理解啓発	若い世代などに対して、啓発物の配布や出前講座メニューを設けるなど、福祉・介護の魅力発信や理解を促進します。
「介護の日」の周知	市政だよりや市内施設のライトアップ等で「介護の日」を市民に広く周知するなど、介護の仕事の魅力等に関する情報を発信します。
介護現場の生産性向上の促進	業務の効率化として、オンライン申請システムの活用、職場環境等の改善に向けた研修や好事例の周知など府と連携し、介護現場の生産性向上の取組を推進します。
福祉就職フェア	東大阪市社会福祉施設団体連絡会を構成する団体及びその団体に属する施設の人材確保を目的として、市内の社会福祉施設に就職を目指す人や興味のある人を対象に福祉職場説明会などを開催します。

事業名	事業概要
保育士確保推進事業	保育士就職フェアや市の保育士確保策のPRを行うことで、保育士不足の解消を図り、一時保育の拡充などや、市内民間保育施設における児童の受け皿拡大につなげます。また、保育士就職フェアについてはSNSによる広報に力を入れることで、来場者数の増加を図ります。
重点事業16	

（２）福祉教育の充実

【施策の方向性】

近年、福祉に関する意識の低下がみられる中で地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要です。子どもの頃から、人権意識を高め命を大切にすることを育むとともに、家庭、地域、学校等と連携し障害者や高齢者等の疑似体験や交流等を通じて、心のバリアフリーやノーマライゼーション、多様性を尊重するなど、誰もが福祉課題を「自分事」として考え、思いやり寄り添う心を育むことを目指します。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市民アンケート調査では、地域における福祉活動を推進するために行政に期待することとして「福祉教育の推進」を挙げた方が全体の１割程度であったことから、地域福祉に関する意識の浸透がまだ十分ではないといえます。
- 小中学校、義務教育学校において、福祉教育・ボランティア教育を実施しているが、学年や学校ごとに内容がそれぞれ異なっています。
- 子ども以外の対象者に対する福祉教育について、地域の関係者やＰＴＡ、保護者も含めた形での実施が必要です。
- こころの健康に関する普及啓発については、ＳＮＳや動画配信を定期的の実施し、自殺予防について理解を深める機会を設けてきました。

《課題》

- ★福祉教育における体制の確保と整理が必要です。
- ★様々な世代に関心を持ってもらい、福祉のこころを育てる取組が必要です。
- ★小中学校、義務教育学校での福祉教育は福祉への理解促進や将来的な福祉人材の確保にもつながる取組であり、学校との連携が必要です。
- ★福祉に対する正しい知識を知ってもらう機会の提供が求められます。
- ★自殺予防や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を継続して行う必要があります。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
小・中・義務教育学校における福祉教育	施設や支援学校への訪問、学校行事を通して障害者、高齢者などの当事者とふれあう機会を増やし、また疑似体験活動や意見交換により実態を正しく理解することで、思いやりと助けあいのこころを育めるよう福祉教育の充実を目指します。
教育機関へ向けた交流体験	市立障害児者支援センター「レピラ」の地域交流事業において、障害当事者が講師となり交流体験を実施します。
シニア地域活動実践塾「悠友塾」	60歳以上の市民を対象に、楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活を送るための学習の場として、シニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講します。

事業名	事業概要
市職員や福祉人材への 障害理解促進研修	障害理解促進・障害当事者への適切な行政サービス提供を目的に研修に取り組みます。
こころの健康づくりにつ いての研修	地域住民や地域の支援機関に対して、こころの健康や自殺予防につ いての理解を深める研修や講演会を実施し、地域の自殺対策力を高 めます。

基本目標2 地域福祉活動の推進と強化（環境づくり）

（1）様々な交流の場づくりの促進

【施策の方向性】

近年、子どもやひとり暮らし高齢者、障害者の「見守り」に関することや、「居場所」について問題となっています。地域の身近なところから人と人や、人と地域がつながり、交流を促すきっかけづくりを進めます。子どもや高齢者、障害者、ひきこもりの人など一人ひとりに応じた形で性別や年齢に関係なく顔を合わせ、親しく付き合うことができる、誰もが気軽に集える居場所づくりを進めていきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市民アンケート調査では、地域活動や行事への今後の参加意向について、「子ども食堂など子どもの居場所づくりを支援する活動」で2割を超えていることから、そのような関心が高いことを事業へつなげていくことが必要です。
- 関係団体アンケート調査では、担当地域の住民相互の助け合いに対する意識が、「高いと思う」と回答した人が約7割を占めています。
- 地域懇談会においても、地域の中で誰もが気軽に集える「居場所」について多く意見が上がったことから、「居場所や交流の場」が重要です。
- 地域からは「日常の見守り活動（子ども・高齢者・障害者）」を求める声が多くなっています。

《課題》

- ★対面による交流だけでなくデジタルツールとの併用により、より多くの参加者が交流できる場を創出することが求められています。
- ★子ども食堂など関心が高い事業について参加へつなげていく取組や周知が必要です。
- ★地域の通いの場などの新規開拓や活動促進のため、社会福祉法人の地域貢献活動や商店・企業等と連携協力を進めていく必要があります。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
社協COWやCSWなどの活動を通じた交流促進	社協COWやCSWなどによる地域へのアウトリーチをきっかけに、さまざまな交流を図ることのできる環境を積極的に創出するよう働きかけます。
食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所が広がるように、「子ども食堂」を運営する団体などに対し、安全・安心にかかる費用等、運営費の一部を補助することにより、「子ども食堂」の新規開設や活動促進を図ります。

事業名	事業概要
学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所が広がるよう、小学生を対象に学校の宿題や自主学習のサポートを行うことで、学習習慣の定着や学習意欲の向上を目的とし、併せて、レクリエーションや施設利用者との交流なども実施します。
高齢者の社会参加促進を軸とした介護予防プロジェクト	成果連動型民間委託契約方式による民間活力を活用し、高齢者の社会参加と活躍の促進を軸とした介護予防プロジェクトを推進します。
重点事業6	
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ大会やバリアフリーマラソンなど障害のある人が参加できるスポーツイベントの開催を支援するなど、屋内外を問わず障害者スポーツの活動の場所の確保や参加しやすい環境の促進に努めます。 さらに、障害の有無や年齢、性別にかかわらず誰もが一緒に楽しむことができるウィルチェア(車いす)スポーツを推進し、共生社会の実現をめざします。屋外型ウィルチェアスポーツ施設、「東大阪市立ウィルチェアスポーツコート」にて、ウィルチェアスポーツの試合や体験会を開催しての認知度向上、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組みます。
重点事業18	

（２）地域活動やボランティア活動の充実・支援

【施策の方向性】

地域活動やボランティア等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、ボランティア活動への参加を促したり、講座や研修等を通じて地域資源である人材を育成したりする等、ボランティアの機能強化にかかる取組を引き続き進めていきます。また、「大阪しあわせネットワーク」の活動など社会福祉法人の地域貢献活動や商店・企業等とも連携し、活動の内容や場を充実させるとともに、活動内容をPRするなど、関係団体と協働・連携して取り組んでいきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市民アンケート調査では、社会貢献・地域貢献やボランティアなどの活動に参加している人は2割未満となっており、年齢が下がるほど、活動に参加したことのない人の割合が多くなります。
- また、社会貢献・地域貢献やボランティアなどの活動に参加していない理由は、「時間がとれない」、「どんな活動があるのかわからない」、「参加するきっかけがないから」が多くなっています。
- その一方、ボランティア団体等の活動や社会福祉施設・公共施設などでのボランティア活動は2割を超えた参加希望の回答がありました。

《課題》

- ★ボランティア活動等についての情報提供やマッチングについて課題があるといえます。
- ★多くの人に参加できるよう、活動時間や曜日の工夫をする必要があります。
- ★市民へのPRにつながるような、活動内容の広報が必要です。
- ★地域活動の推進のためには、公民連携を含めた福祉推進のための幅広い連携が大切です。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
ボランティア・市民活動センター基盤整備事業	ボランティア活動の拠点としての会場、機材の貸出や基金の拡充、サロンの開催、ニーズの把握などを行い、ボランティアが活動しやすい体制を構築します。
ボランティア養成事業	ボランティアを養成するためのさまざまな研修を行い、地域福祉活動の担い手やリーダーの確保・育成を図ります。
災害時支援ボランティアの登録	市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生した際、ボランティア活動を円滑かつ安心して行えるように、ボランティア登録制度の啓発・推進を行います。

事業名	事業概要
認知症サポーター等養成講座	認知症サポーター養成講座やオレンジメンバー養成講座、キャラバン・メイト養成研修などを開催します。
重点事業5	認知症の人やその家族の生活支援ニーズと認知症支援ボランティアである「オレンジメンバー」の支援のマッチングを行う「チームオレンジ」を実施します。
シニア地域活動実践塾「悠友塾」	60歳以上の市民を対象に、楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活を送るための学習の場として、シニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講します。

（3）防災活動の推進

【施策の方向性】

誰一人取り残さない防災のため、災害に備える意識を高める啓発をおこなうとともに、近隣や地域で助け合うことができる「顔の見える関係づくり」に繋がる実効性のある支援体制の構築に取り組みます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市民アンケート調査では、災害時の避難行動や避難生活に不安を感じている方が多く、ボランティアなどの行事や活動について関心のある講座では「災害時対応ボランティア講座」が最も多いことから、防災対策への市民の関心は高いです。
- また、地域の方にお手伝いしてもらいたいことでは、「災害時の手助け」や「安否確認など、定期的な声かけや見守り」などが多く、災害発生時の備えについても「近所の人との関係づくり」が上位にあがっていることから、防災活動に関する地域への期待は高く、地域力の必要性を感じています。
- 一方で、地域の危険個所を知っている人は少なく、防災訓練への参加が必要だと思う方も少ないのが現状です。
- 災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者の情報を集約した避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供することで、災害時の地域での支援活動に役立てていますが、避難行動要支援者名簿の認知度はまだまだ低いです。
- 避難行動要支援者名簿に登録されている方を対象に、個別に「いつ逃げるか」「どこに逃げるか」「誰と逃げるか」といった計画を作成する個別避難計画のモデル事業を東地域で実施しています。
- 第1次避難所78ヶ所に高齢者や障害のある人など様々な利用者に配慮した簡易トイレを1基ずつ整備しました。

《課題》

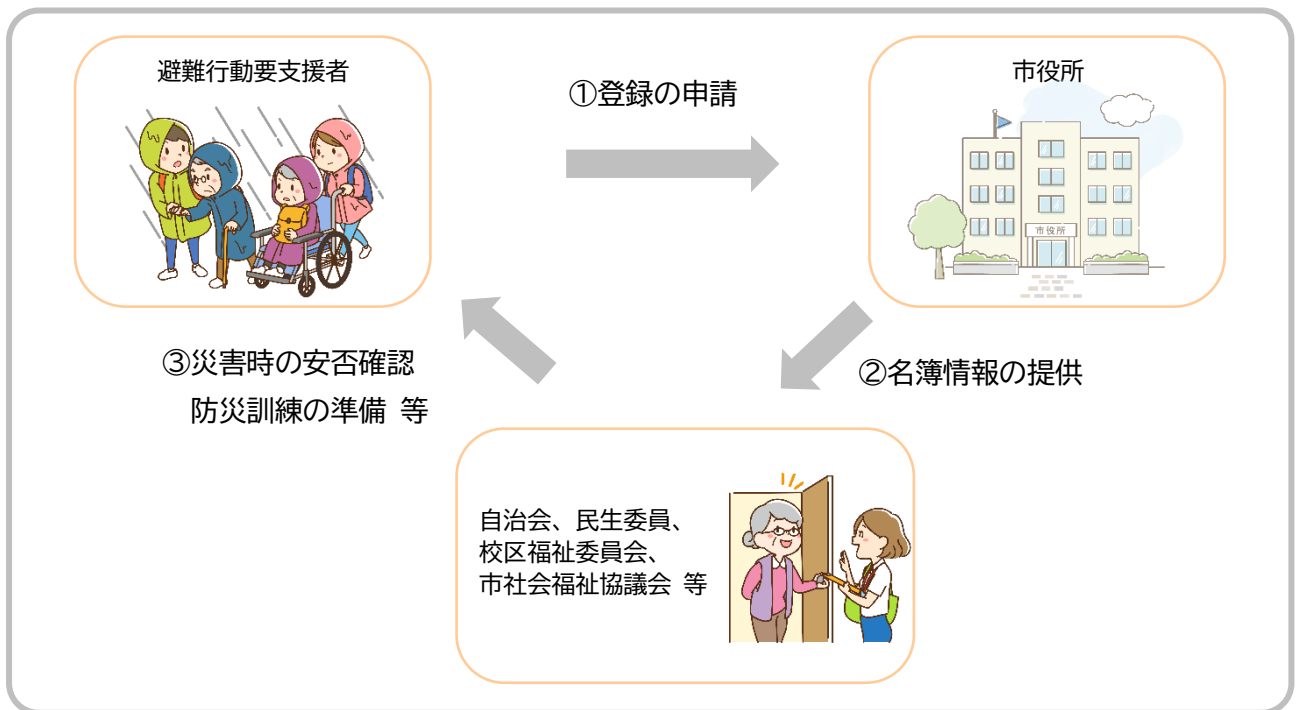
- ★地域において見守り助け合う防災力を高めるためには、日頃からの関係づくりが必要です。
- ★防災訓練への参加を呼びかけ、一人ひとりの防災意識の向上と地域で取り組む意識の醸成が必要です。
- ★災害時に配慮が必要な人に支援が行き届くよう、「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」といった制度のわかりやすい周知が必要です。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
避難行動要支援者名簿制度・個別避難計画 重点事業2	大規模災害発生時に支援が必要な方のうち、予め同意のあった方の情報を地域の支援者に提供することで、避難支援や安否確認などに役立てます。 また、避難行動要支援者名簿登録者の中で、要介護度や身体障害者手帳の等級の高い単身者など、優先度の高い人について個別避難計画の策定を進めます。
福祉避難所の確保	災害時に避難所となる小中学校などでの生活が困難で、特別な配慮を要する方の受け入れ先として社会福祉施設などを福祉避難所として確保します。
自主防災組織による地域防災力向上事業 重点事業21	地域の防災意識向上のため、地域ごとの災害特性に応じた地域版ハザードマップを更新するよう、自主防災組織に働きかけます。
避難スペースの確保	災害時に避難所における要配慮者に配慮したスペースの確保に努めます。
災害時支援ボランティアの登録	市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生した際、ボランティア活動を円滑かつ安心して行えるように、ボランティア登録制度の啓発・推進を行います。

【避難行動要支援者名簿の支援のしくみ】



（４）防犯活動の推進

【施策の方向性】

安全・安心な地域生活のため、一人ひとりの防犯意識の向上を図り、犯罪を未然に防止する手段を提供します。また、地域ぐるみによる防犯活動を支援します。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 特殊詐欺に関する啓発は様々な場面でおこなわれていますが、犯罪の手口も巧妙化しています。
- 市民アンケート調査では、より暮らしやすい地域となるために必要だと思うことは、「治安がよいなど、安心して住めること」が6割以上を占めて最も高くなっています。
- 地域懇談会では、安全・安心な地域生活に必要な地域のつながりについて、「向こう3軒両隣への見守り、声かけ」「ちょっとしたおせっかい」の気持ちが必要という意見がありました。

《課題》

- ★誰もが犯罪や詐欺被害などに巻き込まれる可能性があるという意識が重要であり、自分ごととして考えるきっかけとなる啓発が必要です。
- ★防犯に繋がる効果的な手段の提供が求められています。
- ★安全・安心な福祉のまちづくりには、住民のコミュニティを中心とした、関係機関の連携による日々の活動など地域に根ざした防犯活動の取組が不可欠です。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
防犯活動業務	市、警察、防犯協議会が連携し、日々のパトロール活動をはじめ、地域に根ざした防犯活動を積極的に展開しています。
緊急通報装置レンタル事業	ひとり暮らし高齢者等の居宅に、緊急通報装置をレンタルし、急病や災害などの緊急時に簡単に受信センターに通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行います。
高齢者の詐欺被害防止事業	65歳以上の方がいる世帯を対象に固定電話に取り付ける特殊詐欺対応機器等を無償貸与します。
子ども安全安心推進事業	子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭が連携して、子どもの安全確保を図るため、PTAや自治会、老人クラブ、地域教育協議会、ボランティアグループなどの協力を得て、「愛ガード運動推進事業」を実施します。
「こども110番の家」運動推進事業	地域の子どもがトラブルに巻き込まれた時に、助けを求めて飛び込める場所を設置しています。家庭・商店・事務所の協力を推進するため、協力家庭等にはプレートや小旗を無償で配布しており、あわせて協力者を支援する為、災害見舞金保険に加入しています。

事業名	事業概要
事業所ふくしネットワーク事業	新聞、食材などの配達を行う宅配事業所などとネットワーク化を進め、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者などに何か異変があった時には、地域包括支援センターや地域支援者と連携し、安否確認や緊急対応するしくみを構築します。

（５）暮らしやすい生活環境の整備

【施策の方向性】

誰もが地域で安心して生活でき、安全に外出ができるよう、道路・歩道をはじめとして、不特定多数の住民が利用する公共施設や民間施設においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

また、市内において外国籍住民人口が増加している中で、互いに文化を認めあい、すべての人が自分らしく生きていける多文化共生のまちづくりを進めていきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- バリアフリーとは、社会生活を送るうえで不便を感じることや、物理的な障壁（バリア）となるものをなくす（フリーにする）ことです。高齢者や障害者だけでなく、子どもや外国籍住民などあらゆる人が社会参加に困難を感じる様々な分野におけるバリアの除去も含めた意味でも用いられます。
- ユニバーサルデザインは、年齢や性別、身体状況、言語や国籍の違いなどに関わらず、できるだけ多くの人々が快適に利用しやすいように作られたデザインのことで、製品・建築以外のサービス等の目に見えないものも含まれます。
- 市民アンケート調査では、地域における福祉に関わる課題・問題として、「道路の段差や歩道整備などバリアフリー課題」と回答した人が約3割を占めています。
- また、地域における福祉活動を推進するために行政に期待することでは、「公園や遊歩道など憩いの場の整備」や「福祉に配慮した都市環境の整備」がともに3割前後を占めています。
- 地域懇談会において、高齢者の「買い物弱者」などのワードが多く聞かれ、身近な地域での移動手段に問題を抱えている人がいます。

《課題》

- ★移動困難者の移動手段確保に向けた検討をする必要があります。
- ★多文化共生社会に関する情報発信や情報提供を積極的に行う必要があります。
- ★暮らしやすい地域にするために、地域福祉基金や募金、クラウドファンディングなど財源確保について取り組む必要があります。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
基準適合の遵守やユニバーサルデザインのさらなる導入	福祉のまちづくり事業として、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく審査を通して、障害者が安心して暮らせるバリアフリー化を推進します。 また、「東大阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、公園施設のバリアフリー化を行います。

事業名	事業概要
市内道路における交通安全施設の整備事業	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、市内の認定道路において、歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの設置を実施します。
放置自転車防止事業	放置自転車などを減少させて、道路等公共スペースの交通障害の除去に努めます。緊急活動・避難行動の場や歩行者の安全通行を確保し、良好な生活環境及び、駅前空間を作ります。
違法駐車防止活動	違法駐車による交通渋滞や交通事故を防止し、市民の安全で快適な生活環境を向上させるため、迷惑駐車防止の助言啓発活動、違法駐車台数の調査、道路案内等の教示などの活動を行います。
誰もが利用しやすい交通手段の検討 重点事業19	交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を検討し、誰もが利用しやすい交通手段の確保をめざします。
福祉有償運送	高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的として、特定非営利活動法人などが有償（営利とは認められない範囲の対価）で行う、自家用自動車による個別輸送サービスである福祉有償運送について、拡大のための環境づくりを行います。
多文化共生情報プラザ事業	本庁舎16階に多文化共生情報プラザを設け、行政全般にかかる業務の通訳・翻訳及び市広報紙の一部を多言語化したプラザだよりの発信を行います。また、語学ボランティア制度を取り入れ、プラザの対応言語以外の翻訳・通訳に対応しています。

（6）生涯学習の充実

【施策の方向性】

福祉分野を学ぶ場や学習機会の提供など、生涯学習の場を活用し、市民に「福祉」を身近なものとして捉えていただくことで、地域における福祉教育の推進を図ります。

【施策を取り巻く現状と課題】

- 生涯学習とは、自己の充実や、生活の向上を目的に、課題や必要に応じて、学習者があらゆる場所、時間、方法により自発的に行う自由で広範な学習の事です。
- 福祉分野においては、福祉分野を学ぶ講座やスポーツを含む趣味活動、ボランティア活動・技能習得の場など、高齢者や障害者、子どもなどの各制度の対象者や関係機関の方々が参加する様々な場所・機会では生涯学習が行われています。
- 本計画においては、各福祉分野での生涯学習の取組内容を「福祉教育」、「学習の場・機会の提供」、「誰一人取り残さない包摂社会の実現のための仕組みづくり」の視点で整理を行いました。
- 「福祉教育」は、市民に向けた福祉施策の周知・啓発のための場の提供や、ボランティア養成講座などを実施しています。
- 「学習の場・機会の提供」は、スポーツを含む趣味活動など、さまざまな学習の場や機会があり、参加者の新たな学びやスキル向上だけではなく、社会参加の場となっています。また、自己の研鑽として技能習得のための講座の開設や支援を行っています。
- 「誰一人取り残さない包摂社会の実現のための仕組みづくり」は、学習の場を通じたグループづくりや、様々な担い手の参加により、相互の見守りや地域ネットワーク活動、新たな地域拠点の創出につながっていきます。
- 様々な生涯学習の場と福祉部門が連携し、福祉的な視点やインクルージョンな考え方を取り入れることは、生涯学習の向上と地域福祉の更なる推進にもつながっていきます。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

*福祉教育

事業名	事業概要
シニア地域活動実践塾「悠友塾」	60歳以上の市民を対象に、楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活を送るための学習の場として、シニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講します。
小・中・義務教育学校における福祉教育	施設や支援学校への訪問、学校行事を通して障害者、高齢者などの当事者とふれあう機会を増やし、また疑似体験活動や意見交換により実態を正しく理解することで、思いやりと助けあいのこころを育めるよう福祉教育の充実を目指します。
ボランティア養成事業	ボランティアを養成するためのさまざまな研修を行い、地域福祉活動の担い手やリーダーの確保・育成を図ります。

事業名	事業概要
認知症についての理解の促進 重点事業5	認知症サポーター養成講座やオレンジメンバー養成講座、キャラバン・メイト養成研修などを開催します。 認知症の人やその家族の生活支援ニーズと認知症サポートボランティアである「オレンジメンバー」の支援のマッチングを行う「チームオレンジ」を実施します。

* 学習の場・機会の提供

事業名	事業概要
一般介護予防事業	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、共助（市実施事業）、互助など、様々な運営主体により交流や社会参加の場としての通いの場が継続的に運営される地域づくりを推進することで、介護予防や自立支援を行います。
就活ファクトリー東大阪の設置	就職を希望するすべての人に対し、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施します。

* 包摂社会の実現のための仕組みづくり

事業名	事業概要
子どもの居場所づくり支援事業（東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業）	地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを進めています。
小地域ネットワーク事業	小地域（概ね小学校区）を単位として、要支援者を対象に、保健・福祉・医療等の関係者と住民が協働して個別援助活動やグループ活動援助を行い、地域での「顔の見える関係」を構築していきます。 なかでも、グループ援助活動として実践しているふれあいサロンを更に推進するとともに、障害者や子どもなども参加できる共生型サロン化を目指します。

基本目標3 支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化（しくみづくり）

（１）きめ細かな相談体制の充実

【施策の方向性】

高齢、障害、子育て、生活困窮、ひきこもりといった単一の課題だけでなく、複合的な生活課題を抱える人や世帯に対応するため、分野ごとの縦割りで終わることなく、各相談支援機関が連携を図り、状況に応じて適切かつ必要な支援につなげます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市民アンケート調査では、ふだん悩みや不安があるときに、「だれにも相談はしていない」人が約3割を占めています。
- だれにも相談していない人の理由では「相談相手がいない」人が3割近くを占めています。次いで、「人に世話をかけたくない」や「悩みや不安の解決につながりそうにない」となっており、相談をためらう人が多くなっています。
- 特に年代が下がるにつれて「悩みや不安の解決につながりそうにない」や「相談の仕方がわからない」が高くなっています。
- 地域における福祉活動を推進するために行政に期待することは、「困ったときの相談機能」が半数以上を占めて最も高くなっています。
- 高齢者の相談支援として地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護保険制度のみならず、高齢者やその家族の総合的な相談支援を行っています。
- 障害児者の相談支援として、基幹相談支援センターならびに委託相談支援センターを設置し、障害のある方やその家族等からの相談支援を行っています。
- ヤングケアラーの相談支援として、子ども見守り相談センターにおいて、市民や関係機関からの相談を受け、高齢・障害・生活困窮などの各相談機関とつなぎ、必要なサービス利用などの支援を行っています。また、関係機関の職員等への研修や子育て世帯訪問支援モデル事業による家事支援などを行っています。
- 生活に困窮する方への相談支援として、生活さいけん相談室を設置し、生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を支援しています。また、個別の事情に応じて、他機関とも連携して進めています。
- 各種制度の狭間にある方を対象とした相談支援として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、きめ細やかな相談支援を実施しています。また、地域包括支援センターなど、関係機関へつなぐ役割も担っており、地域におけるセーフティネットの体制づくりに向けた取組を進めています。
- 複雑化・複合化した課題への対応としては、これまでの既存の相談支援の取組を維持しつつ、複雑化・複合化した課題を有する方には関係機関が相互に連携し、それぞれのノウハウを持ち寄って課題解決を目指す仕組みとして令和4（2022）年より「重層的支援体制整備事業」をスタートさせました。事業の開始にあたっては高齢者・障害者などの各相談機関のコーディネーター役を新たに社会福祉協議会に置き、各機関の協力のもとで事業を進めていきます。

《課題》

- ★支援やサービスの利用が必要な時には、まず相談することが早期解決や早期支援への第一歩となることを周知していくとともに、相談に行くことをためらわないようにする仕組みづくりが必要です。
- ★市民が身近な地域において、いつでも安心して気軽に相談できるように、各種相談窓口についての周知が必要です。
- ★高齢化率の延伸により、後期高齢者や認知症高齢者が増えていくなかで、その相談ニーズへの対応や成年後見制度の利用促進など権利擁護支援が必要です。
- ★よりきめ細やかな障害児者への相談支援の提供を目指して体制の検討が必要です。
- ★地域の相談支援機関はその専門性・相談スキルの向上を図るとともに、相談支援機関同士が互いにその活動内容や役割をより一層理解し、相談対応の場面では連携を図りながら柔軟に対応することが求められています。
- ★高齢者・障害者・子ども・生活困窮など、複合的な課題を有する方への支援体制として重層的支援体制整備事業による支援の強化が必要です。
- ★ヤングケアラーは特徴として、周囲や自身も「ヤングケアラー」であることに気がつかず、課題が顕在化しにくいことが挙げられます。支援のきっかけとなる「気づき」を与えられるように、市民や関係機関に向けた研修が必要です。
- ★ヤングケアラーが抱える課題は多岐に渡ることから、生涯において切れ目ない支援を重層的に行えるように、関係機関が関わってケアラー支援を行うプラットフォームが必要です。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
C SW配置事業	コミュニティソーシャルワーカー（C SW）は、各種制度の狭間にある方を対象とした相談・支援窓口であり、地域包括支援センターなど関係機関へつなぐ役割を担うことで、地域におけるセーフティネットの体制づくりに向けた取組を進めています。
地域包括支援センター事業	地域のさまざまな社会資源を使い、市内 22 ケ所の地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者への総合的な相談支援を行っています。
障害児者の相談機能の充実 重点事業 9	基幹相談支援センター及び委託相談支援センターにおいて障害のある方の相談を実施するとともにネットワークの強化に努めます。
生活困窮者自立支援事業	相談窓口を設置し生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。（個別の事情に応じて、他機関と連携する場合があります） 主な事業：自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・住居確保給付金事業

事業名	事業概要
ひきこもり等相談支援事業 重点事業4	ひきこもり相談窓口を設置し、一人ひとりの状態に合わせたきめ細かな相談支援や心理カウンセリング、居場所支援等を実施しています。また、就労のみならず、より幅広い社会参加までを含む多様な支援に取り組むことで当事者や家族が社会とのつながりを回復し、自分らしく生きていけることを目標として支援を実施しています。
児童虐待防止事業 重点事業11	子ども虐待防止月間にてイベント等により周知・啓発を行います。また、要保護児童対策地域協議会にて関係機関内で要支援家庭等の情報を共有し、児童虐待の早期発見・早期支援につなぐことで児童虐待の発生及び重症化を予防します。
ヤングケアラー支援 重点事業13	ヤングケアラーの実態を顕在化し、関係機関の職員向けの研修などを実施して、早期に気づき適切な支援につなぐ相談体制を整備します。 また、家事・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業によりヤングケアラーへの支援を実施します。 さらに、コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進等のヤングケアラーの支援体制の強化を検討します。
療育教室事業 重点事業14	多様化する利用者ニーズに対応するため、個別支援に配慮した早期療育及び、親子教室等の親支援に配慮した療育教室を実施します。
民生委員・児童委員による相談対応	地域住民の身近な相談窓口として、生活状態の把握・助言・援助などの自主的な活動や、福祉サービスの情報提供、福祉事務所などへの協力活動を行います。
人権文化センター隣保事業（総合相談事業）	様々な課題を抱える市民に適切な助言・情報提供などを行うとともに、関係機関との連携により、住民のニーズを的確に把握し、福祉の向上と自立のための支援を行います。
重層的支援体制整備事業 重点事業1	既存の相談支援などの取組を維持しつつ、関係機関が連携したネットワークによる地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を進め、属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を3つの柱として一体的に実施する重層的支援体制の強化を図ります。

(2) 生活サポート支援体制の推進

【施策の方向性】

生活困窮の課題を抱える方に対し、各種自立支援事業によって課題を解決し、地域の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていくことができるよう支援していきます。また、様々な要因で就労ができない就労困難者に対する支援強化も図っていきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

■生活困窮者自立支援事業

《現状》

- 生活に困窮する方への相談窓口として本庁舎8階の生活支援課に相談窓口として「東大阪市生活さいけん相談室」を設置し、様々な相談に対応しています。
- 生活さいけん相談室では生活に関する様々な相談を受け、各種の事業や各種制度の担当や関係機関と連携しながら支援を進めています。
- 就労支援が必要な方には求職活動を支援するとともに、一般就労が困難な方には「就労準備支援事業」により就労体験・訓練の場などを提供します。
- 生活さいけん相談室では失業した方々の家賃を支援する「住居確保給付金事業」、家計の収支バランスを改善支援する「家計改善支援事業」に取り組んでいます。
- ひきこもりの状態にある方の相談や社会参加支援、就労の支援などを行っています。
- 生活に困窮している世帯の中学生を対象とした「子どもの学習支援事業」により学習の支援と居場所の提供を行っています。

《課題》

- ★各関係機関との連携強化を図り、生活困窮者の相談に対して包括的な支援に取り組み、生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として一定の役割は果たせていますが、経済的に困窮している相談者が依然として多く、相談内容も経済的なものから家庭内のものまで複雑かつ多様化しているため、よりきめ細かく切れ目のない支援を目指し、相談員のスキルアップにより相談支援機能の強化を図っていく必要があります。

■その他

《現状と課題》

- 障害者の就労支援の強化として、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」での障害者の就労支援を行っていますが、その更なる支援強化や、重度障害者等が就労する場合に通勤の支援や職場等での身体介護等の支援を実施することで、働く意欲のある障害者の支援や就労機会の拡大を図ります。
- 元気で働く意欲のある高齢者には、それぞれに適した就労の機会を確保すべく公共職業安定所やシルバー人材センターなどの関係機関と連携を強化し、企業への情報提供や市民へのPRを行っており、今後も継続して事業を実施していく必要があります。
- 障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して、相談支援をはじめとする地域就労支援事

業等を行っており、今後もきめ細かな支援を長期的に行っていく必要があります。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
生活困窮者自立支援事業	相談窓口を設置し生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。（個別の事情に応じて、他機関と連携する場合があります） 主な事業：自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・住居確保給付金事業
障害者の就労支援の強化 重点事業 7	市全体で障害児者が社会へ出ていくための準備を支援し、中でも市立障害児者支援センター「レピラ」にて障害者の就労支援（就労移行支援・就労定着支援）を実施します。
重度障害者等就労支援事業 重点事業 8	重度障害者等が就労する場合に通勤の支援や職場等での身体介護等の支援を実施します。 働く意欲のある障害者の支援及び重度障害者の就労機会の拡大を図ります。
東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」における就労支援	東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」を中心に地域の就労支援事業所や関係機関と連携を図り、障害者の就労生活を支援します。
高齢者の雇用・就労機会の充実	働く意欲のある高齢者が活躍することがますます重要になってきていることから、公共職業安定所やシルバー人材センターなどの関係機関と連携しながら、元気で就労を希望する高齢者がその知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援します。
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談などを実施します。
就活ファクトリー東大阪	就職を希望するすべての人に対し、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施します。
医療的ケア児支援事業 重点事業 17	医療的ケア児受入保育所等の支援のため、訪問看護事業所等との委託契約により看護師を派遣し、医療的ケア（経管栄養・たん吸引・酸素療法・導尿等）を実施します。
地域就労支援事業	障害者やひとり親家庭の親、中高年齢者などで働く意欲がありながら何らかの就労阻害要因を有している就職困難者などを対象として、就労支援コーディネーターが関係部局と連携しながら、一人ひとりに寄り添い、就労のサポートを行います。

(3) 東大阪市重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業とは

～誰一人取り残さない・寄り添い・つなげていく～

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援体制などの取組を維持しつつ地域住民が抱える課題の解決のため、関係機関が連携したネットワークによる包括的な支援体制の整備を進め、属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を3つの柱として一体的に行う事業です。

基本方針

(1) 高齢者の福祉

「元気に安心して暮らすことのできる成熟した高齢社会の実現」を基本理念とし、高齢者が身近な地域の中で必要なサービスを受けることができ、いつまでも尊厳ある暮らしを送ることができるよう権利擁護の取組を進めていきます。

また、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

(2) 障害者の福祉

「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を基本理念とし、自己決定の尊重・意思決定の支援、障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施、障害児への発達支援、社会参加の促進等を進めるとともに、地域での暮らしを継続することができるよう生活環境の変化を見据えた継続的な支援の充実を図ります。

(3) 子どもの福祉

「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を基本理念とし、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育てにやさしいまちとしてのさらなる発展と、一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

(4) 生活困窮者の福祉

生活困窮者に対し、就労支援や家計の見直し、債務整理などの自立に向けた支援を促進します。また、生活困窮に至った要因を把握し、課題解決のために必要とする行政の部署間及び関係機関と連携した包括的な支援を展開します。

(5) その他の福祉

誰一人として取り残さないよう、市民が抱える地域生活課題に対して、様々な関係機関と連携・協力しながら分野横断的に取り組んでいきます。

事業目標

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が抱える地域課題が複雑化・複合化している中で、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくりに向けた支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」を一体的に実施することで、住民ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築していきます。

市民にとって身近な相談窓口において「断らない相談支援」を実施することで、相談を受け止め、必要な支援につなげていきます。また、CSWやCOWによる地域でのアウトリーチ活動を強化し、地域に埋もれているニーズにも対応していきます。

こうした包括的な支援体制を強化・発展させていくために福祉分野のみならず教育、医療、住宅、多文化共生、環境衛生など様々な分野と連携していきます。

重層的支援体制整備事業において実施する各事業の概要

事業名	事業概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条の4 第2項第1号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます。 ・支援機関のネットワークで対応します。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます。
参加支援事業 (社会福祉法第 106 条の4 第2項第2号)	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。
地域づくりに向けた支援事業 (社会福祉法第 106 条の4 第2項第3号)	・社会とのつながりをつくるための支援を行います。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第 106 条の4 第2項第4号)	・支援が届いていない人に支援を届けます。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きます。
多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の4 第2項第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築します。 ・複雑化・複合化した課題について、支援関係機関と連携し、情報共有及び役割分担を図ります。

【施策の方向性】

地域住民を取り巻く環境の変化により、個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分に対応できないケースも増加しています。このような状況を受けて、本市では、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、様々な関係機関が連携し、対象者に寄り添った支援を行います。また、支援を行うなかで把握した地域住民が抱えている課題から必要な社会資源を抽出するなど、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていきけるよう関係者が共通認識を持って、事業を適切かつ効果的に実施していきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 関係団体アンケート調査では、重層的支援体制整備事業の『活動内容を知らない』が6割近くを占めています。
- 包括的相談支援事業においては、既存の相談窓口を活用し、属性を問わず、相談を受け止め、適切な相談機関へとつないでいます。また、支援機関のネットワークを活用し、様々な機関と連携をしています。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業においては、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を中心に制度の狭間にいる方たちの相談を受け止め、支援をしています。
- 多機関協働事業においては、様々な相談機関等で受け止めた相談の内容のうち、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯の情報共有を目的とした支援会議や重層的支援会議を設置し、福祉事務所、保健センター、子ども見守り相談センターなども含めた関係機関で対応しています。

《課題》

- ★関係団体へのアンケートによると、重層的支援体制整備事業が知られていないことから、関係機関への周知を図っていく必要があります。
- ★複雑化・複合化している課題を抱えている世帯への支援を行うためにも地域の支援者、関係機関や庁内関係部署との連携を強化していく必要があります。
- ★地域住民が抱えている課題から新しい社会資源の創出につながっていないため、課題を整理し、地域や商店・企業等とも連携して地域づくりへとつなげていく必要があります。
- ★地域づくり事業においては、既存の事業を活用し、民生委員・児童委員や校区福祉委員とも連携し、地域活動の活性化に向け、事業を進める必要があります。
- ★課題を抱える地域住民の社会参加を促進していくため、関係機関と連携し、居住支援、就労支援や居場所づくりを図っていく必要があります。

【計画の推進に向けて】

重点事業Ⅰ

《主な事業》

①包括的相談支援事業 設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業名（運営形態）	事業所数	事業概要
地域包括支援センターの運営（委託）	22ヶ所	地域のさまざまな社会資源を使い、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者への総合的な相談支援を行っています。
障害者相談支援事業（委託）	基幹相談支援センター 1ヶ所 委託相談支援センター 7ヶ所 発達障害相談支援センター 1ヶ所	基幹相談支援センター及び委託相談支援センターにおいて、障害のある方の相談を実施しています。また、発達障害相談支援センターにおいて、事業所や学校、企業などへ発達障害の相談を実施しています。
利用者支援事業（直営）	<基本型> 福祉事務所 3ヶ所 施設給付課 1ヶ所 計 4ヶ所 <特定型> 施設利用相談課 1ヶ所 <母子保健型> 保健センター 3ヶ所	<基本型> <特定型> 子どもまたは保護者の身近な場所で、就学前の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や保育サービスの利用に向けての支援を実施しています。 <母子保健型> 妊娠・出産・子育てをするなかで、わからないこと・不安なことの相談や、保育所や遊び場についての相談など、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを実施しています。
生活困窮者自立相談支援事業（直営＋委託）	直営 1ヶ所 委託 2ヶ所 計 3ヶ所	相談窓口を設置し生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。（個別の事情に応じて、他機関と連携する場合もあります） 主な事業：自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・住居確保給付金事業

②参加支援事業

事業名	事業所数（運営形態）	事業概要
参加支援事業	地域福祉課（直営） 東大阪市社会福祉協議会 （委託）	多機関協働事業者が支援プランの作成と併せて実施し、本人と社会資源とのマッチング、ニーズに合った支援メニューづくり、本人への定着支援と受け入れ先の支援等を実施しています。

③地域づくりに向けた支援事業

事業名	事業所数（運営形態）	事業概要
地域介護予防活動支援事業	●街かどデイハウス事業（委託） 8ヶ所	介護サービスを利用していない高齢者の地域の身近な介護予防の場所として、手作りの食事を含めた日帰り介護予防サービスを提供しています。
	●地域介護予防活動支援事業（直営） 4ヶ所	健康増進等を目的とした市民グループと協力し、活動をサポートしています。
	●グループ等活動支援事業（委託） 22ヶ所	地域包括支援センターが介護予防活動を行うグループに対して、活動方法等のアドバイス・組織化を支援しています。
	●ボランティアリーダー養成講座（委託）	地域での介護予防活動推進のためのボランティアの人材育成及びフォローアップをしています。
	●小地域ネットワーク介護予防事業（補助）	校区福祉委員会において、介護予防教室・認知症予防・理解啓発講座・介護予防広報啓発等を実施しています。
生活支援体制整備事業	●基幹型地域包括支援センター（委託） 1ヶ所 ●地域包括支援センター（委託） 22ヶ所	基幹型地域包括支援センターや地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターが、地域資源の発掘や地域の担い手の掘り起こし、事業参画に向けた働きかけなどを行い、地域づくりを進めるとともに、地域ニーズと活動の場とのマッチングを行い、市内全域にサービス提供活動の輪を広げます。
地域活動支援センター事業	●Ⅰ型（委託） 2ヶ所	精神保健福祉士などの専門職員を配置し、障害者からの相談に応じる他、創作的活動または生産活動の機会や社会との交流等を行う場を提供しています。
	●Ⅱ型（直営） 2ヶ所	入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、リクレーション等をする場を提供します。

事業名	事業所数（運営形態）	事業概要
	●Ⅲ型（補助）11ヶ所	創作的活動または生産活動の機会や社会との交流等を行う場を提供しています。
地域子育て支援拠点事業	●つどいの広場（委託） 18ヶ所	主に乳幼児（概ね3歳未満児）とその保護者が、いつでも気軽に参加できる交流の場や、育児相談等の支援を実施しています。
	●子育て支援センター（直営） 7ヶ所	市内に7ヶ所設置した子育て支援センターを地域拠点として、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施しています。
生活困窮者等のための地域づくり事業	●東大阪市社会福祉協議会（補助）	市内に7名のコミュニティワーカー（COW）として地域担当職員を配置し、校区福祉委員会、自治会、民生委員・児童委員等の地域住民が行う福祉活動を支援するとともに、地域とのつながりの中から支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげる取組等を実施しています。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業名	事業所数（運営形態）	事業概要
C S W配置事業	東大阪市社会福祉協議会（委託） 社会福祉法人（委託）5ヶ所 NPO法人（委託）2ヶ所	コミュニティソーシャルワーカー（C S W）を市内に13名配置し、各種制度の狭間にある方の相談を受け止め、地域包括支援センターなど関係機関へつなぐ役割を担うことで、地域におけるセーフティネットの体制づくりに向けた取組を進めています。

⑤多機関協働事業

事業名	事業所数（運営形態）	事業概要
多機関協働事業	地域福祉課（直営） 東大阪市社会福祉協議会（委託）	社会福祉協議会に重層C S Wを3名、市役所担当課に職員を1名配置し、関係者の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、重層的支援会議の開催等、重層的支援体制整備事業全体の調整機能を果たしています。

<重層的支援体制整備事業の実施に係る各種会議体の実施体制>

	支援会議	重層的支援会議
主催	多機関協働事業者（市職員又は重層CSW）	
参加者	・重層CSW ・市職員 ・地区担当CSW ・当該ケースの関係機関（相談元の機関を含む）	・重層CSW ・市職員 ・地区担当CSW ・当該ケースの関係機関（相談元の機関を含む） ・地域の関係機関（社会資源の検討時）
開催頻度	随時	本人同意が得られた時点又は支援プランのモニタリング及び終結時
開催場所	案件ごとに調整	案件ごとに調整

【関係機関間の情報連携の強化】

重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、分野を超えた多様な主体による連携がより一層重要となることから、今後も引き続き、地域福祉ネットワーク推進会議や各種連絡会議等を通じて、地域の関係者の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、各分野の相談支援機関及び行政の円滑な連携を図るなど、関係機関間の連携強化に向けた取組を推進していきます。

【庁内連携】

重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、行政では、部局横断的な庁内連携が求められていることから「東大阪市重層的支援体制検討会議」を設置し、事業を適切かつ効果的に実施するための連携を行います。

【災害発生時等の緊急事態に備えた体制整備】

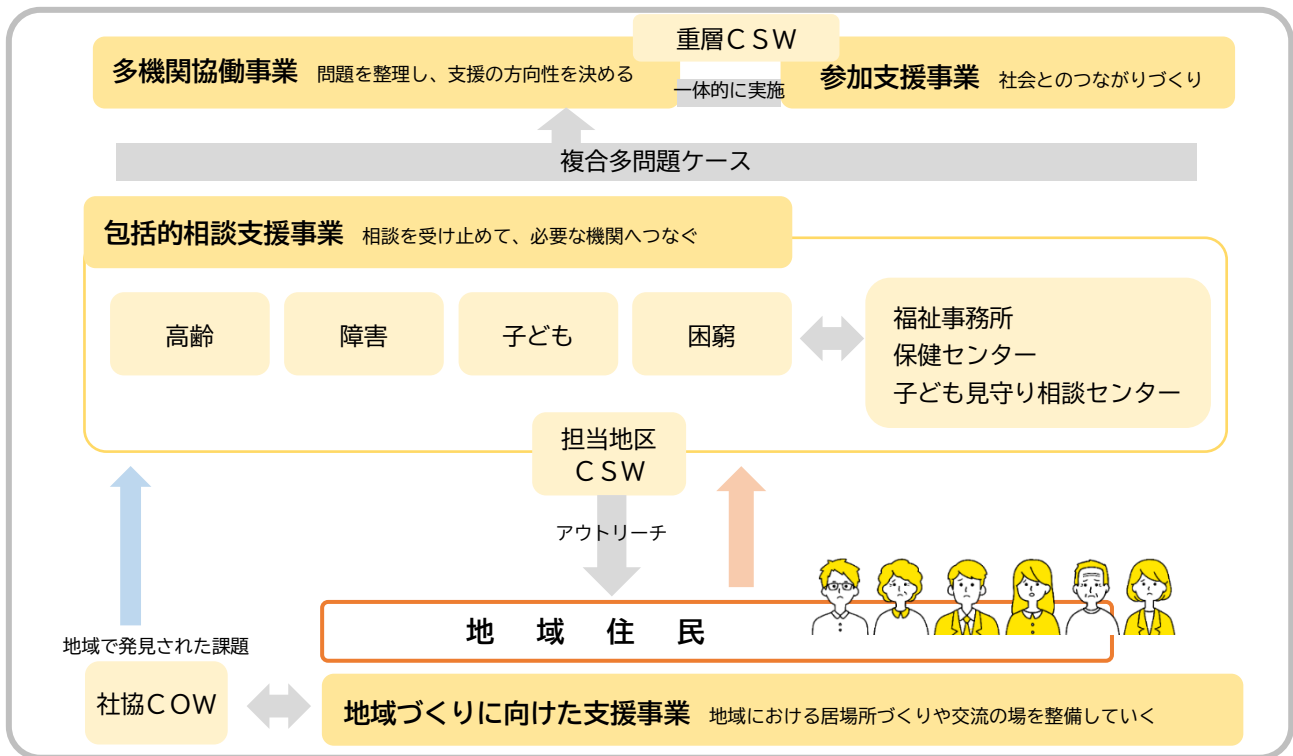
災害発生時や感染症の流行等の緊急事態発生時においても柔軟な対応が可能となるよう体制整備を行うとともに、平時からICTを活用した会議を実施するなど、緊急事態への対応を想定した取組を推進していきます。

【実施計画の進行管理及び見直し】

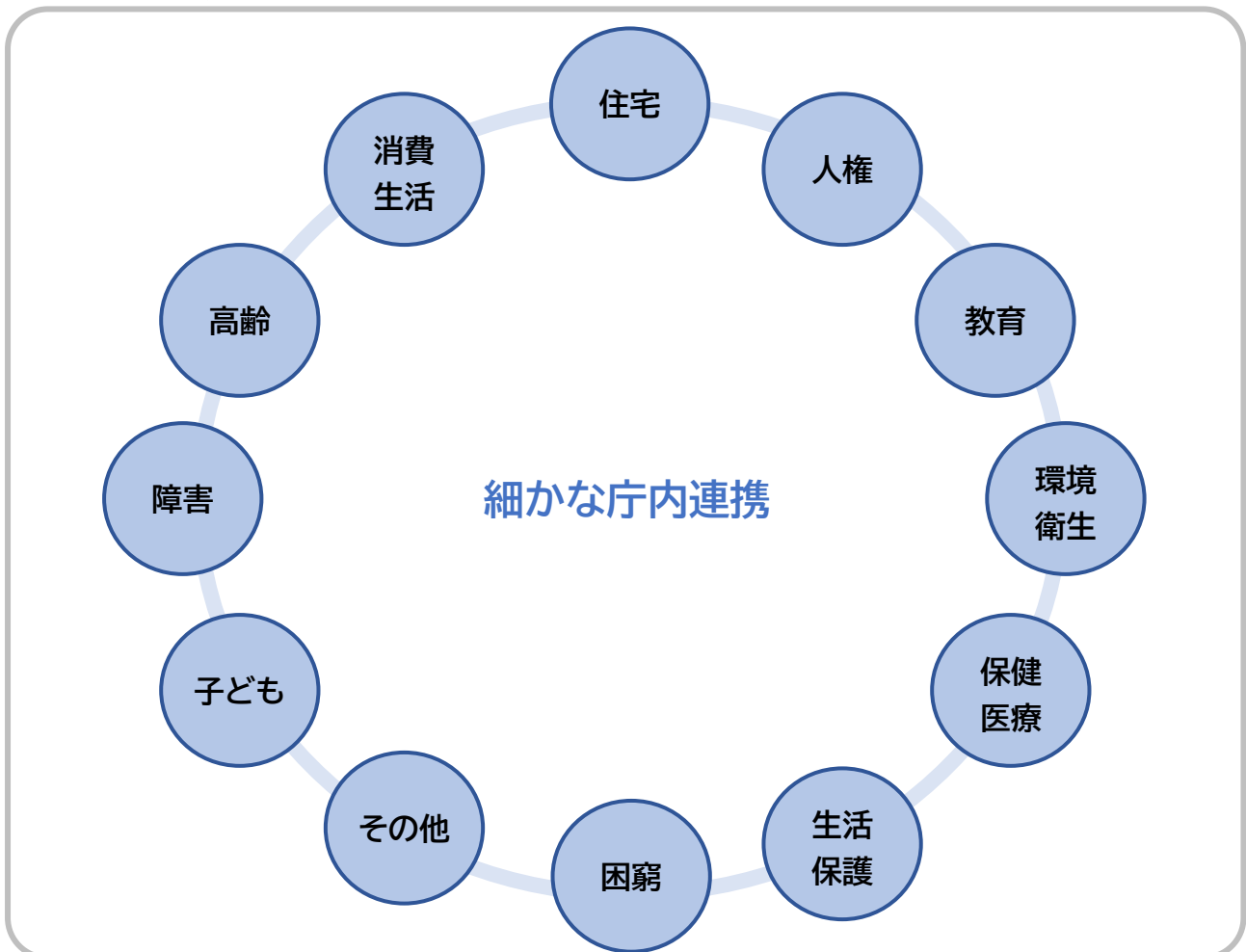
市は、年度ごとに事業の進捗状況を確認することとし、確認結果を東大阪市社会福祉審議会に報告し、評価を受け、必要に応じて実施計画の見直しの検討を行います。

計画の見直しにあたっては、東大阪市福祉部地域福祉室地域福祉課にて計画案を策定し、重層的支援体制整備事業の関係所属で構成する東大阪市重層的支援体制検討会議に諮ることとします。

【重層的支援体制整備事業 イメージ図】



【重層の庁内連携図】



(4) 成年後見制度の利用促進（東大阪市成年後見制度利用促進基本計画）

【施策の方向性】

本市では、すべての人々の自己決定の権利が尊重され、だれもが自分らしく住み慣れた地域で暮らせる社会を目指して、権利擁護の取組を進めています。認知症や障害等のために自身で判断することが難しい場合でも、本人の意思に基づく決定ができ、本人の権利と利益が守られるよう支援するための制度として、成年後見制度の利用を促進していきます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市と東大阪市成年後見サポートセンターが、地域の福祉関係者や専門職団体、当事者団体などで構成される権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関となり、権利擁護支援が必要な方が早期に、そして安心して制度が利用できるよう、市民や支援者を対象とした研修会や専門職によるアドバイスが受けられる専門相談など様々な事業を行っています。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化のため、成年後見制度利用促進協議会を設置し、地域の関係者や専門職団体等と定期的に意見交換を行っています。
- 成年後見制度の利用を促進するため、申立人不在の場合のための市長による申立てや申立て費用ならびに後見人等報酬の給付事業を行っています。
- 社会福祉協議会において、認知症や知的障害、精神障害などで契約能力はあるが判断能力が不十分な方に対し、地域で自立した生活が送れるよう、金銭管理や書類等預かりサービスなどを行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。
- 市民アンケートでは、成年後見制度の内容や相談窓口が十分に認知されていないという結果が出ています。
- 高齢化により一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等が増加傾向にあります。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得者も増えています。このため、今後は、身上保護や財産管理など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

《課題》

- ★成年後見制度に対する正しい理解や相談できる機関について広報・周知を進める必要があります。
- ★権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、制度につなげ、安心して制度が利用できるようにするため、地域の福祉関係者や専門職団体、当事者団体のみならず、大阪府や大阪府社会福祉協議会、家庭裁判所などとも更なる連携が必要です。
- ★本人や親族ならびに福祉・医療などの支援関係者と後見人等が連携し、チームで権利擁護支援を進めていけるよう、状況に応じた支援を行う必要があります。
- ★将来的に成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方の増加が見込まれるため、市民が相互に地域で支え合い共生していく仕組みでもある市民後見人の育成を図る必要があります。

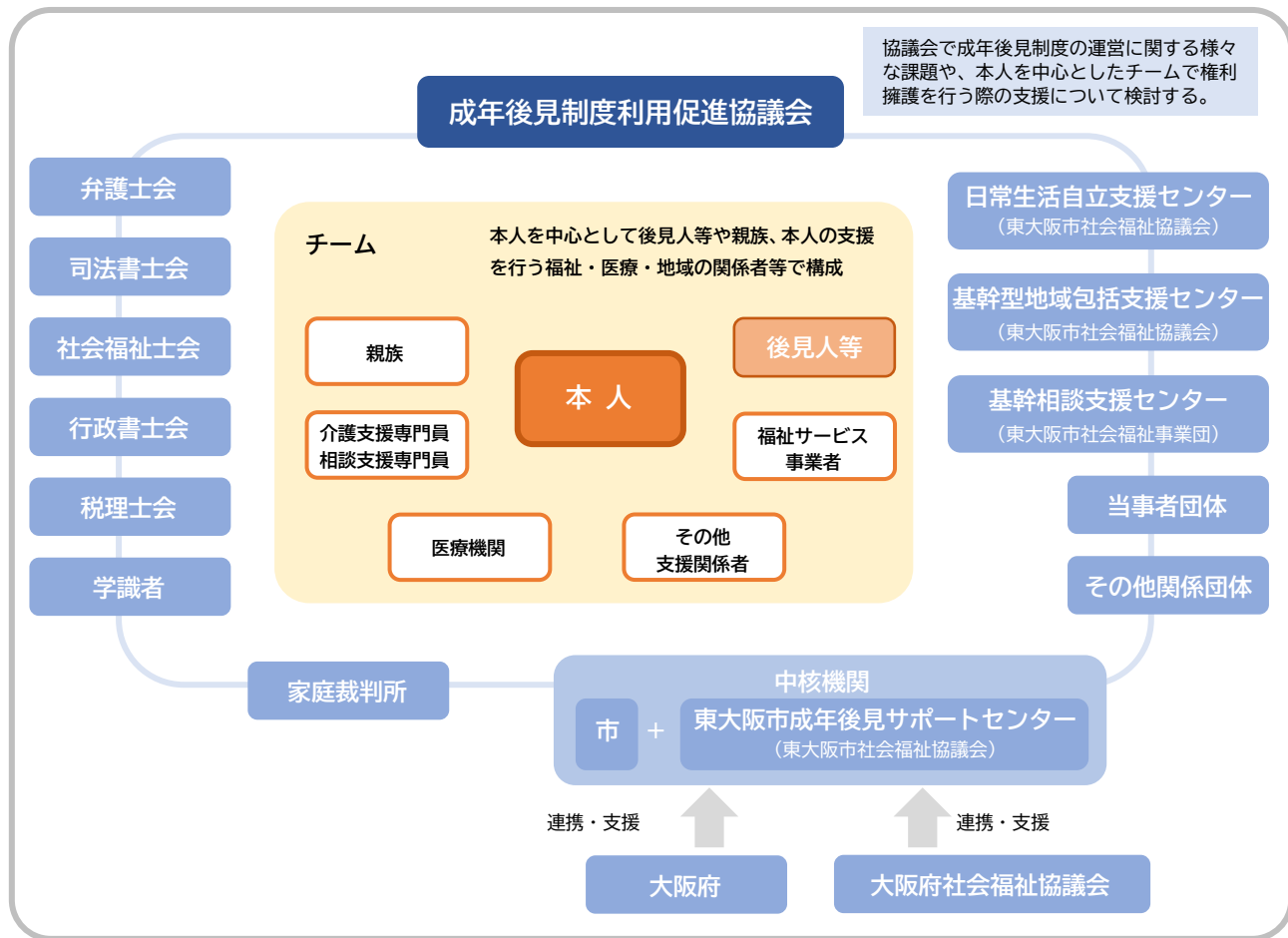
【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
成年後見制度の広報・周知	ウェブサイトやSNS、パンフレット、研修、講演会などを通して、成年後見制度の広報・周知を行います。また、支援が必要な方を早期に制度につなげられるよう、関係機関や地域住民へ更なる制度周知に努めます。
親族後見人等への支援	申立てを検討している親族へ、後見人等が担う役割についての助言等を行うほか、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談等に応じるなど、相談体制を整備し、親族後見人が安心して活動できるようサポートします。
成年後見制度にかかるチーム支援	権利擁護支援が必要と認められるケースについて、本人や親族ならびに本人の日常生活を支える福祉・医療関係者などと後見人等が連携し、チームで権利擁護支援を進めていけるよう、状況に応じた支援を行います。
成年後見制度の利用促進	本人や親族ともに制度の利用申立てを行うことが難しい場合、市長申立てを適切かつ迅速に実施します。 また、制度を利用するにあたって費用負担が困難な方に対し、申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の給付を行います。 さらに、権利擁護支援を必要とする本人、親族、本人を支える福祉・医療関係者、後見人等を対象に、制度の利用や支援方針等について専門職によるアドバイスが受けられる専門相談を実施するなど、制度の利用支援に係る様々な施策を展開します。
重点事業3	
権利擁護支援にかかる地域連携ネットワークの強化	権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を担う市と東大阪市成年後見サポートセンターを中心に、福祉関係者や各専門職団体のみならず、大阪府や大阪府社会福祉協議会、家庭裁判所とも更なる連携を図ることで、権利擁護に係る多種多様な課題への対応や、本人を中心としたチームで権利擁護を行う際の支援について検討します。 また、成年後見制度利用促進協議会を定期的を開催し、地域の福祉関係者や専門職団体、当事者団体、学識者等による議論を深め、地域連携ネットワークの更なる強化に努めます。
市民後見推進事業	権利擁護支援と地域福祉の担い手である市民後見人の活動を推進するため、市民や関係機関を対象に市民後見人の広報・周知を行うとともに、市民後見人バンク登録者のスキルアップに努め、専門職による相談支援を行うなど、バックアップ体制を整備します。
法人後見事業	法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に判断能力が不十分な方の保護・支援を行います。

事業名	事業概要
日常生活自立支援事業	契約能力はあるが、認知症などで判断能力が不十分なため、日常生活を営むうえで必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人に対して、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等預かりサービスを行っています。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



第4章

基本目標3

支援が必要な人を受け止め、支える体制整備と強化(しくみづくり)

(5) 再犯防止の推進（東大阪市再犯防止推進計画）

【施策の方向性】

犯罪や非行をした人の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。このような人々の社会復帰を、関係機関が連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

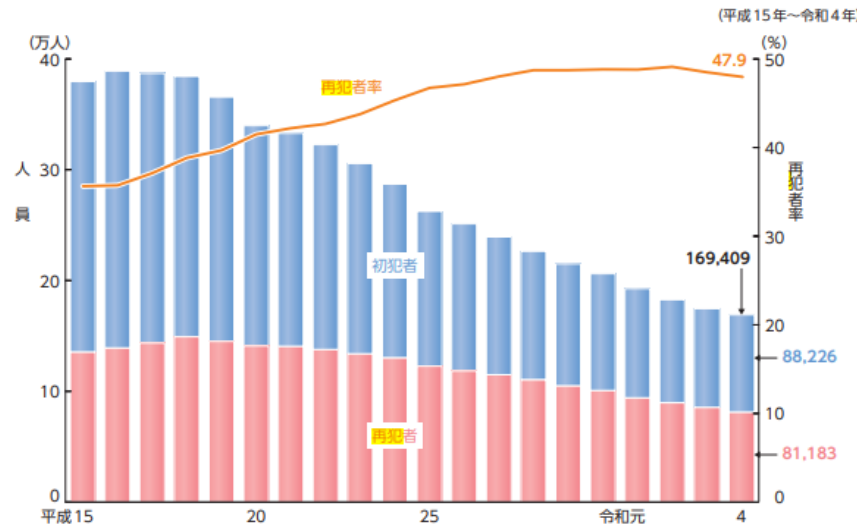
※本計画における再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」を指します。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 地域で安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。我が国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人数に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、約半数に達しています。
- 本市では、平成28（2016）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、市が取り組むべき再犯防止施策の方向性及び重点的な取組を明示した「東大阪市再犯防止推進計画」を令和4（2022）年3月に策定し、国や大阪府、民間団体等と連携して、既存事業も活用しながら必要な取組を推進することで、犯罪や非行をした人の社会復帰支援を促進し、市民が犯罪による被害を受けることがない安全・安心な地域社会づくりを目指しています。
- また、本市では、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」を推進しており、保護司会、更生保護女性会等と協力し、毎年7月の「社会を明るくする運動」強化月間を中心に街頭啓発イベントや市内の中学生を対象にした作文コンテストを実施するなど、幅広く啓発活動に取り組んでいます。
- 犯罪や非行をした人などの就労を通じた自立及び社会復帰支援を目的に協力雇用主会が活動を行っています。また、協力雇用主会では保護司会と協働で市内の事業主に対し、活動への理解を深める啓発活動や協力雇用主会への参加による支援を働きかけています。
- さらに、更生保護に対する正しい理解を促進するための広報・啓発や、「日本財団職親プロジェクト」を通じた就労・教育などの機会提供を目的として、令和4（2022）年2月に日本財団及び公益社団法人OMO I Y A R I プロジェクトと再犯防止推進に関する連携協定を締結し、市内の企業や関係機関、市民に対し日本財団職親プロジェクトの周知をはじめとした取組を進めています。
- 市民アンケートでは、「社会を明るくする運動」の知名度は低いものの、再犯防止に対して取組自体は必要だと考えている人が多く、中でも「就労支援」が必要だと感じている割合が高くなっています。保護司会でも就労支援を強化すべく、協力雇用主会の求職情報を共有するなどの取組を行っています。
- 保護司活動の更なる推進のため、保護観察処分の対象者面談の場所について、市では大阪保護観察所や保護司会と連携し、公的施設（公民分館）の空室を面接場所として利用できるようになりました。

《全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率》



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

【出典】令和5（2023）年版犯罪白書

《東大阪市における検挙人員（令和4（2022）年）》

	総数		初犯者・再犯者別			
			初犯者		再犯者	
		うち女性		うち女性		うち女性
刑法犯総数	637	111	294	65	343	46
うち) 凶悪犯	17	3	4	2	13	1
うち) 粗暴犯	157	14	61	7	96	7
うち) 窃盗犯	249	69	116	38	133	31
うち) 知能犯	68	10	42	9	26	1
うち) 風俗犯	23	0	10	0	13	0
覚醒剤取締法	45	10	3	1	42	9
麻薬等取締法	2	0	1	0	1	0
大麻取締法	17	3	3	1	14	2

- 注 1 法務省矯正局提供データを基に、枚岡警察署、河内警察署、布施警察署管轄分を抜粋して作成。
 2 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。
 3 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

《課題》

- ★犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障害のある人など福祉的な支援が必要な人や、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染めてしまう人などが多く、犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止にあたって重要です。
- ★令和4（2022）年3月策定の再犯防止推進計画における取組の継続的な実施と各種支援の更なる充実を図るとともに、国や大阪府、民間団体等との連携を深めていく必要があります。
- ★保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」の啓発のための行事や広報・周知活動を引き続き実施する必要があります。

令和4（2022）年3月策定の「再犯防止推進計画」

【基本方針】

1	国や民間団体、その他の関係者と相互に連携を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること
2	犯罪をした者等がその特性に応じ、あらゆる段階において切れ目ない指導及び支援を受けられるようにすること
3	再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自らの社会復帰のために努力することの重要性を踏まえつつ、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うこと
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う者から意見聴取をするなどして見直しを行い、社会情勢に応じた効果的なものにする
5	再犯の防止等に関する取組をわかりやすく効果的に広報することで、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくこと

【重点項目】

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| ●就労・住居の確保等のための取組 | ●犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 |
| ●保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 | ●民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 |
| ●学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 | ●国・民間団体等との連携強化等のための取組 |

令和6年度以降も取組を継続しつつ、各種支援の更なる充実を図ります

取組	取組概要
就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	生活のために犯罪に再び手を染めることのないよう、犯罪や非行をした人などの経済的な安定と自立を目的として、関係機関と連携し、収入の基盤となる仕事と生活の基盤となる住宅の確保を支援します。 【事業例】 生活困窮者自立支援事業等による支援、地域就労支援事業、「協力雇用主」の周知促進、「日本財団職親プロジェクト」を通じた就労・教育などの機会提供、住宅確保要配慮者に対する居住支援など
保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	犯罪や非行をした人たちの中には、保健医療・福祉の支援が必要であるにもかかわらず、十分な支援が行き届かないために再犯につながる可能性があることから、地域での生活が可能となるよう、支援を必要とする人の個々の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。また、薬物等への依存に再び陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援を行います。

取組	取組概要
	【事業例】 C S W配置事業、民生委員・児童委員による相談対応、人権文化センター隣保事業（総合相談事業）、地域包括支援センターでの相談支援（高齢者）、基幹相談支援センター及び委託相談支援センターでの相談支援（障害者）、生活保護制度、成年後見制度、薬物乱用防止啓発、精神保健福祉相談 など
学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	児童・生徒の非行、問題行動の背景には、家庭、地域、学校等、子どもが置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると言われていいます。青少年が抱える悩みや心配ごとについて、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うなど、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えていきます。 【事業例】 スクールソーシャルワーカー配置事業、スクールカウンセラー配置事業、東大阪市いじめ防止基本方針に基づく各種取組、青少年非行防止活動事業、生活困窮者自立支援事業（生活困窮世帯の子どもの学習支援） など
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	犯罪や非行をした人の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済状況など、対象者を多角的にとらえ、再犯防止のための適切な支援につなげるため、大阪府地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携強化を進めるとともに、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。
民間協力者の活動の促進等のための取組	犯罪や非行をした人などの立ち直りを支援する環境を醸成するため、更生保護サポートセンターの周知や、保護司会、更生保護女性会などの活動に関する広報を充実させ、「社会を明るくする運動」及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて保護司会、更生保護女性会などの活動を支援します。 また、保護司会、更生保護女性会などの人材育成の取組を支援するとともに、地域の各団体との顔の見える関係づくりを進めます。
地域による包摂を推進するための取組	国や府の関係機関、民間団体等と協力し、情報交換や情報共有を行い、更なる連携強化を図ります。
再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	再犯防止施策の効果検証として、社会福祉審議会においてPDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、新たに生じた課題などについて検討を行います。 また、再犯防止に関する広報・啓発活動として、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」の広報・周知活動や啓発のための行事を実施します。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動	保護司会や更生保護女性会、保護観察所などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を推進し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進するため広報・啓発活動に取り組んでいます。
再犯防止推進に係る連携協定に基づく取組の推進	令和4（2022）年2月に締結した日本財団及び公益社団法人OMO I Y A R I プロジェクトとの再犯防止推進に関する連携協定に基づき、市内の企業や関係機関、市民に対し、更生保護に対する正しい理解を促進するための広報・啓発や「日本財団職親プロジェクト」を通じた就労・教育などの機会提供などの取組を進めています。
更生保護関係団体等との連携及び活動の支援	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援します。また、刑事・司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との緊密な連携を図り、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。
生活困窮者自立支援事業	相談窓口を設置し生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。（個別の事情に応じて、他機関と連携する場合があります） 主な事業：自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・住居確保給付金事業

基本目標4 地域福祉を推進していくための連携・基盤強化（基盤づくり）

（１）情報提供・発信の充実

【施策の方向性】

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一人ひとりの状況に応じた必要な情報を、いつでもどこからでも適切な時期に簡単に入手できるよう、情報を受け取る側の特性に応じた効果的な情報の発信やバリアフリー化、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に努めます。

【施策を取り巻く現状と課題】

《現状》

- 市民アンケート調査では、福祉サービスに関する必要な情報の入手状況が充分ではない人が約6割を占めています。
- 情報を得る際に活用している媒体は、「市の広報紙（市政だよりなど）」が半数以上を占めて高くなっています。
- 年代別では、若年・中年層にあっては「市のウェブサイト」「インターネット（市のウェブサイト以外）」が約4割強で、「市のSNS（LINE、X（旧 Twitter）など）」などから情報を得ている人も多く、また、年代が上がるにつれて「市政だより」、「新聞・雑誌、テレビ、ラジオ」が多くなる傾向にあり、高年層にあっては約6割強となっています。
- 地域における福祉活動を推進するために行政に期待することでは「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」が4割以上を占めています。

《課題》

- ★福祉サービスに関する必要な情報の入手状況が『充分ではない』人が約6割を占め、多くの市民に伝わっていない状況となっています。そこで、福祉サービスをはじめとする必要な情報を入手しやすく、内容も分かりやすく工夫することが必要です。また、市のウェブサイトや市政だより、SNSの積極的な活用などさまざまな媒体を通じて、ライフステージに合わせた情報媒体にも配慮し、誰もが必要なときに必要な情報を得られ、支援が必要な人に確実に届けるため、情報バリアフリー化に取り組む必要があります。
- ★やさしい日本語や多言語の活用といった、高齢者・障害者・外国籍住民など特性に配慮した情報提供手段の充実など、情報発信の際には発信の対象者によって広報手段を工夫する必要があります。
- ★高齢者や障害者等が、デジタル活用の恩恵を受け、生き生きと安心して生活を送ることができるよう、デジタルデバイドを解消する取組を進める必要があります。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

事業名	事業概要
広報啓発活動	広報紙やケーブルテレビ、テレフォンガイド「テレサ」などの媒体の活用や東大阪市民ふれあい祭りなどイベントへの参加により、福祉に関する情報提供やイベントのお知らせを行います。
さまざまな情報発信ツールの利用・促進	広報紙やウェブサイトなど、市民が必要とする福祉情報を発信できるよりよい手段の検討及び情報の精査と充実を図ります。
相談窓口に関する情報提供(高齢)	各分野における相談窓口情報を冊子にまとめて福祉事務所などで配付します。また、市政だより、ホームページ等を活用して情報提供を行っています。 ・市ホームページでの広報活動 ・冊子などの配布 「みんなの介護保険」など
相談窓口に関する情報提供(障害)	各分野における相談窓口情報を冊子にまとめて福祉事務所などで配付します。また、市政だより、ホームページ等を活用して情報提供を行っています。 ・市ホームページでの広報活動 ・冊子などの配布 「障害のある方のための福祉のしおり」 「みんなのための障害者総合支援法」など
相談窓口に関する情報提供(子ども)	各分野における相談窓口情報を冊子にまとめて保健センター・福祉事務所などで配付します。また、市政だより、ホームページ等を活用して情報提供を行っています。 ・市ウェブサイト、子育て応援アプリ（すくすくトライ）での広報活動 ・冊子などの配布 「妊娠期からの子育てガイド すくすく☆トライ」 「子育てマップ」など
相談窓口に関する情報提供(精神保健福祉)	保健センターにおける精神保健福祉相談について、市政だより、ホームページ、パンフレット等を活用して情報提供を行っています。
地域DXの推進(デジタルデバйд対策事業)	誰一人取り残されないデジタル社会の実現をめざし、市民サービスの地域DXを推進します。地域DXの推進にあたり、市民のデジタルリテラシー向上に向けた取組を進め、デジタルデバйдの解消を図ります。

重点事業 20

(2) 幅広い福祉サービスの推進

【施策の方向性】

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められます。そのため、一人ひとりの状況に合わせた幅広いサービスを提供することにより福祉の向上を図るとともに、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。また、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等、対象者別の計画と本計画との連携を密にすることで、福祉サービスの推進を図ります。

【施策を取り巻く現状と課題】

- 市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができるような体制の整備が求められています。
- 誰もが必要なサービスを適切なかたちで受けられるよう、福祉サービスの充実に加え、医療や教育、保健などの福祉以外の様々な分野の関係機関との連携を図ることが求められています。
- 市には、高齢者や障害のある人などが住み慣れた地域において安心して在宅生活をおくることができる福祉サービスの充実が期待されています。

【計画の推進に向けて】

《主な事業》

* 地域福祉・生活困窮分野

事業名	事業概要
社会福祉協議会 地域担当職員（COW）の配置	地域における福祉活動のコーディネーターとなる職員を配置することにより、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブなどとの連携を深め、ボランティア活動や地域住民による地域の福祉力を高めます。
C SW・社協COWと地域福祉推進団体との連携	C SW・社協COWが、地域福祉を推進する団体に対し、分野を超えた連携・橋渡しを行い、地域課題の共有化を通して、地域のつながりの再構築を行います。
小地域ネットワーク活動	小地域（概ね小学校区）を単位として、要支援者を対象に、保健・福祉・医療等の関係者と住民が協働して個別援助活動やグループ活動援助を行い、地域での「顔の見える関係」を構築していきます。なかでも、グループ援助活動として実践しているふれあいサロンを更に推進するとともに、障害者や子どもなども参加できる共生型サロン化を目指します。

事業名	事業概要
地域福祉ネットワーク推進会議の開催	多種多様な関係機関・専門職と連携強化を図り、「制度の狭間」の問題や、複合多問題を抱える人に対して、適確かつ迅速に対応できるネットワーク・プラットフォームの構築をめざします。
生活困窮者自立支援事業	相談窓口を設置し生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。（個別の事情に応じて、他機関と連携する場合があります） 主な事業：自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・住居確保給付金事業

＊高齢分野

事業名	事業概要
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	要支援者および基本チェックリスト該当者を対象に、通所や訪問によるサービスを提供します。実施主体は介護事業者のみならず、住民主体によるサービス提供も実施します。
一般介護予防事業	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、共助（市実施事業）、互助など、様々な運営主体により交流や社会参加の場としての通いの場が継続的に運営される地域づくりを推進することで、介護予防や自立支援を行います。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	後期高齢者医療広域連合から受託して健康相談やフレイル予防など、後期高齢者等への保健事業を実施します。
高齢者地域ケア会議	高齢者が住みなれた地域社会で安心して暮らせるよう、関係機関、事業者などが意思疎通を深め、共通する問題を協力して解決する取組を通じ、高齢者支援に関わる諸活動を総合的に調整し推進します。
高齢者虐待防止ネットワーク事業	養護者、施設従事者等による高齢者虐待を防ぐため、関係機関によるネットワークにより、養護者への支援も含めた虐待防止に取り組みます。

* 障害分野

事業名	事業概要
障害児（者）に対する地域での生活支援の推進	障害児（者）ができるだけ身近な環境で健やかに生活できるように、障害福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう支援します。また、医療的ケアの必要な方が安心して地域で生活できるよう、日中の受け入れなどサービス提供の場については、医療分野との連携を進めます。さらに、児童発達支援センターにおける支援も含め、障害児通所支援事業として支援が必要な子どもに対してサービスを提供します。
日中活動の支援の充実	一般就労への支援とは別に、雇用契約に基づかない就労継続支援B型や生活介護、生活訓練、地域活動支援センターI型など、障害特性に応じて社会参加できる場の充実に向けて支援を行います。
ガイドヘルプサービスの充実	障害のある人の余暇活動や社会参加の推進に向け、ガイドヘルプサービスの見直しなど充実に努めます。
東大阪市自立支援協議会	学識経験者、障害のある当事者、支援団体、サービス事業者、行政などの関係機関が相談支援ネットワークの構築、地域課題の共有化、社会資源の検証、開発などを目指し密接に連携し、協議を行います。
障害者虐待防止対策支援事業	養護者、施設従事者、使用者による障害者への虐待を防ぐとともに養護者に対する支援などを行います。

* 子ども・子育て分野

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしたい方（援助会員）と援助を受けたい方（依頼会員）の相互援助ネットワークを組織し、子育て援助など地域全体で子育てしやすい環境を整備します。
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・つどいの広場）	子育て中の親子が気軽に集い、交流したり相談できる場を各地域に設置することで、より子育て中の親の不安感や孤独感をなくし、子育てを楽しめたり、地域の子育て力を強化する活動を行います。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見に努め、被虐待児童と家族への援助策などについて検討し、きめ細かなネットワークを構築します。
児童相談所設置準備事業 重点事業12	児童相談所の設置及び設置に伴う子どもに関わる本市行政の新たな構築に向けて準備を進めます。
子育てサポーターによる支援事業 重点事業15	乳幼児健診や子育て支援センターなどにおいて、子育てサポーターによる出張相談等の機会を増やし、子どもや保護者により身近な場所で育児等に関する相談を実施します。 子育て世代包括支援センター「はぐくむ」にて母子保健と連携し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行います。

事業名	事業概要
療育教室事業 重点事業 14	多様化する利用者ニーズに対応するため、個別支援に配慮した早期療育及び、親子教室等の親支援に配慮した療育教室を実施します。
ヤングケアラー支援 重点事業 13	ヤングケアラーの実態を顕在化し、関係機関職員等への研修などを実施し、早期に気づき適切な支援につなぐ相談体制を整備します。 また、家事・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業によりヤングケアラーへの支援を実施します。 さらに、コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進などのヤングケアラーの支援体制の強化を検討します。
児童虐待防止事業 重点事業 11	子ども虐待防止月間にてイベント等により周知・啓発を行います。 また、要保護児童対策地域協議会にて関係機関内で要支援家庭等の情報を共有し、児童虐待の早期発見・早期支援につなぐことで児童虐待の発生及び重症化を予防します。

*その他の福祉分野

事業名	事業概要
社会福祉法人指導監査事業	本市が所管する社会福祉法人、社会福祉施設に対し、指導監査（報告の徴収、業務の状況の検査、助言指導）を実施することで、質の高い福祉サービスの提供につなげます。
福祉推進委員会の開催	行政内部の関係所属で構成される福祉推進委員会で、社会福祉に関する計画の策定、施策の総合的な企画及び調整を行います。

*その他

事業名	事業概要
多文化共生情報プラザ事業	本庁舎 16 階に多文化共生情報プラザを設け、行政全般にかかる業務の通訳・翻訳及び市広報紙の一部を多言語化したプラザだよりの発信を行います。また、語学ボランティア制度を取り入れ、プラザの対応言語以外の翻訳・通訳に対応しています。
日本語教室開催事業	市と特定非営利活動法人との協働により、外国籍住民などに日本語を学習する機会を提供し、日本語によるコミュニケーションを図ります。
自殺予防対策事業	自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及により、うつ病の早期発見・治療などに取り組むとともに、自殺危機にある人に気づき、適切な支援機関などへつなぐ「ゲートキーパー」の養成や自殺対策のための地域ネットワークを構築し、総合的な自殺対策を推進します。

地域福祉に関わる課題は、福祉、保健、医療、住まい、就労、教育、人権、防災など、多岐にわたります。

そのため、市民をはじめ、関係団体、社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政などが一丸となって、多様化・複合化する地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携・協働により、その解決を促進する施策に取り組み、地域福祉の推進を図っていきます。

1 計画の推進体制

(1) 地域協働、多職種連携による包括的な支援体制の構築

地域福祉の推進にあたっては、制度に基づく施策を推進する市などの行政機関、地域福祉の中間支援組織としての社会福祉協議会、それぞれの分野を横断する地域福祉ネットワークの中心となる専門機関や事業者、そしてなにより、近隣住民、自治会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、学校園、各種関係団体、NPO・ボランティアといった市民活動団体など、さまざまな地域資源の主体と協働して、多職種連携による包括的な支援体制の構築を図り、また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施するなど、より効果的な施策推進をめざします。

(2) 市民の役割

市民は、改正社会福祉法において地域福祉の推進主体として明確に位置づけられており、一人ひとりが地域福祉を担う重要な一員です。普段から声かけやあいさつ、見守りなど近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動などに関心を持ち、積極的に参加することも大切です。

《一人ひとりができる具体的な行動や取組》

一人ひとりが 自らの生活や健康のために できること	隣近所や地域住民同士で 助け合えること	地域で 活動する組織・団体・グループ 同士で助け合えること
○あいさつをする ○地域に関心を持つ ○相談窓口を知る ○イベントに参加する ○自治会に加入する	○声かけ・見守り ○相談に乗る ○ちょっとしたお手伝いをする	○団体での情報交換・交流 ○地域の実情や課題の共有・発見
など	など	など

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定される社会福祉に資するさまざまな事業を実施することで、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体です。市は地域福祉を推進するにあたって、常に社会福祉協議会との連携・協働を図り、その活動を継続的に支援していく必要があります。その上で社会福祉協議会は、多様化、複雑化する新たな福祉課題に対してその社会的使命と役割を果たすために、本計画に基づく「地域福祉活動計画」に掲げる施策の確実な実行と、より積極的な施策展開を図る必要があります。

本計画では社会福祉協議会を、市の地域福祉における中核的役割を果たす中間支援組織として明確に位置づけ、さまざまな福祉分野のネットワークの中心として、地域福祉活動を総合的に推進する役割が期待されます。

（４）社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、地域の要援護者を支える福祉サービスの提供者として利用者に安心して利用してもらうために、常に客観的な視点でサービスを見直し、利用者のニーズにあわせた改善を継続することで、質の高いサービスを提供する必要があります。あわせて事業内容やサービス内容の情報提供を広く行い、相談などを通じて他機関の支援が必要な課題を把握した場合は、適切な支援機関につなぐなど、他機関との連携強化によるサービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

また、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応し、ボランティア体験の受け入れや地域のさまざまな人との交流を深めることにより、福祉的配慮が必要な人への理解の深化を進める場としての役割が求められます。

さらにさまざまな分野のサービス事業者や地域との連携を図ることで、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりや支えあいに対する支援といった取組が期待されます。

（５）行政の役割

行政は法や制度に基づき、それぞれの分野において責任をもって施策に取り組み、福祉の推進を図っています。その上で「制度の狭間」などにより既存の福祉サービスを受けにくい人々に対する支援を、相互の連携において実施する必要があり、多様化、複雑化する地域生活課題に対応するために、地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するとともに、多機関の協働による包括的な支援体制を構築することが求められています。

市全体の行政の推進においても福祉や保健はもとより、教育、労働、人権などさまざまな分野において福祉的な視点から事業を見直し、各分野の連携や施策の工夫・改善を図り、福祉的な配慮が必要な人々の自立を支援するための施策を、それぞれの立場において進める必要があります。

また、地域の社会資源である地域の支援団体、当事者団体、NPO・ボランティア団体などの関係機関・団体の役割を尊重し、相互の連携・協力の上での地域の福祉活動が促進されるよう、支援していきます。

2 計画の進捗管理

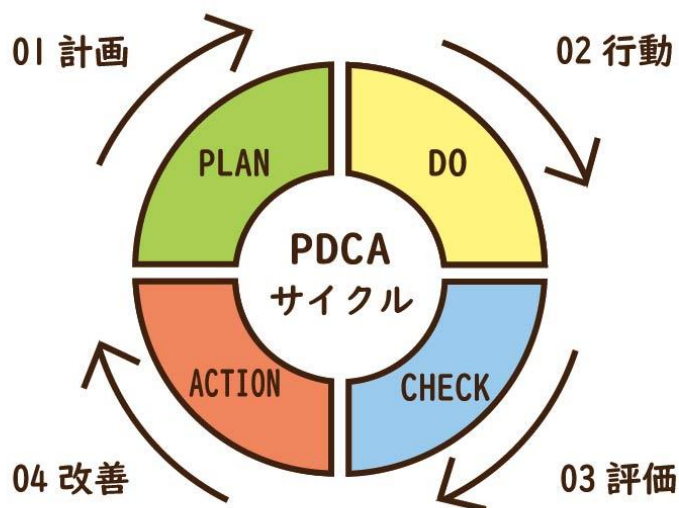
(1) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施するため、「社会福祉審議会」においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、本計画に新たに生じた課題などについて検討を行います。

特に、第3章に記載の「重点事業」については、それぞれの事業の達成状況を測るための指標としてKPI（重要業績評価指標）を設定しつつ、事業の実施におけるプロセスや変化など、数値としてあらわすことが難しい定性的なものも含め、多角的かつ総合的な評価を行い、今後の方向性を検討していきます。

これらの計画の進捗状況についてはウェブサイトなどで随時公表していきます。

<PDCAサイクルによる計画の推進>



進行管理の点検にあたっては、「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、継続的な改善に取り組んでいきます。

(2) 事業評価・見直しのしくみの検討

行政内部の横断的な取組を進めるにあたり、福祉推進委員会を中心に連携を図り、限られた人員・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制における評価に基づく事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関などから取組に対する意見を受ける機会づくりに努めます。

3 計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のウェブサイトでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関などにも協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。

1 社会福祉法（抜粋）

～ 略 ～

第1章 総則

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

～ 略 ～

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

～ 略 ～

第10章 地域福祉の推進

第1節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並

びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第107条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚

生労働省令で定める。

（支援会議）

第106条の6 市町村は、支援関係機関、第106条の4第4項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第3項及び第4項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

～ 略 ～

第2節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

～ 略 ～

2 生活困窮者自立支援法（抜粋）

～ 略 ～

（基本理念）

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を

供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第4条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

～ 略 ～

3 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

～ 略 ～

（基本理念）

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

～ 略 ～

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

～ 略 ～

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

～ 略 ～

4 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

～ 略 ～

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

～ 略 ～

（国等の責務）

第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

～ 略 ～

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

～ 略 ～

5 東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日 東大阪市条例第2号

改正 平成26年6月30日 東大阪市条例第28号

平成29年3月31日 東大阪市条例第8号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

6 東大阪市社会福祉審議会規則

	平成17年1月31日	東大阪市規則第1号
改正	平成17年3月31日	東大阪市規則第27号
	平成24年3月29日	東大阪市規則第16号
	平成26年9月30日	東大阪市規則第51号
	平成29年3月31日	東大阪市規則第24号
	令和4年3月22日	東大阪市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
 - (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。
- 3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
 - (2) 聴覚障害等審査部会
 - (3) 肢体不自由審査部会
 - (4) 内部障害審査部会
 - (5) 更生医療機関審査部会
- 2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。
- 3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 審査部会長は、会務を掌理する。
- 5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

- 2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあっては、委員。次項において同じ。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあっては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

7 前条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査部会の」とあるのは「部会の」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

7 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉に関する計画その他の地域福祉に関する事項を調査研究するため、東大阪市社会福祉審議会規則第2条第2項の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域福祉専門分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東大阪市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の見直しに関する調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地域福祉専門分科会は、東大阪市社会福祉審議会委員11人以内で組織する。

(会長及び代理者)

第4条 地域福祉専門分科会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、地域福祉専門分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域福祉専門分科会の会議は、東大阪市社会福祉審議会条例第5条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 地域福祉専門分科会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

8 東大阪市第6期地域福祉計画策定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、東大阪市第5期地域福祉計画（平成31年3月策定）を見直すにあたり開催する東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、市民、福祉関係者、有識者等の意見を聴取するため、東大阪市第6期地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 懇話会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、一般市民代表、福祉関係者・団体、事業者等のうちから市長が選任する。

（任期）

第3条 委員の任期は、第6期地域福祉計画の策定が完了する時までとする。

（報償費）

第4条 委員に支給する報償費の額は、日額8,000円（交通費込）とする。ただし、委員のうち、地方公共団体の職員である者に対しては報償費を支給しない。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の会長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、東大阪市第6期地域福祉計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

9 委員名簿（令和5年度）

（1）東大阪市社会福祉審議会委員名簿

（50音順、敬称略）

氏 名	所属団体等
阿 部 圭	連合東大阪地区協議会 事務局次長
新 崎 国 広	ふくしと教育の実践研究所 S O L A 代表
池 畑 静 江	東大阪市人権擁護委員会
和 泉 直 貴	東大阪市障がい児・者福祉施設連絡会 会長
稲 森 公 嘉	京都大学大学院法学研究科 教授
井 上 寿 美	大阪大谷大学教育学部教育学科 教授
岩 浅 哲 治	東大阪市自治協議会 副会長
江 浦 保	東大阪市社会福祉協議会 会長
太 田 優 美	東大阪労働団体連絡協議会
香 川 輝 子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
川 口 泰 弘	東大阪市議会議員
北 野 英 子	東大阪市意岐部地域人権協会委員
五 島 淳	東大阪市民健康づくり推進協議会 副会長
坂 本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会 会長
澤 田 強	東大阪市老人クラブ連合会 会長
潮 谷 光 人	東大阪大学こども学部こども学科 教授
関 川 芳 孝	大阪公立大学 名誉教授
高 橋 尚 三	東大阪市人権長瀬地域協議会 事務局次長
中 上 世津子	東大阪労働組合総連合 専門委員
中 川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科 教授
西 岡 剛 司	東大阪市私立保育会 会長
西 島 善 久	東大阪市高齢者介護施設会 会長
濱 田 康 子	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長
原 彦 保	東大阪市校区福祉委員会連合会 副委員長
松 川 啓 子	東大阪市議会議員
松 端 克 文	武庫川女子大学心理・社会福祉学部 教授
三 星 昭 宏	近畿大学 名誉教授
村 岡 悠 子	弁護士・中小企業診断士
山 田 祥 隆	東大阪市福祉施設会 会長
山 本 朗	東大阪市社会福祉事業団東大阪市立障害児者支援センター 医監
横 田 信 一	東大阪市議会議員
吉 邨 幸 雄	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会 会長

（※年度内の委嘱・解嘱を含む）

(2) 地域福祉専門分科会委員名簿

(50 音順、敬称略)

氏 名	所属団体等
新 崎 国 広	ふくしと教育の実践研究所 S O L A 代表
和 泉 直 貴	東大阪市障がい児・者福祉施設連絡会 会長
岩 浅 哲 治	東大阪市自治協議会 副会長
江 浦 保	東大阪市社会福祉協議会 会長
香 川 輝 子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
北 野 英 子	東大阪市意岐部地域人権協会委員
高 橋 尚 三	東大阪市人権長瀬地域協議会 事務局次長
西 岡 剛 司	東大阪市私立保育会 会長
西 島 善 久	東大阪市高齢者介護施設会 会長
原 彦 保	東大阪市校区福祉委員会連合会 副委員長
吉 邨 幸 雄	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会 会長

(※年度内の解嘱を含む)

(3) 第6期地域福祉計画策定懇話会委員名簿

(50 音順、敬称略)

氏 名	所属団体等
天 野 正 亮	東大阪地区保護司会
荒 井 美 紀	公募委員
石 井 由 美	基幹型地域包括支援センター
今別府 謙 司	東大阪市社会福祉協議会
加 藤 奈津子	公募委員
田 中 千奈津	コミュニティソーシャルワーカー連絡会
地 村 貴 士	東大阪市自立支援協議会
唐 原 仁	教育委員会
中里見 順 子	東大阪市ボランティア連絡会
村 井 好 野	特定非営利法人東大阪日本語教室
山 中 徹 二	大阪人間科学大学

10 策定経過

年月日	項目	議事内容
令和5年 5月19日	第1回社会福祉審議会	●第5期地域福祉計画の進捗状況説明
5月22日	第1回地域福祉専門分科会、 地域福祉計画策定懇話会合同 会議	●第5期地域福祉計画の現況報告について ●第6期地域福祉計画の策定スケジュール、市民 アンケート、事業所・団体アンケートについて
6月28日～ 7月18日	市民アンケート調査の実施 事業所・団体アンケート調査 の実施	●東大阪市内在住の18歳以上の市民3,000人を 対象に調査 ●東大阪市内で地域福祉に関わる168事業所・団 体を対象に調査
8月23日	第2回地域福祉専門分科会、 地域福祉計画策定懇話会合同 会議	●市民アンケート、事業所・団体アンケートの結 果について ●地域懇談会について
9月1日 9月5日 9月7日	地域懇談会	●地域の支援者、福祉に関わる事業所などが集い、 今後の地域福祉について意見交換
10月24日	第3回地域福祉専門分科会、 地域福祉計画策定懇話会合同 会議	●地域懇談会についての報告 ●第6期地域福祉計画の骨子案について
11月30日	第4回地域福祉専門分科会、 地域福祉計画策定懇話会合同 会議	●第6期地域福祉計画の素案について
12月1日	福祉推進委員会幹事会	●第6期地域福祉計画の素案について
12月28日 ～ 令和6年 1月29日	パブリックコメント	●計画素案に対する市民意見の募集
2月6日	第5回地域福祉専門分科会、 地域福祉計画策定懇話会合同 会議	●第6期地域福祉計画の案について
2月26日	第2回社会福祉審議会	●第6期地域福祉計画（案）の承認

11 用語解説

あ行

アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

I C T

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。

委託相談支援センター

障害のある人・保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。

医療的ケア

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為であり、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

インクルーシブ

「包み込む」「包含する」という意味で、障害の有無や年齢、性別、国籍などの違いがあっても、誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域社会の中で共に支えあっていくこと。

ウィルチェアスポーツ

障害の有無や年齢、性別にかかわらず誰もが一緒に楽しむことができるスポーツとして車いすスポーツを推進するにあたり、車いすの英語表現 “wheelchair” を用いてウィルチェアスポーツと呼称したもの。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

NPO

営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略称。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

か行

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、様々なサービスを提供することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者などへの効果的かつ効率的な支援等を目指す事業。

要支援者への介護予防サービス提供である「生活支援・介護予防サービス事業」および要介護状態等ではない高齢者に対して、心身の機能や生活機能の低下の予防又は悪化の防止のために必要な事業として提供される「一般介護予防事業」を実施する。

基幹相談支援センター

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」に設置し、障害児者の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担い、委託相談支援センターなどの関係機関と連携して、専門的な相談を行う。また、東大阪市自立支援協議会の事務局機能を担いつつ、地域の相談支援体制強化への取組、地域移行や地域定着、権利擁護にかかる相談支援等も実施する。

基幹型地域包括支援センター

日常生活圏域における高齢者支援を行う各地域包括支援センターの後方支援やセンター間の総合調整などを行うことで、市域全体の高齢者支援を推進することを目的に設置をした基幹施設。

虐待

身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障害者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

協力雇用主会

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用しようとする民間の事業主の会。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された自主的な活動を行う組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っている。

更生保護女性会

女性の立場から地域における犯罪予防活動や、子どもたちの健全育成のための活動を行う団体。

コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人。地域福祉の推進には、市民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働して役割を果たしていることから、地域のさまざまな資源を円滑につないでいく、ネットワークの中心となる人や機関の役割が重要となっている。

子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設。

子育て世代包括支援センター（はぐくむ）

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談等に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした施設。

コミュニティ

地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職。

コミュニティワーカー（COW）

「社会福祉協議会地域担当職員」のこと。社会福祉協議会が運営する3ヶ所の老人センターを活動拠点として、地域福祉の活性化を図るため、小地域ネットワーク活動をはじめとするさまざまな地域福祉に関わる諸団体の地域特性を活かした活動を支援し、老人センターの各種事業やボランティア活動と地域との橋渡しを行う。また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、CSWなどと共に高齢・障害・子ども等の分野を超えた福祉専門機関の顔の見える関係づくりにも努めている。

さ行

自主防災組織

地域住民が自主的に協力連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立って、日頃から災害に備えた取組を行うとともに、災害時は被害を最小限にすべく活動を行う団体（組織）。

市民後見人制度

成年後見制度を利用するにあたっては、親族または弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人になることが多いが、新たな担い手として一般市民が研修を経た上で後見人となって活動する制度。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を3つの柱として一体的に実施するもの。

障害者就業・生活支援センター（J-WAT）

就職を希望している障害のある人や在職中の障害のある人に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面と生活面の一体的な支援のほか、企業（雇用主）に対する雇用管理や職場環境等の助言、業務遂行上の支援などを行う機関。

小地域ネットワーク活動

小地域（おおむね小学校区）を単位として、高齢者や障害者、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの校区福祉委員会が実施する住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動。見守りや声かけ訪問などの個別援助活動やいきいきサロンなどのグループ援助活動などがある。

職親プロジェクト

日本財団職親プロジェクトは、刑務所出所者、少年院出院者（以下「出所者等」）一人ひとりの更生をすべての参加企業で支え、再犯を防止する活動で、「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で出所者等の社会復帰を支援するプロジェクトである。支援にあたっては参加企業だけではなく、法務省、矯正施設、専門家など、様々なメンバーで出所者等が再チャレンジできる社会、誰もが犯罪被害に悲しまない社会の実現を目指して取り組んでおり、日本財団による助成を受けて活動している。

自立支援協議会

関係機関等が地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害のある人等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくもの。

制度の狭間

日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多問題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。「制度の谷間」「制度の隙間」という表現もあるが、同様の意味である。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う制度。

セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度やしきみ。地域福祉におけるセーフティネットは、地域の住民や関係者が地域の課題を共有した上で、支援を必要とする人を早期に発見し必要なサービスにつないでいくための、助けあい・支えあいネットワークによる生活支援のしくみである。

世代間交流

地域の高齢者と子どもたちといった世代の異なる人が学校や地域の行事などに集い、それぞれが持つ能力や経験を活かした交流をすることによって、地域コミュニティの再構築を図る取組。

セルフネグレクト（自己放任）

生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことなどができないなど客観的に見て本人の人権が侵害されている状態。家族や地域とのつながり、介護や支援などを拒否し、自らの健康や安全が脅かされている事例が問題となっている。

た行

多機関連携

重層的支援体制整備事業において、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐことを基本としており、各種支援機関等との連携を図りながら支援を行うものとしている。

ダブルケア

介護と育児に同時に直面すること。

多文化共生情報プラザ

日本語能力に関わらず、すべての住民が公平に行政サービスにアクセスできる体制整備とともに、市民の一人ひとりが見識豊かで多様な文化を認めあう国際人として、市民意識啓発を進めることを目的として市役所内に開設し、英語、韓国・朝鮮語、中国語、日本語等による多言語相談案内・情報提供等を行っている。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域DX

情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化など、最先端のデジタル技術を活用し、利用者中心の行政サービスを実現する取組をさす。

地域福祉活動計画

地域住民やさまざまな民間団体などによる地域福祉推進に向けた自主的な取組の具体的な内容について、行政計画である地域福祉計画との理念の共有のもと、社会福祉協議会が中心となって策定する行動計画。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっている。

つどいの広場

子育て支援センターと同様の機能を持ち、かつ、ベビーカーで気軽に行ける、身近でアットホームな場所。

デジタルデバイド

インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間で生じる格差のこと。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として均等に当たり前に生活する社会こそ当たり前の社会であるという理念にもとづいて、共に支えあいながら生活することができる社会をめざそうとする考え方。

は行

8050（9060）問題

80代（90代）の高齢の親と働いていない独身の50代（60代）の子が同居している状態が半年以上に及ぶ世帯に生じる問題。

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるために、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

バリアフリー

社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障害者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者名簿制度

大規模な災害時に自力での避難が困難で特に支援を要する方（避難行動要支援者）のうち、事前に同意を得た方の情報を地域の支援者や市の関係部局などに提供することで、災害時における地域での避難支援や安否確認に活用する制度。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や修学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさす。

ファシリテーター

ファシリテーションを専門的に行う人。グループや組織でものごとを進めていくときにその進行を円滑にし、目的を達成できるよう、中立的な立場から働きかける役割を担う。

福祉避難所

災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする「要配慮者」を受け入れる避難所。

福祉有償運送

高齢者・障害者などのうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人などが営利とは認められない範囲の対価により、道路運送法第79条による登録の上で自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス。

包摂社会

すべての人々を排除せず、社会の一員として取り込み、支えあう社会のこと。

保護司

社会奉仕の精神をもって、犯罪や非行をした人の改善及び更生を助けるとともに、犯罪や非行の予防のため世論の啓発に努める役割を担う、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。具体的には、保護観察所と連携しながら、保護観察（犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助けなどを行うこと）や釈放後にスムーズな社会復帰支援を進めるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行っている。

母子福祉推進委員

母子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るため、概ね各小学校の通学区において1名配置し、母子家庭の母及び寡婦からの相談に応じたり、情報提供を行う委員。

ま行

民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。

ユニバーサルデザイン

製品、建築、空間などについて、年齢や性別、身体状況、言語や国籍の違いなどに関わらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるようにされた設計（デザイン）。

ら行

ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

個人では、乳幼児期、学童期、青年期、成人期、壮年期、高齢期など、家庭生活においては新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられ、ライフステージの変化にともない、生活に対する要望も変化するといわれている。

みんなでつくる・みんなでつながる地域福祉



黄色い枠に、あなたの似顔絵を描いてくださいね、一人一人が大事な地域の一員です。

東大阪市第6期地域福祉計画

(令和6年3月)

東大阪市 福祉部 地域福祉室 地域福祉課
〒578-8521 東大阪市荒本北1丁目1-1

Tel 06-4309-3181

Fax 06-4309-3815

Mail chiikifukushi@city.higashiosaka.lg.jp

